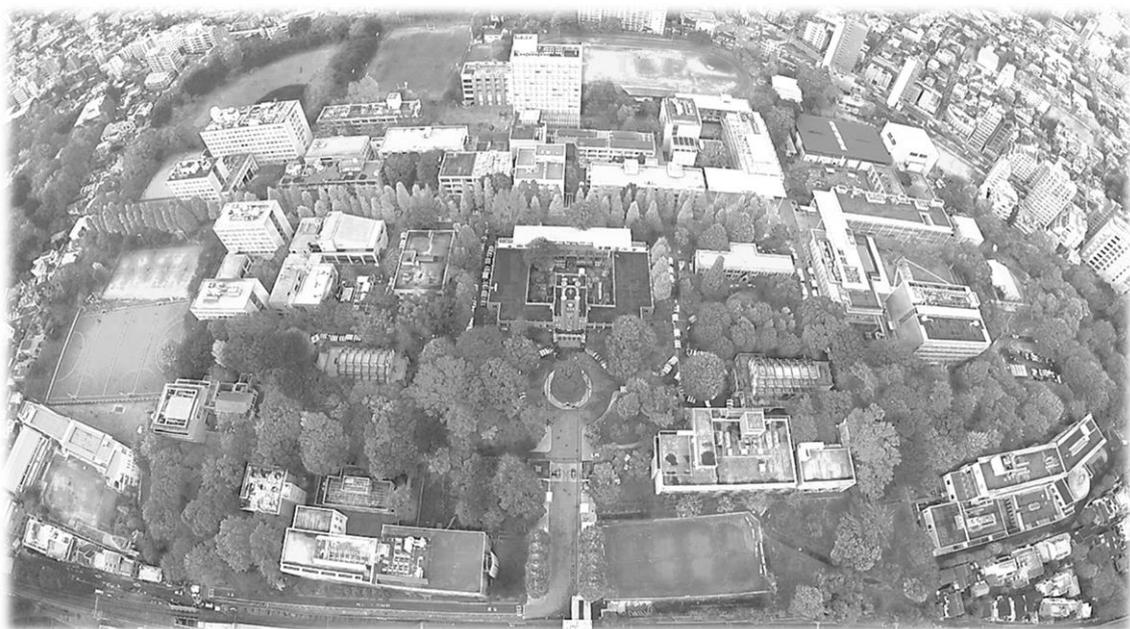


日本平和学会
2018年度 春季研究大会



2018年6月23日（土）～24日（日）
開催校 東京大学 駒場キャンパス

目次

開催趣旨	1
プログラム	2

6月23日(土)

9:10-11:30

自由論題部会1(パッケージ企画1)	8
部会1 ワークショップ(平和教育プロジェクト委員会企画)	☒

12:00-14:00

分科会①「環境・平和」	14
分科会②「難民・強制移動民研究」	☒
分科会③「非暴力」	18
分科会④「公共性と平和」	☒
分科会⑤「ジェノサイド研究」	22
分科会⑥「戦争と空爆問題」	31

15:30-18:00

部会2(開催校企画)	38
------------	----

6月24日(日)

9:10-11:30

自由論題部会2(単独報告)	45
部会3(企画委員会企画部会)	53

12:00-14:00

分科会⑦「植民地主義と平和」	59
分科会⑧「軍縮・安全保障」	67
分科会⑨ 合同開催「平和教育」「平和と芸術」	76
分科会⑩「平和文化」	79
分科会⑪「グローバルヒバクシャ」	☒

14:10-16:40

自由論題部会3(パッケージ企画2)	81
部会4	92

日本平和学会 2018 年度 春季研究大会プログラム
2018 年 6 月 23 日(土)・24 日(日) 会場:東京大学駒場キャンパス

大会テーマ「人間と国家 — 平和学の社会的責任と構想力」

<開催趣旨>

ポスト冷戦時代に国際的な権力や国家主権の相対化が指摘されて以降、二十余年が経過した。その間の変化は、世界政治の多極化、グローバル資本主義の普遍化と格差の拡大、世界の内戦化、国際テロネットワークの増殖、地域的な国際機構の発展、グローバルな市民社会の台頭等として語られ、平和学においても多様な研究が進められてきた。世界の秩序を構想し、形成するうえで、非国家主体が重要な役割を果たしてきたことは、NGO の連合体によって主導された核兵器禁止条約の採択が端的に示していると言えよう。

その一方で、「唯一の戦争被爆国」とされてきた日本においては、核戦力に依存した安全保障体制の維持が主張されている。この主張の根拠とされる東アジア地域の緊張関係を語る際には、また当該地域の緊張関係と密接に関わる歴史認識や戦後補償は、いずれも国家間の問題として扱われ、ナショナルな境界線が強調されてきた。さらに日本国内においても、米軍基地問題や憲法改正の加速化にみられるように、個人の権利を侵食する国家権力の肥大化が問題となり続けている。

より非暴力的な世界秩序を構想し、形成していくという社会的責任を果たすために、現代の平和学には何ができるのだろうか。本大会では人間と国家をめぐる緊張関係に着目することで、相対化後も強い影響力をもつ主権国家を軸とした社会構造に、平和学はいかに向き合っていくのかについて議論する機会としたい。

第 22 期企画委員長 清水奈名子

6月23日(土)

9:10-11:30

自由論題部会1(パッケージ企画1)

「<占領のノーマライゼーション=不可視化>と闘う—パレスチナ女性の『日常生活の政治学』」(パネル・ディスカッション)

本部会は、「人間と国家」という大会テーマの下、国家の暴力とそれに立ち向かう人間の姿を、イスラエルのパレスチナ占領を事例として明らかにし、日本のフェミニズム運動の連帯の可能性を議論するものである。パレスチナでは、外国占領がより恒久的な体制の確立によって見えにくくなっている一方で、国家の暴力性が巧妙な深化をとげている。本部会では、女性の日々の闘いを通じて<ノーマライズした>抑圧状況を可視化し、「見る側」の視点を回復しようと試みる。2017年米政権が行ったエルサレムの首都承認は現状を追認したものだという論理における「現状」とは、まさに不可視化を受け入れてしまう見る側の「視点」の問題にほかならないことを提起したい。

イスラエルは1967年の第三次中東戦争の結果、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザを占領した。東エルサレムでは、入植地や隔離壁(アパルトヘイト壁)の建設による土地の収奪、建物の接収、家屋の破壊、パレスチナ人の居住資格剥奪などにより「ユダヤ化」が進められてきた。西岸地区では、隔離壁、入植地、ユダヤ人専用道路、検問所、道路ブロックにより分断され、人々は小島のようになったコミュニティの中での生を強いられている。フェンスで囲まれたガザは出入り口を封鎖され、人々はぎりぎりの生存状態におかれている。こうした<占領のノーマライゼーション=不可視化>が進む中、パレスチナ人の日常生活は細部にいたるまで強い負の影響を受け続けているが、国際社会では注目を浴びにくい。

パレスチナ女性たちはこれらに抵抗し、日常生活の中で闘いを進めている。彼女たちの家族とコミュニティの絆を維持し、健康、教育、居住、雇用に対する権利を求める闘いは「日常生活の政治学(Politics of Everyday Life)」である。本セッションは、占領下でパレスチナ女性として生きることの意味および占領に抗する女性たちの闘いを考察することでジェンダー視点から占領とは何かを考え、問題解決のために日本を含む国際社会が取り組むべき課題を議論する。

パネリスト1: Fadwa Al-Labadi (アルクドゥス大学)

“The Apartheid Separation/Annexation Wall and its Impact on Gender and Citizenship Rights (アパルトヘイト分離壁とそのジェンダー、市民権へのインパクト)” (報告は英語・日本語への逐次通訳有)

パネリスト2: 清末愛砂 (室蘭工業大学大学院)

「パレスチナと日本のフェミニスト運動の連帯の可能性を考える」

コメンテーター: 近江美保 (長崎大学)

司会: 松野明久 (大阪大学大学院)

【プログラム】

9:10-11:30

部会1 ワークショップ（平和教育プロジェクト委員会企画）

「トレーナーズトレーニング やりとり力を育てる：『国家・祖国・ネーション』をめぐる」

平和教育プロジェクト委員会 23 期では、“やりとりする力を鍛える”を大きなテーマとしている。相手の言葉を受け止め、返す。当たり前のように思えるが、私たちは本当に“やりとり”しているだろうか。アクティブラーニングが必要とされている教育現場や、平和活動などで仲間や意見が違う人がいる場でも、相手の発したものを受け止めていないかったり、自分の考える方向に恣意的に会話がずれたり、相手の発言とは関係なく自分の主張をしていないだろうか。返す力、受け止める力、まさに“やりとり”をする力は、不必要なコンフリクトを起こさない平和をつくる創る基盤となり、その力は個人のみならず、集団、国家間の“やりとり”＝外交にも必要な力である。グローバル化がもたらした格差や不平等、差別や排除による分断を再び繋ぎなおす力を育て、また自らもその力を鍛え直すことが、平和教育者としての社会的責任であると考え、今期は教育者やファシリテーター、平和運動で役割を担う人を対象としたトレーナーズトレーニングの企画を行う。

今回は、「国家・祖国・ネーション」をトピックとして、参加者のつぶやきを聴き、感情を受け取り、返す、という交換のプロセスを感じながら“やりとり力”を高めるという、筋書きのない実験的な試みである。失敗を恐れない、失敗から学べるような雰囲気を作り、相手の投げたボールを受け止め、投げ返すことで創出できる人同士の平和的・創造的なネットワークの可能性を探りたい。

ファシリテーター：奥本京子(大阪女学院大学)、笠井綾（宮崎国際大学）、杉田明宏(大東文化大学)、鈴木晶(横浜サイエンスフロンティア高校)、高部優子(横浜国立大学大学院)、暉峻僚三(川崎市平和館)、中原滯佳(新潟大学大学院)、堀芳枝(獨協大学)、松井ケティ(清泉女子大学)、山根和代(立命館大学)、ロニー・アレキサンダー（神戸大学）

11:30-12:00 昼休み

12:00-14:00 分科会

14:10-15:20 総会

第6回日本平和学会平和賞・平和研究奨励賞授与式

【プログラム】

15:30-18:00

部会 2 (開催校企画)

「戦争と人間—個人の法的責任・権利・地位の地平」

今回の開催校企画部会は、第6回平和賞に関連するものである。本部会に先行する形で、個人の法的責任・権利・地位の地平において戦争と人間とのかかわりの核心に迫る研究を行ってこられた内海愛子、大沼保昭、田中宏の三氏に対する第6回平和賞の授与式が予定されているが、その選考理由は、三氏がその研究を通じて、いかなる法的地位にある個人が、(1) 侵略戦争の開戦の責任を問われるのか、(2) 戦争中の俘虜虐待を含む非人道的行為の責任を問われるのか、そして(3) 終戦後の戦争被害者に対する給付対象に含まれるのかなどの問いに正面から取り組み、平和／講和 (peace) の持つ多面的な意味を鮮やかに照らし出したことにある。選考理由の詳細は、学会ウェブサイト (<https://www.psj.org/>学会賞/第6回-2017年/) を御覧いただきたい。

本部会では、三氏が取り組まれたテーマをあらためて取り上げ、日本政治史、日韓関係史の研究者が、それぞれの視角から論考を展開する。

報告 1 : 波多野澄雄 (筑波大学)

「サンフランシスコ講和体制と『和解』の構造 (仮)」

報告 2 : 吉澤文寿 (新潟国際情報大学)

「日韓国交正常化交渉をめぐる植民地責任論の現況 (仮)」

報告 3 : 高橋哲哉 (東京大学)

「『戦後責任』についての基礎的考察 (仮)」

討論 : 阿部浩己 (明治学院大学)

司会 : 石田憲 (千葉大学)

18:30-20:30

懇親会

6月24日(日)

9:10-11:30

自由論題部会2(単独報告)

報告1:小田博志(北海道大学)

「先住民族遺骨の repatriation (返還/帰還) と脱植民地化:東京大学・小金井良精が『収集』したアイヌ遺骨を事例に」

討論者:松島泰勝(龍谷大学)

報告2:猪口絢子(大阪大学大学院博士後期課程)

「国際紛争鉱物規制がもたらしたルワンダの資源ガバナンス改善」

討論者:米川正子(立教大学)

報告3:木原滋哉(呉工業高等専門学校)

「国境を越えたベトナム反戦運動 —反戦米兵の支援運動をめぐって」

討論者:福本圭介(新潟県立大学)

司会:麻生多聞(鳴門教育大学)

9:10-11:30

部会3 「核兵器禁止条約と市民社会の役割 —核兵器の非人道性への着目」
(企画委員会企画部会)

世界で唯一、国際法によって禁止されていなかった大量破壊兵器である核兵器を禁止する条約が、2017年に国連総会において採択された。その推進主体となったのは、NGOの連合体である「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」であり、さらに長年にわたり世界各地で被爆体験を証言し続けたヒバクシャたちであった。核兵器の非人道性を重視した議論を展開することで、核兵器廃絶の必然性を訴え、より人道的な世界を構想したこれらのアクターが、新たな国際規範形成を実現したのである。本部会では、世界秩序の構想と形成における市民社会の役割について、核兵器禁止条約を事例として検討する。

報告1:川崎哲(ピースボート・ICAN)

「核兵器禁止条約プロセスにおける市民社会の役割 —ICANを事例として」

報告2:佐藤史郎(大阪国際大学)

「『核兵器の非人道性』の意義と課題」

報告3:四條知恵(日本学術振興会特別研究員・長崎大学)

「長崎における原爆被害の語りに着目して —証言と語られないもの」

討論:高原孝生(明治学院大学)

討論:湯浅正恵(広島市立大学)

司会:毛利聡子(明星大学)

【プログラム】

11:30-12:00 昼休み

12:00-14:00 分科会

14:10-16:40

自由論題部会 3 (パッケージ企画 2)

「脱原発の進む東アジア——台湾、ベトナム、日本の現状と将来展望——」

2016年から2017年にかけて、台湾、ベトナム、韓国では次々に脱原発の方向性が決定された。このうち台湾、韓国では既存の原発の廃炉方針と新規建設の凍結、ベトナムでは初の原発建設計画の白紙撤回がそれぞれ公表されている。これらは3.11のあとすぐに脱原発に舵を切ったドイツやイタリアなどの西欧諸国に続き、数年遅れでやってきた東アジア地域の脱原発とも呼べよう。

本部会では、この東アジア各国・地域の脱原発方針について、それが決定された契機や要因を明らかにするとともに、「本当に計画が再燃することはないのか」という疑問も含めたその将来展望を明らかにする。同時に、これらの諸国・地域とは逆行する形で原発再稼働による巻き返しを図る日本の問題点についても、議論を行いたい。

原発はそもそも核兵器製造時の副産物である熱を利用して開発され、その技術を持つことは、核兵器製造のポテンシャルをもたらす。また同時に、たとえ平和のための核利用であっても、ひとたび事故が起これば核兵器に準じる大きな災禍を及ぼすことは、3.11を通して我々は経験済みである。さらに北朝鮮のミサイル問題、南シナ海での島しょをめぐる争い等を抱える東アジア地域で、原発は軍事標的になる可能性もある。

地域の平和に密接に関係する東アジアの脱原発についての議論を通し、本部会では今後の日本を含む国々や地域での脱原発に向けた提言を行い、実際の行動にもつなげていきたい。

報告1：鈴木真奈美（明治大学大学院博士後期課程）

「台湾の原子力政策転換とその要因」

報告2：吉井美知子（沖縄大学）

「ベトナムの原発建設計画はなぜ白紙撤回されたのか」

報告3：藍原寛子（Japan Perspective News）

「日本における脱原発運動—311前後の福島県浜通りの脱原発運動の現状と課題」

討論：竹峰誠一郎（明星大学）

司会：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

【プログラム】

14:10-16:40

部会4「社会構想としての憲法」

日本では憲法改正を進めようとする政治勢力が力を強めている。立憲主義という根本的な原理が揺らいでいるという見解もある。

憲法は今、さまざまな議論のテーマになっているが、そもそも憲法は社会の根源的な編成原理を形作っている社会契約という性格がある。ここでは憲法を考え直すことで、私たちの社会や生活がどのように構成されているのか、構成すべきなのかを、広い文脈から考察したい。退嬰的な改憲と解釈関係の議論をすっぱり拒絶し、その新たな可能性や肥沃な変容のあり方を構想したい。

報告1：青井未帆（学習院大学）

「憲法を支えるもの、憲法が支えるもの」

報告2：暉峻僚三（中央大学）

「憲法理念からのネイション意識の再構築」

報告3：小松寛（千葉大学）

「戦後沖縄の経験から憲法を問う」

討論：進藤兵（都留文科大学）

司会：堀芳枝（獨協大学）

以上

The Apartheid Separation/Annexation Wall and its Impact on Gender and Citizenship Rights

Fadwa Allabadi

Israeli policies deny Palestinian Jerusalemites with blue identification cards, who live in either J1 (the part of East Jerusalem annexed and incorporated into the Israeli municipality of Jerusalem after the 1967 War) or J2 (populous Palestinian localities in eastern and northern Jerusalem that were excluded from the Israeli municipality of Jerusalem), their fundamental residency rights to adequate housing and freedom of movement, and as a result of Israeli policies their rights to health, work, education and family life are routinely violated. These policies include the plethora of (Israeli) legislative measures aimed at displacing Palestinians from within Jerusalem municipality boundaries by revoking these Palestinians' residency rights in the city.

Furthermore, the apartheid wall was constructed on the Palestinian territories and isolates 43 percent of the Jerusalem governorate, including the route of the wall around East Jerusalem following the municipal boundaries in places around settlements and Palestinian villages, towns and neighborhoods. The wall fragmented East Jerusalem, dividing families and whole communities, and isolating East Jerusalem from the rest of the West Bank. Some neighborhoods within the municipal borders are relegated to the West Bank side of the wall (I refer to as "Area D"). Nearly sixty thousand Palestinian Jerusalemites reside in these neighborhoods. In addition, an unknown number of Palestinian Jerusalemites continue to live outside Jerusalem's municipal borders.

The impact on women in these communities is particularly profound; the separation wall has hastened a process of economic and social decline that is imposing severe hardship on Palestinian Jerusalemites. This research examines the impact of the separation wall on the lives of married Jerusalemite women who live in what we will refer to as “Area D”: the areas within the Israeli municipality of Jerusalem, but located on the West Bank side of the separation wall. These women have been facing many challenges and have been trapped within constrained places, and spouses, who own different identification cards have been separated from their families by the separation wall and various checkpoints.

My paper investigates the difficulties that Jerusalemite women and their families face as the result of having different types of identity cards. It looks into the extent of changes in women’s everyday lives, and the sense of their connections to a particular place when they move out of their homes to new homes after the construction of the separation wall. Much of Jerusalem’s Palestinian population has been left no choice but to move out of their homes with no actual state protection. I examine women’s feelings of security and safety in their homes, as their daily crossings of military checkpoints and interaction with Israeli soldiers in “militarized” spaces. I also examine women’s fear of deprivation of their rights, and being separated from their families and communities.

Palestinian Jerusalemites with Israeli (blue) identification card whom either live in J1¹ or J2², and residents of East Jerusalem who have moved out to live with their spouses in the West Bank or elsewhere, for example, run the risk of having their

¹ The part of East Jerusalem which was annexed and incorporated into the Israeli municipality of Jerusalem after the Six-Day-War of 1967

² J2, the highly populated Palestinian localities in East and North Jerusalem were excluded from the municipality of Jerusalem

residency rights permanently revoked. Thus, Palestinians are effectively deprived of the basic right to reside in their homeland, hometown, and home-space.

This paper tells several women's stories about being "stateless in their homeland," shows how "these voices are constructed, produced, and reproduced through the gendered political geography of the space which the voices inhabit and arise out of. By considering East Jerusalem neighborhoods through the voices of suffering women, I explore displacement, political identity, citizenship, and legal status – and what degree of "permanent residency" is granted in general to the Palestinian Jerusalemites in the J1 area, and the specific status of Jerusalemite women with spouses holding a different identity cards, whether married, divorced or widowed. Considering "the territory as a bounded portion of relational space, and boundaries as a tool to organize these relations," I see space reflecting a rationale embedded in the relationship between colonial power and its sovereignty in territory. Perhaps nowhere is this reflected more clearly than through the separation wall.

For more explanation about the rights of Palestinian citizenship, I will point out a brief history of the legal status of Palestinian nationality and citizenship which has gone through many different permutations reflecting the reality of the Palestinian people, for whom nationality and citizenship laws do not exist.

Finally, I will talk about family unification between Palestinians who live in the occupied territories and Palestinians behind the Israeli separation/annexation wall, also between Palestinians in the occupied territories and those in the Diaspora. This, however, will show the Israeli severe policies regarding family unification and their impact on Palestinian women and their families. In family reunification cases it has long been the actual policy that women married to men without Palestinian identity cards ("foreign spouses") had virtually no chance of being considered. These

women are deprived of their right to unite with their husbands and children and to live with their families in the West Bank or Gaza.

パレスチナと日本のフェミニスト運動の連帯の可能性を考える

室蘭工業大学大学院工学研究科ひと文化系領域
清末愛砂

キーワード：占領下の生活、封鎖／隔離、鎮圧、ジェンダーに基づく暴力、フェミニスト運動

1. 本報告の目的

本報告の目的は、①対パレスチナ政策の文脈から見えるイスラエル問題、②イスラエルの占領下の生活とジェンダーに基づく暴力、③パレスチナ女性の占領に抗する闘いを概観した上で、④日本のフェミニスト運動に求められるパレスチナ女性との連帯の可能性について検討することにある。

2. イスラエル問題とは何か-対パレスチナ政策の文脈から

70年前の1948年5月14日、「ユダヤ人国家」を標榜するイスラエルが建国された。その建国の過程でシオニスト軍が実施した追放作戦により数多のパレスチナ人が虐殺され、また故郷から追放され難民となった。建国直後に始まった第一次中東戦争の休戦までに、難民化したパレスチナ人の数は70万とも80万ともいわれる。こうした虐殺と難民化の歴史（エスニック・クレンジング）に鑑みると、イスラエルはパレスチナ人の犠牲の上に成立した国家といえる。パレスチナ人は故郷の喪失を「ナクバ」（大災厄）と呼び、故郷への帰還権を求め続けている。1948年12月11日、国連総会はパレスチナ難民の帰還権を認める決議を採択している（総会決議194号）。しかし、現在までイスラエルは難民創出の責任を否定するとともに、帰還をいっさい認めないとする立場をとり続けている。

1967年6月の第三次中東戦争の結果、イスラエルは東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザを占領下に置いた（以下、これらの地区を「被占領地」という。）。エルサレムは1947年11月採択の国連総会決議181号の下で国際管理地区と分類されていた。しかし、第一次中東戦争の結果、西エルサレムはイスラエルに占領され併合された。東エルサレムについては、第三次中東戦争終了直後にイスラエル政府が併合を決定し、エルサレム基本法（1980年7月30日制定）で東西エルサレムがイスラエルの首都として規定された。

占領は国際法上の違法な行為であるため、日本を含む世界の大多数の国はエルサレムをイスラエルの首都と認めず、テルアビブに大使館を設置している。2017年12月6日、トランプ米大統領はエルサレムを首都と認め、歴代大統領が履行を拒否してきたエルサレム大使館法（1988年制定）に基づき米国大使館をエルサレムに移設するとの公式発言を行った。その後、イスラエルの建国から70年目にあたる今年の5月14日、その移設が行われた。3月末から、被占領地では難民の帰還権やガザ封鎖等の解除を求める非暴力のデモやゼネラル・ストライキが組織されてきた。それに対しイスラエル軍は武力でデモ隊を鎮圧してきたが、米国大使館の移転日はとりわけガザで苛酷な鎮圧が行われ、62名のパレスチナ人が殺害される事態となった。

1993年から1995年にかけてイスラエルとパレスチナ解放機構との間で一連のオスロ合意が締結された。日本では同合意およびそれに基づくパレスチナ自治政府および自治区の誕生を「和平合意」と評価する傾向がある。しかし、それは占領政策を強化し、パレスチナ国家の樹立の可能性を阻むものにすぎなかった。ヨルダン川西岸地区は同合意により、A地区（自治政府が行政権・治安権を有する）、B地区（同自治政府が行政権を、イスラエルが治安権を有する）、C地区（イスラエルが行政権・治安権を有する）に分断された。A・B地区は同地区の半分以下の面積を占めるものでしかなく、残りはイスラエルが完全支配するC地区である。これらの地区は単純に混在しているわけではなく、イスラエル軍の検問所や道路ブロックの設置等により、一つひとつのコミュニティが他のコミュニティと分断される形で存在している。

2002年、イスラエルはヨルダン川西岸地区のパレスチナ人の土地に大きく食い込む形で「壁」の建設を開始した。1993年以降、ガザはイスラエルがその周囲につくったフェンスにより完全に囲まれている。ガザへの出入り口も、とりわけパレスチナ評議会選挙でハマースが大勝利した2006年以降、住民の移動や物資の搬入を大幅に制限する封鎖が続いている。このように、イスラエルは被占領地のパレスチナ人の日常を多面的に支配し、段階的にフェンスや壁を建設することで被占領地の封鎖・隔離を行ってきた。以上が対パレスチナの文脈におけるイスラエル問題の概要である。

3. 占領下の生活とジェンダーに基づく暴力

被占領地のパレスチナ人の生活は、イスラエルの占領政策により大幅な制約を受けてきた。それは自らの意思に基づく自己決定権を一方的に否定されることを意味し、自由と尊厳に対する侵害のみならず、生きることを根底から支える希望を損なわせるような残虐なものである。ジュネーブ第4条約の締約国であるイスラエルには占領国としてその支配下に置く者を保護する義務が課せられているが、同国は被占領地を帰属が定まっていない係争地とみなし、同条約の適用を拒否している。

占領政策はパレスチナ人に対する人権侵害を前提とする苛酷な管理に基づく。各形態の人権侵害の主な例としては、①土地の接収（イスラエルの入植地の建設等に用いられる）、②水の使用権の制限、③移動の制限、④（移動の制限に基づく）教育や医療等へのアクセスおよび物資の搬送の制限、⑤抵抗運動への鎮圧、⑥抵抗運動の逮捕者への拷問や行政拘束、⑦抵抗者を出した家族の家屋の破壊（集団懲罰）、⑧軍事攻撃（近年ではガザへの大規模攻撃）等をあげることができる。

占領政策は被占領地のパレスチナ人に一律に適用されるが、その結果として生じる人権侵害の中には女性であるがゆえに被るものが含まれている。また、人権侵害にはパレスチナ社会のジェンダー規範を意図的に利用してなされるもの、および同社会のジェンダー規範と結びつくことで人権侵害の度合いが増幅されるものが含まれている。占領下のジェンダーに基づく暴力の例をあげると、①軍事攻撃による出産への影響、②検問所での女性に対する性的嫌がらせ（それゆえに娘に通学を伴う学校教育を受けさせることを躊躇する家族がある）、③検問所等でヘジャブを脱がせる行為、④抵抗運動により逮捕された女性への性暴力、⑤軍事攻撃や封鎖・隔離がもたらす不安定な生活に起因するDV、⑥稼ぎ手である夫を失った女性たちの生活難（夫が長期間投獄されたケースも含む）等がある。看過してはならない重要な論点は、パレスチナで生じているジェンダーに基づく暴力の主要因の一つが明らかにイスラエルの占領にある点である。

4. パレスチナ解放闘争と女性－日本のフェミニスト運動との連帯は可能か

パレスチナ人は、故郷の喪失と難民化および1967年以降の被占領地での支配を黙って受け入れてきたわけではない。とりわけ、第三次中東戦争以後、パレスチナ人は猛反撃を開始した。解放闘争の初期の拠点は難民化ゆえに、パレスチナの外を主な拠点として展開された。しかし、1987年の第一次インティファダ以後、その拠点は被占領地へと移った。パレスチナ社会には女性に抵抗運動への参加を躊躇させる規範がないわけではないが、それでもなお女性たちは自らの尊厳をかけ、初期から現在にいたるまでの解放闘争に積極的にかかわってきた。特に被占領地に住むパレスチナ人が性別や年齢にかかわらず参加した第一次インティファダでは、多面的な活動を通して大きな貢献を果たした。その過程で同社会のジェンダー規範に同時に挑戦するフェミニスト運動も生まれてきた。そこには、1970年代に世界規模で広がった女性解放運動も影響している。また、占領に抗議するイスラエルのフェミニスト運動との連携もみられる。

では、日本のフェミニスト運動（特にフェミニストによる平和運動）との連携はどうであろうか。これまで被占領地の状況に応じて単発的に抗議行動がなされることはあっても、パレスチナ女性との連帯が同運動の課題として継続的に議論されたことはない。その主な理由は、日本社会の深刻なジェンダー規範への挑戦が運動の第一義的な課題であることに加え、植民地支配や軍事主義という観点からは、大日本帝国の支配の歴史の清算（例えば、日本軍性奴隷制問題）、または日本企業の海外進出等による新植民地主義が引き起こしてきた女性への人権侵害に抗する現地の闘いへの連帯が求められてきたからであろう。また、日本とパレスチナとの間の歴史的なつながりの希薄さと地理的な遠さも関係している。

これまではそうであったとしても、パレスチナ難民の創出から70年、被占領地での支配の開始から51年という長期にわたる不正義の要因と現況をこれ以上、見逃すことができない時期に来ている。近年では日本とイスラエルと間で安全保障及び経済面での連携や協力が進められており、それらは確実に被占領地のパレスチナ人の生活に打撃を与えるものとなりうる。フェミニスト運動が本来的に目指している被抑圧者への解放と連帯の観点から日本のフェミニスト運動はいま、パレスチナにおける歴史的な不正義と現況に批判的関心を持ち、またイスラエルとの連携・協力関係を考えた上でも行動すべきときがきている。

参考文献

清末愛砂（2013）「追放と占領を経験するパレスチナ女性の〈生〉を規定するもの－国際的な法の枠組や取り組みと現実との乖離」『女性・戦争・人権』12号。

清末愛砂（2009）「ジェンダーと平和学－紛争下に生きる女性たちの声を求めて」牟田和恵編『ジェンダー・スタディーズ－女性学・男性学を学ぶ』大阪大学出版会。

人新世時代の惑星政治とは何か
—気候変動問題を通じた理論的諸前提の問い直し—

創価大学
前田 幸男

キーワード：人新世、惑星政治、多重絶滅、自由と民主主義、地政学、コスモ・ポリティクス

1. <問題設定：惑星政治とは／人新世とは>

本報告の問題提起 <なぜ既存の政治学や IR の理論的諸前提に基づいて世界を理解するだけでは、現在起こっている気候変動問題に適切に対処することができないのか、そして適切な対処のためにはどのようなアプローチが要請されているのか>

1.1 惑星政治とは / 科学の三分類が措定してきた「自然とヒト」の分業体制に注目し、その暗黙の理論的前提の問題性について考える。

- ・専らヒトに焦点を当てる**既存の政治学系の議論**(地方・国内・比較・地域・国際・グローバル政治など)
- ・「自然とヒト」を切り離さず一つの枠組みとして捉え、両者の生存／絶滅の問題に取り組む⇒**惑星政治**
- ・**新しいマテリアリズム**⇒J.ベネット/W.コノリー、B.ラトゥール/G.ハーマンら ANT 等

1.2 人新世とは (Cf. ミシェル・セールの人間プレート論)

・過去 3 世紀間に人類は何を成し遂げたか？

(クルツェンやザラジエウィッチなどの地質学者)

- A) 6000 万人から 10 倍以上に膨張
- B) それに伴いメタンを排出する畜牛の数は 14 億にまで増加
- C) この惑星の表面のおよそ 3 割から 5 割は人間によって利用され、作り変えられた
- D) 過去数億年に排出された総量以上の化石燃料をわずかに数世代で使用。
- E) 人間の活動が熱帯雨林地域の生物種の絶滅率を 1000 倍から 10000 倍まで引き上げた
- F) 地球上のアクセス可能な新鮮な水の半分以上が人間によって使用され、漁業によって海洋生物が乱獲されている
- G) 窒素肥料の過剰使用によって土壌が汚染され、マイクロ・プラスチックの海洋への垂れ流し⇒エネルギー使用が 20 世紀中に 16 倍に増加したことによる 1 億 6000 万トンの年間の二酸化硫黄の大気への排出 (それが総自然排出量の 2 倍以上)。
- H) 以上の大部分が、世界人口のたった 25%の人々によってだけ引き起こされてきた⇒今後のアフリカの人口爆発を考えると、おそらく地球の現状の環境の保持は難しい。

2. Multiple Extinctions という問題構成 (以下の①~③をつなげて考えることが重要)

- ①人間以外の種の絶滅
- ②人間という種の絶滅
- ③人間がすでに生身の人間というものを止めている (生身の人間という存在はすでに絶滅している) ⇒近代人への主体化という問題
 - (※1 : ③のために①にも②にも不感症になっている)
 - (※2 : ①や②には **technical fixies** に対応するために③からは、ほぼ抜けられない)
(→文学に可能性があるかもしれない。 *Environmental Humanities* という分野)

3. 社会というものの定義の変更を!

- ・社会学におけるデュルケーム的伝統の問題点 (人間の集合的意識として独立の領域を作ることができるという前提) →本当か?
- ・カール・フォン・リンネ『自然の体系』(1735年) (分類学の父)
人間: *Homo sapiens*。2番目の人類、*Homo troglodytes* (現在、*Pan troglodytes* として分類されているチンパンジー) を設定。(人間が人間になったのはいつか?)
- ・ルソーの『人間不平等起源論』(1755年) / フランス革命と人権宣言(1789年/1793年)

4. 政治理論の組み換えを!

4.1 社会契約論

- ・トマス・ホブズ『リヴァイアサン』(1651年)。文脈はイギリスの市民革命期の混乱を神に正当性を求めずに秩序を作るところにあった。(政治神学から政治学にかわっていった所以)
- ・社会契約論の問題点: 「自然状態」→自然状態(a state of nature / natural condition)
→自然と言いながら、この物語に登場してくるのは、専ら人間だけであって、自然は一切出てこない。政治学の起源の一つの社会契約論に問題が孕まれている。
→人間以外の主体をフラットに捉えて、社会契約論を構想するには何が必要なのか?
(Cf. Assembly of things, ミシェル・セール『自然契約』)

4.2 自由と民主主義

- ・産業革命から進歩史観、階級闘争、奴隷制に対する闘争、ロシアと中国での革命、ナチズムとファシズムへの抵抗、1950年代と60年代の脱植民地化運動、第三の波としての民主化運動からの自由の獲得、権利言説の拡大と深化、アフリカ系アメリカ人・先住民・インドの不可触民・その他マイノリティのための市民的権利のための闘いなど ⇒ 西洋的理解ではこれは**線形史観**。
- ・「自由」の獲得が、250年人類の歴史にとってのもっとも重要なモチーフだった。
- ・エネルギー資源の使用が木から石炭、石油、ガスと拡大していったが、それはとりもなおさず化石燃料

の使用の拡大の歴史 (⇒なぜサッカーはイングランドが発祥だと言われているのか?)

- ・「自由」拡大の歴史の大部分は、ふんだんに二酸化炭素を排出する「自由」を享受できた時代だった³。
- 今日、われわれの人権は、エネルギー集約的なもの。そしてそれが限界に近づきつつある。
- ・T.ミッチェル(2012)『化石燃料民主主義(Carbon Democracy)』
- ・地球の危機を契機に社会科学が考えてきた「自由」と「民主主義」の観念を根本的に見直す必要がある。

5. 境界について考える

環境・平和の研究者たちは、境界研究(border studies)という分野と今後、本格的に連携していくことが避けられない。

なぜなら、「ウェストファリア的権威構造が領域の限界を確定し防衛するという意味での国境(border)に固執するという認識がある一方で、21世紀の政策課題は何よりも諸限界(limits / boundaries)が問題となっているから」(Falk, 2016, pp.159-160)。

この根本的な発想の違いの克服という問題を乗り越えない限り、批判は単なる批判として主流のアプローチを支えるだけになってしまう(Bertelson, 2001)

- ・人口、成長、温室効果ガス排出、グローバル・コモンズの共同利用、深海底での石油の掘削、水圧破碎⁴、金融商品と関係する生態学上のリスク等→**すべて生/死の境界に関する問題。**
- ・人間が他の動植物の共存する上で、越えてはいけな一線がどこなのかを見極め、その認識を共有するという重要な役割が当てられている。
- ・政治学・国際関係論は、国家と国家の境界の問題に没入してしまっている。(たとえ、気候変動のような国境線が直接登場してこない場面でも、その背景に national border が前提としてある以上、問題の本質は変わらない。
- ・Geopolitics(Great Game)と Geo-politics(Geological Politics)の併存状態。
- ・このかみ合わなさ、どうやって乗り越えることができるのか?
- ・後者への移行には何が足りないのか?⇒存在論のレベルからの再出発は避けられない。
- ・ウェストファリア的アプローチでは、囲まれた領域に対する主権と、その延長としてのグローバル・コモンズの共同利用とが前提とされている。だから気候変動交渉が、うまくいかない。
- ・環境社会学/環境人類学だけでは、こうした「主権」や「統治」の問題に立ち向かえない。

6. 新しい地政学もしくは「コスモ・ポリティックス」の方へ

- ・カント的なコスモ・ポリタニズムの伝統では上記の問題は乗り越えられない。制度論ではダメ。「制度は、

³ Dipesh Chakrabarty, "The Climate of History: Four Theses," *Critical Inquiry* 35 (2009), pp.197-222, esp.208; See also Timothy Mitchell, *Carbon Democracy: Political Power in the Age of Oil* (London: Verso, 2011)

⁴ 水圧破水によってシェールガス抽出に伴う地震の頻発に関して、この地震に向き合うにはアクター分析はまったく機能しない。アクタント分析こそが求められる。

必ず人間がコントロールする」という含みが付随してくる。

・人間に信頼を置く立場：人間の知性の否定は解決にはつながらない。

→生命が誕生して現在に至るなかで自らの存在を他の種に依存する以外には決して生きることのできない人間の「知」が、それ以外の存在を問題なくコントロールするというのはいかにして可能なのか？

・コスモ・ポリティックスへの依拠が必要。言い換えれば、人間を人間として捉えるのではなく種として捉え、他の動植物とフラットな関係を構想する。もしくは、人間以外の動植物を人間と捉える（戦略的本質主義）。

→アマゾンの熱帯雨林の破壊を前にして「川はわれわれの兄弟であり、われわれは汚染やごみの投棄によって兄弟を殺しはしない」という Awajun-Wampi のリーダーの言葉。

→「コスモ・ポリティックス」(イザベラ・スタンジュール) /それは政治的な声を上げない、あげることができない、もしくはあげようとしなない「もの」を承認する政治のこと⁵。

→例えば「水」は、洪水や津波や干ばつを引き起こし人間の生を脅かすこともあれば、逆に生命を支えることもある。その意味で、水はつねにすでに政治的であるという。石油もガスもそう。

まとめ

<課題①：社会科学の組み換え>

政治学・国際関係論が置く暗黙の前提としての人間中心の存在論。契約主体が人間だけに限定されている社会契約論。権利主体が人限だけに限定されている自由論。集団なり組織なり、集合的なるものを構想するとき人間の集まりとして考えられている社会学。

→これらの脱構築と再構築とヘゲモニーの組み換え。

<課題②：平和学として境界研究に本格的に取り組む>

伝統的地政学→すべては国益からスタート。

批判的地政学→三元的アプローチを取る（①公式的地政学、②政策担当者の地政学、③一般人の地政学）

→どこから認識を組み替えていくのか？ スチュアート・ホルの Decoding/Encoding も参考になるだろう、やはり。

★政治学&国際関係論⇒地球上に引かれた「境界(border)」を中心に世界を見るのか、地球の「限界(惑星限界(planetary boundary / limit))」に専ら取り組む学問として、自らを再構成することができるのかどうか。

⁵ Isabelle Stengers, "A Cosmopolitical Proposal," in Bruno Latour and Peter Weibel, *Making Things Public: Atmospheres of Democracy* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 2005), pp.994-1003, esp.996.

文化的暴力への非暴力的抵抗：現代日本における「生の政治」の考察

滋賀大学国際センター特任講師・
立命館大学客員協力研究員
田村あずみ

1. はじめに

本報告では、現代日本社会に存在する暴力とそれに対する政治的抵抗の可能性を考察する。2000年代、とりわけワーキングプアの視点から、平和とされる日本社会における生存の危機が訴えられた(赤木 2011; 雨宮 2010; 湯浅 2008)。ガルトゥング(Galtung 1969)のいう構造的暴力が日本社会に広がる格差に相当するならば、それを正統化する「文化的暴力」(Galtung 1990)の一つは、例えば自己責任論だろう。文化的暴力への抵抗という政治課題は難問である。第一に、この暴力はすでに私たちが深く内面化しており、それが自らの生を抑圧していることに気づけない。第二に、文化的暴力への抵抗の形を模索しても、既存の政治学の枠組みでは、新たな文化的暴力の産出へと導かれてしまう。アカデミアはこれらを念頭に置き、現代日本における非暴力的抵抗の形を模索する必要がある。

2. 文化的暴力の浸透と連帯の困難

(1) 労働における暴力

暴力をガルトゥングの定義に基づき、私たちの潜在的可能性の実現を阻む力と考えるのであれば、現代日本の労働環境は深刻な暴力である。例えば過労死に追い込まれる若者は「仕事を失いたくなければ長時間働く必要があり、仕事を辞めれば生きていけない」と考えているという(Lane 2017)。2018年の大卒就職率が過去最高となっても、国の労働施策は長時間労働の抑制から逆行しつつあり、非正規雇用の低賃金労働も改善されない中、この暴力的な二者択一を強いる構造に変化はない。しかし多くの人は団結して構造に抵抗するより、個別に構造に適応しようとする。長時間労働を強いられる正社員や、ワーキングプアが連帯して立ち上がることはなぜ難しいのか。「私たちは99%」というオキュパイ運動のスローガンは、彼らを結びうる政治的アイデンティティを示したが、赤木智弘は99%の中の亀裂をみる。99%のなかの上層は自らの安定を維持しようと、むしろ権威に従属するため、流動化の希望は「戦争」に託すしかないというのだ(赤木 2011)。

(2) 疎外と文化的暴力

私たちの多くは不安定なプレカリアート(雨宮 2010)だが、生の脆弱性をもたらす構造は常態とされ、そうした構造が精神に及ぼす影響は「個人的な問題」にされるため、その事実気付かない(Institute for Precarious Consciousness 2014)。社会学者アルベルト・メルッチによれば現代社会の搾取とは、意味を構築する力からの疎外だ(Melucci 1996)。

自らの生の価値を自分で肯定できず、決められた価値の生産だけに創造性を利用され、他の可能性を奪われるのは文化的暴力であり、それはフーコーの生権力の概念とも繋がる。

3. 文化的暴力に対する非暴力抵抗の概念

(1) 既存の政治概念における抵抗

文化的暴力への政治的抵抗はどんな形をとるか。政治を統治の視点で考えれば、それは法や規範などの秩序もとの支配を意味する。この枠組みの中では、抵抗はより正当な権力の構築と、単一権力の暴走を防ぐシステムの構築、または権力の多元化として語られるが、こうした静的秩序そのものが「別の可能性」を阻害する暴力性を内在する。ある静的秩序は、そこから逸脱する生の創造性を肯定できない。従って彼らを包括する別の秩序が構築されるまでは文化的暴力として機能し得る。しかし現状の秩序にそれなりの権益を持つマジョリティは、変化より現状維持を望むというのが赤木の指摘であった。

一方で自治の概念は権力に依拠しない。生の潜在性を分子レベルで管理・操作し、商品化する生権力に対し、例えばローズ（2014）は市民も専門知識を身に付け、研究支援の寄付等を通じて政策決定に関与する道を示す。だがこうした余裕のある市民は少数である上、現代科学技術は専門家も予測不能な結果を生む場合があり、抵抗の現実味は乏しい。

(2) Power に関する考察

暴力ではない抵抗の力とは何か。英語 Power の定義としては、まず manipulation, coercion, authority などが上がるが、これはガルトゥングの暴力の定義に当てはまるだろう。一方で ability to do something など、暴力の定義から外れる概念もある。ホロウェイ（2009）はこの二つを Power-over（させる力）と Power-to（する力）に区別する。「させる」力は権威・権力である。ホロウェイにとって現代社会の抵抗は「させる」力＝権力を奪い返すことではなく、「させる」力から「する」力を解放し、新たな創造を行うことだ。権力は対象を定義し、アイデンティティを与え、それ以外のものになる可能性を封じることで生まれる。それ故に抵抗は「非アイデンティティ」の闘いの形式をとる（ホロウェイ 2009）。

4. 災厄と「生の政治」

(1) 災厄という亀裂

ホロウェイは、「させる」力に依拠した既存のシステムに亀裂を入れる私たちの主体性を信じる。しかしプレカリアートは脆弱性ゆえに隷従から逃れられない存在だ。よって報告者は、亀裂とは私たちが作るものというより、不安定なシステムに予期せぬ形で生じるものとして、これを政治的抵抗の発端と考える。ソルニット（2010）は、革命と災害が支配的システムの転覆と新たな可能性の開示という点で共通すると述べる。赤木（2011）の「戦争」も同様の意味を持っていた。災害については、ソルニットが既存の秩序の崩壊によって生まれた相互扶助の関係性をユートピアと描く一方、クライン（2011）は災害を市場チャンスにして新自由主義的政策を強行する手口を告発した。この真逆の態度は、仏哲学者

タッサン（2015）が3・11後の「二つの道」として示すものと共通している。その一つは自然を都合よく利用して利益を引き出す従来の価値観の継続。もう一つは支配や制御の概念を離れ、別の関係性を築くこと。それは自然が内在する不確実性の中で生きることと言えるだろう。

（2）3・11後の反原発運動

3・11は既存の秩序に亀裂を生んだ。筆者が主に2012年に東京で調査した反原発運動の参加者は、その動機として混乱や怒り、社会に無関心であったことへの後悔を語り、路上で感情を表出して分かち合うことが救いだったと振り返った。デモ参加者の自他認識に、ホロウェイの「非アイデンティティ」の闘いの具体例が見られる。例えば彼らは自らを不特定の無名の個（デモの「頭数」、「山のにぎわいとしての」枯れ木）と表現する。さらに原発事故という亀裂は、それまで自分と無関係と思っていた他者（福島の人々、原発労働者、未来世代）との繋がりを再認識するきっかけとなった。こうして生まれた運動は、先立つ抵抗主体なしに、災害という亀裂に巻き込まれた個が、混乱の中で他者との関係性をより倫理的にしようともがくことが、事後的に抵抗を形成する可能性を示す。自律的な個ではない、他者と絡まり合っているがゆえに脆弱で不安定な個こそが、社会を変える創造的な政治アクターになりうると、3・11後の反原発運動から学ぶことができる。

（3）災厄後の生の政治とは

安定的な自己システムに、それまで「外部」とみなしてきた制御不能の力が侵入するのが災厄である。安定的だと信じてきた自分のアイデンティティや、当然のものと受け入れてきた権威が揺らぎ、混沌とする中で、侵入してきた他者に応答しながら自分のシステムを再編成する。これは理解不能なものを定義づけて制御する力ではなく、不確実性に応答しながら、新しい生の様式を創造する力だ。こうした力の作用について、新唯物論（New materialism）は、完全に自律的な主体でもなく、従属的で無力でもないエージェンシーによる「自己組織化」のシステムを参照する（Connolly 2013; DeLanda 2002）。常に変化し、不確実性を内在するシステムの中で、互いに絡まり合った生を肯定する配置を個々人が探っていくことが、生命の本質を反映した「生の政治」であり、統治としての政治とは別の抵抗を示唆する。

（4）非暴力的な知としての平和学

政治学や社会学が、定義付け、法則の発見や規範の構築という従来の科学的枠組みの中でのみ展開される限り、それはPower-overに基づき「他でありえた可能性」を奪う暴力になりかねない。一方の震災が示唆する「生の政治」とはPower-toの政治であり、定義を逃れた創造である。フーコーは、アイデンティティを伴わないこの生の様式とは「自分自身および他の人間たちとともに個性、存在、関係性を作り出し、名前のない特性を作り出すこと」であるという（2001, p.50）。未知のものを支配的な意味体系に押し込めて創造性を奪うことなく、理解できないものとの出会いを歓迎し、新しい価値を創造することで互いの生を肯定することが、自己責任論などの文化的暴力への非暴力的抵抗となる。現状の

社会科学が Power-over の知に席卷される中で、暴力の存在に敏感であるべき平和学こそ、こうした別の知を積極的に創造しながら、尊厳ある生の実現を模索してゆかねばならない。

参考文献

- Connolly, W. E. (2013) *The fragility of things: Self-organizing processes, neoliberal fantasies, and democratic activism*. Durham and London: Duke University Press.
- DeLanda, M. (2002) *Intensive science and virtual philosophy*. London: Continuum.
- Galtung, J. (1969) Violence, peace and peace research. *Journal of Peace Research*, 6(3), pp.167-191.
- Galtung, J. (1990) Cultural Violence. *Journal of Peace Research*, 27(3), pp.291-305.
- Holloway, J. (2010) *Crack capitalism*. London: Pluto Press.
- Institute for Precarious Consciousness (2014) Anxiety, affective struggle, and precarity consciousness-raising, *Interface*, 6 (2), pp. 271–300.
- Lane, E. (2017) The young Japanese working themselves to death. *BBC News*. 2 June 2017. [Online] Available at: <http://www.bbc.com/news/business-39981997>
- Melucci, A. (1996) *Challenging codes: Collective action in the information age*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tamura, A. (2018) *Post-Fukushima activism: Politics and knowledge in the age of precarity*. London: Routledge.
- 赤木智弘 (2011) 『若者を見殺しにする国』朝日新聞出版.
- 雨宮処凛 (2010) 『生きさせろ！ 難民化する若者たち』筑摩書房.
- クライン, ナオミ (2011) 『ショック・ドクトリン: 惨事便乗型資本主義の正体を暴く』(幾島幸子・村上由見子訳) 岩波書店.
- ソルニット, レベッカ (2010) 『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』(高月園子訳) 亜紀書房.
- タッサン, エティエンヌ (2015) 「フクシマは今—エコロジー的危機の政治哲学のための12の註記」 村上勝三編 『ポストフクシマの哲学—原発のない世界のために』 明石書店.
- フーコー, ミシェル (1986) 『知への意志 (性の歴史)』(渡辺守章訳) 新潮社.
- フーコー, ミシェル (2001) 「ヴェルナー・シュレーターとの対話」(野崎歓訳) 蓮實重彦・渡辺守章監修 『ミシェル・フーコー思考集成 IX 自己・統治性・快楽』 筑摩書房.
- ホロウェイ, ジョン (2009) 『権力を取らずに世界を変える』(大窪一志・四茂野修訳) 同時代社.
- 湯浅誠 (2008) 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』 岩波新書.
- ローズ, ニコラス (2014) 『生そのものの政治学: 二十一世紀の生物医学、権力、主体性』(榎垣立哉監訳) 法政大学出版局.

第二次世界大戦におけるユダヤ人迫害／虐殺へのリトアニア人の関与と その評価⁶

はじめに

- ・リトアニアにおけるホロコースト—
 - ・リトアニア・ユダヤ人（約 20 万～20 万 8000 人）のうち 90～95%が殺害される（1940 年にリトアニアに編入されたヴィルニユス地方を含む）⁷
 - ・この割合は、全ヨーロッパで最も高いと指摘され⁸、リトアニア人による関与があったことがその要因の一つに挙げられる
 - ・リトアニアでは独ソ戦が始まったまさにその日からユダヤ人虐殺が起きた
 - ・ナチが最初から絶滅政策を実行した最初の地域である（＝ユダヤ人の権利の制限→ゲットへの収容→殺害、という段階を経た中欧・西欧とは対照的）、とも指摘される⁹
- ・本発表では、第二次世界大戦期にユダヤ人に対する迫害や虐殺に関与したリトアニア人が、現在のリトアニアにおいてどのように評価されているのかに着目する。
- ・リトアニアにおけるホロコーストは、以下の 3～4 つの時期に区分される（イスラエルの歴史家イツ

⁶ 本発表の一部は以下に基づく。重松尚「リトアニア臨時政府（1941 年）—「抵抗」の歴史とその記憶」橋本伸也（編著）『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題—ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』ミネルヴァ書房、2017 年、173～194 ページ。

⁷ Arūnas Bubnys, “The Holocaust in Lithuania: An Outline of the Major Stages and their Results,” in *The Vanished World of Lithuanian Jews*, eds. Nikžentaitis, Alvydas, Stefan Schreiner, and Darius Staliūnas (Amsterdam: Rodopi, 2004), 218; アルフォンサス・エイディンタスほか『リトアニアの歴史』梶さやか、重松尚訳、明石書店、2018 年、321 ページ。

⁸ “Lithuania,” *The Holocaust Encyclopedia*, The United States Holocaust Memorial Museum, <https://encyclopedia.ushmm.org/content/en/article/Lithuania> (accessed May 23, 2018); Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 214.

⁹ Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 213.

ハク・アラドによる区分¹⁰およびリトアニア人歴史家のアルーナス・ブブニースによる区分¹¹を参考に、一部修正)

- (1) 1941年6月22日～12月
 - a. 1941年6月22日～7月
 - b. 1941年7月～12月
- (2) 1941年12月～1943年3月
- (3) 1943年4月～1944年7月中旬

歴史 (0) 1940年6月～1941年6月21日—LAFの結成

- ・1940年6月、体制転換、ソヴェト化始まる 8月、ソヴェト連邦に編入
→知識人や政治指導者らがドイツに亡命
- ・1940年11月17日、ベルリンでリトアニア人行動主義戦線 (LAF) が結成
=共産党を除く主要政党の指導者や外交官らが結集
 - ・カジース・シュキルパ (Kazys Škirpa) 元駐独公使 (1938～40) が LAF のトップに
=1939年、シュキルパは親独外交を主張
- ・LAFは、リトアニアの独立回復を目指し、対ソ抵抗運動を展開
- ・ベルリンを本部とし、カウナス、ヴィルニウスに司令部を置く →連携を図る
- ・1941年3月19日、本国のリトアニア人に向けて宣言を出す (以下資料¹²)

奴隷となった親愛なる兄弟！

リトアニア解放の時は近づいている。数カ月におよぶ我々の綿密な作業と諸君のアジア [ソヴェト] の軛による苦しみの結果は、すぐそこまで来ている。我々は、以下の問題を諸君に急いで伝え知らさなければならない。[…]

2 [...] 自らの行いに対する報復から誰も逃れたりしないために、即座に現地の共産主義者やその他リトアニアの売国奴を逮捕する必要がある。(売国奴は、最低一人のユダヤ人を抹殺したことを正しく証明すれば、そのとき罪は免じられるだろう。) [...]

6 ユダヤ人に、彼らの運命は決まっているから、余計な犠牲を出さないためにも可能な者はリトアニアから出て行くよう、今から「告知」せよ [...]

¹⁰ Yitzhak Arad, “The Murder of the Jews in German-Occupied Lithuania (1941–1944)” in *The Vanished World of Lithuanian Jews*, eds. Nikžentaitis, Schreiner, and Staliūnas, 175–203.

¹¹ Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 205–222.

¹² Liudas Truska ir Vygantas Vareikis, *Holokausto prielaidos: antisemitizmas Lietuvoje (XIX a. antroji pusė – 1941 m. birželis)* (Vilnius: Margi raštai, 2004), 264–266. 訳出にあたっては以下も参考にした。 *Masinės žudynės Lietuvoje (1941 – 1944): Dokumentų rinkinys* (Vilnius: Mintis, 1965), I:49–50; Josifas Levinsonas sud., *Šoa (Holokaustas) Lietuvoje: Skaitiniai* (Vilnius: Valstybinis Vilniaus gaono žydų muziejus, 2001), I:138–139; Joseph Levinson ed., *The Shoah (Holocaust) in Lithuania* (Vilnius: The Vilna Gaon Jewish State Museum, 2006), 167–168; Robert van Voren, *Undigested Past: The Holocaust in Lithuania* (Amsterdam: Rodopi, 2011), 62.

- ・近いうちに独ソ戦が始まることを示唆
- ・独ソ戦開戦と同時に抵抗運動を展開できるように、今から準備するよう呼びかけ
（「余計な犠牲」を避けるため、今はまだ抵抗運動を起こさないこと、とした）
- ・開戦後のドイツ軍への支援を呼びかけ

・ユダヤ人の殺害を示唆（共産主義の協力者らはユダヤ人を殺せば免罪される（第2項）、ユダヤ人の運

命は決まっている（第6項）、など）し、ユダヤ人に国外退去を命じる

- ・1941年頃（日時不明）、LAFは、綱領構想を発表（以下資料¹³）

リトアニア人行動主義戦線 綱領

[...] 第16条 リトアニア人行動主義戦線は、リトアニアにおけるユダヤ少数民族に対する厚遇を廃する。[...]

- ・第16条の内容は、リトアニアにおけるユダヤ人の居住の権利を剥奪するものと解されている¹⁴

歴史 (1-a) 1941年6月22日～7月—独ソ戦と六月蜂起、リトアニア臨時政府の樹立

- ・1941年6月22日、独ソ戦開戦（ドイツ軍がリトアニアに進攻）
- ・同日、リトアニア全土で蜂起（六月蜂起）
- ・同日、各地でリトアニア人軍事組織などによる無差別的なユダヤ人殺害が発生（略奪なども横行）
＝当局（例えばドイツ当局や LAF など）の指示による政策として行われたのではなく、無政府状態において発生した、いわばポグロムであり、この点で1-b以降の時期とは区別される
- ・23日、リトアニア臨時政府の樹立と独立の回復が宣言される

¹³ 訳出は、以下に掲載された資料をもとに行った。Liudas Truska ir Vygantas Vareikis, *Holokausto prielaidos: antisemitizmas Lietuvoje (XIX a. antroji pusė – 1941 m. birželis)* (Vilnius: Margi raštai, 2004), 312–316. なお、上記に掲載されている資料では各条項の番号は付されていないが、以下に一部掲載されている別の資料では条項番号が付されており、訳出にあたっては可読性を考慮して条項番号を付した。Lietuvos centrinis valstybės archyvas (LCVA) f. 648, ap. 2, b. 582, l. 140–142; Andrius Kulikauskas, „Išardykite Sporto rūmus: atšaukime „svetingumo atšaukimą“,“ *Veidas*, 2016 m. sausio 4 d., <http://www.veidas.lt/isardykite-sporto-rumus-atsaukime-svetingumo-atsaukima> (žiūrėta 2016 m. vasario 8 d.).

¹⁴ エイディンタスほか『リトアニアの歴史』313 ページ; Živilė Kvaraciejienė, „Ar gėdytis Juozo Ambrazevičiaus-Brazaičio Vyriausybės?,“ *Respublika*, 2012 m. birželio 1 d., http://www.respublika.lt/lt/naujienos/lietuva/lietuvos_politika/ar_gedytis_juozo_ambrazeviciausbrazaicio_vyriausybes/ (žiūrėta 2016 m. vasario 8 d.). なお、シュキルパは戦後、亡命先である米国で出版した著書のなかで同構想の全文を公開しているが、第16条は削除していた。Kazys Škirpa, *Sukilimas Lietuvos suverenumui atstatyti: Dokumentinė apžvalga* (Vašingtonas [Washington, D.C.]: Franciscan Fathers Press, 1973), 569.

↑ドイツ政府は、臨時政府は容認したが、独立は認めず

・シュキルパが首相となる予定だったが、ベルリンにて自宅軟禁

→教育相となったユオザス・アンブラゼヴィチウス (Juozas Ambrazevičius) が首相代行を務める

・24日、ドイツ軍がカウナスに到着。その後、リトアニア全土はドイツの支配下に入る

・ナチ親衛隊将校ヴァルター・シュターレッカー (Walter Stahlecker) は、リトアニア人パルチザンが6月25～26日の夜にユダヤ人1500人を殺害したこと、その後の数日でさらに2300人のユダヤ人を殺害したこと、このようなポグロムはドイツ当局の指示によらないことを報告している¹⁵ (なお、これに関してA・ブブニースは、ポグロムの規模は実際にはそれほど大きくなかったのではないかと疑義を唱えている¹⁶)。

・27日、臨時政府は、「ユダヤ人の共産主義活動およびドイツ軍に対する破壊工作により、彼らに対してあらゆる手段を講じる必要がある」としながらも「公の場でのユダヤ人虐殺は避けなければならない」と閣議決定。さらに、進行するユダヤ人虐殺はLAFや臨時政府とは無関係である旨を宣言¹⁷

・ドイツ軍がリトアニア人部隊の組織を許可

→臨時政府は28日に民族労働防衛大隊 (Tautinio darbo apsaugos batalionas; TDA) を組織

＝臨時政府は、臨時政府とTDAを内閣と国軍の関係として位置づけ

・民族労働防衛大隊 (TDA) は臨時政府の意向とは別にドイツ当局の意向に従い行動するようになり、ユダヤ人虐殺にも関与するように (次節)

歴史 (1-b) 1941年7月～12月—ナチ・ドイツによる支配の確立

・1941年7月、リトアニア全土においてナチ・ドイツの支配が確立

・臨時政府はドイツ当局にリトアニアの独立の承認を求めるも、ドイツはこれを認めず

→臨時政府は8月5日に活動停止させられ、LAFも9月26日に解散させられる

・民族労働防衛大隊 (TDA) は特別部隊ゾンダーコマンドとしてドイツに協力し、リトアニア各地のユダヤ人虐殺に関与

→1941年7月4日から12月11日までのあいだに、民族労働防衛大隊 (TDA) は2万6000人のユダヤ

¹⁵ *Masinės žudynės Lietuvoje (1941 – 1944): Dokumentų rinkinys*, D. 2 (Vilnius: Mintis, 1973), 19.

¹⁶ Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 207–208.

¹⁷ „Laikinojo Lietuvos ministerių kabineto 1941 m. birželio mėn. 27 d. posėdžio protokolas nr. 5,“ iš *Lietuvos laikinoji Vyriausybė: posėdžių protokolai, 1941 m. birželio 24 – rugpjūčio 4 d.* (Vilnius: Lietuvos gyventojų genocido ir rezistencijos tyrimo centras, 2001), 17–18.

人を殺害¹⁸

- そのほかリトアニア人自警大隊や補助警察、地方の警察署の警察官らもユダヤ人殺害に協力
- 1-a の時期と比較して、1-b の時期においては人種主義に基づくユダヤ人殺害が行われた
- 1941 年秋までにリトアニア・ユダヤ人の大半（約 15 万人）が殺される¹⁹
- アラドは 1941 年 6 月 22 日から 12 月までのあいだにリトアニア・ユダヤ人の 8 割（約 16 万～16 万 4000 人）が殺害されたとしている²⁰
- 残りのユダヤ人はゲットーに収容され、労働力として利用される

歴史 (2) 1941 年 12 月～1943 年 3 月—「比較的静かな期間」

- この時期、ドイツ当局はリトアニア各地の都市に建設されたゲットーに収容されたユダヤ人の労働力を最大限利用することを目的とした。そのため殺害されたユダヤ人の数は相対的に少なく、「比較的静かな期間²¹」であったとされる

歴史 (3) 1943 年 4 月～1944 年 7 月中旬—ゲットーの解体とユダヤ人絶滅政策

- 1943 年 2 月、ドイツ当局はリトアニアのゲットーをすべて解体することを決定。3 月以降順次解体される
- 1943 年 9 月 23～24 日、ヴィルニウス・ゲットーが解体される
また、労働力に適しているとされたユダヤ人はエストニアやラトヴィアの強制収容所に移送され、労働力に不適とされたユダヤ人はアウシュヴィッツに送られ殺害された。そのほか、ヴィルニウス近郊などでも数千人のユダヤ人が殺害され、リトアニア人警察大隊がこれに関与²²
→労働力として強制収容所に移送されたユダヤ人の多くも、後に殺害される

リトアニアにおける対独協力^{コラボ}について

- リトアニア語の kolaboracija; kolaboravimas（協力^{コラボ}）は、(1) 裏切りまたは売国、(2) 社会の大半が支持しない当局に協力すること、(3) 占領当局に協力すること、などを意味し、一般に「協力」を意味する bendradarbiavimas とは区別される用語（以後、「コラボ」のルビを振ることで両者を区別する）
→「協力^{コラボ}」や「協力者^{コラボレーター}」（kolaborantas）には相当否定的なニュアンスが含まれる。

¹⁸ Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 210.

¹⁹ エイディンタスほか『リトアニアの歴史』321 ページ。

²⁰ Arad, “The Murder of the Jews,” 186–187.

²¹ Arad, “The Murder of the Jews”; Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 215.

²² Bubnys, “The Holocaust in Lithuania,” 216.

ゆえに、ある人物に関して少しでも肯定的な評価を見出そうとする立場からは「協力」や「協力者」^{ユラボ} という用語は忌避される（後述）

- ・リトアニアにおいては2つの次元で対独協力^{ユラボ}が行われたとの指摘²³
 1. 言説 (the discursive) 一極右思想家、臨時政府、LAF =ユダヤ人殺害に直接は関与せず
 2. 実行 (the actual) 一リトアニア人警察大隊、準軍事組織、一般市民 =ユダヤ人殺害に直接関与

↑現在のリトアニアにおいては、2は対独協力者^{ユラボレター}であったと広く評価されているが、1に関しては、対独協力者^{ユラボレター}にあたるか否か論争が繰り返されている

対独協力^{ユラボ}に関するリトアニア人歴史家の見解

- ・対独協力^{ユラボ}に関して、リトアニア人歴史家ヴィータウタス・ティニニス²⁴は次のような見解を示している

24

- ・「協力者^{ユラボレター}」を、(1) 占領者を支持する者、(2) 祖国の売国奴 [išdavikas]、占領当局の指示や政策を実行

し、自国民を強制的に占領者の意志に従わせる者、などと独自に定義

- ・本当の協力者^{ユラボレター}（すなわちドイツと永遠に関係を保つことに同意する者）は多くなかったとする（ナチと協力したリトアニア人の多くはただリトアニアの独立を望んでいただけ）

↑「本当の協力^{ユラボ}」はリトアニアをドイツに売り渡す行為（協力自体が目的）であるのに対し、祖国

の独立という愛国的目的のために手段として協力したのであれば「売国」ではないので、協力に

はあたらない、という主張

- ・LAFおよび臨時政府は協力者^{ユラボレター}にあたらないとする（以下、ティニニスの臨時政府に対する評価）
 - ・「臨時政府の構成員は、個々人としては、既に始まっていたユダヤ人ジェノサイドには反対だった」
 - ・「ユダヤ人差別はドイツ占領当局によって主導されたが、リトアニア人の諸機関は反ユダヤ政策を

²³ Gintarė Malinauskaitė, “Holocaust Memory and Antisemitism in Lithuania: Reversed Memories of the Second World War,” in *Antisemitism in Europe Today: The Phenomena, the Conflicts* (Berlin: Jüdisches Museum Berlin, 2013), 3.

²⁴ Vytautas Tininis, „Kolaboravimo‘ sąvoka Lietuvos istorijos kontekste.” *Genocidas ir Rezistencija*, nr. 9 (2001).

実行するよう要求された」

- ・「臨時政府はドイツ占領当局との対立を望んでいなかったため、ナチの反ユダヤ政策に同意」
- ・「ユダヤ人迫害と殺害（ホロコースト）は関連するが異なるもの」
- ・「臨時政府はユダヤ人殺害とは直接関係ないが、迫害は行った」

リトアニアにおける「公的史観」

- ・2012年、リトアニア外務省のイニシアティブにより『リトアニアの歴史』が出版される²⁵

＝リトアニアにおける「公的史観」を知る手がかり

- ・『リトアニアの歴史』では、臨時政府について、以下のとおり記述されている

「〔臨時政府は〕ナチ・ドイツからの譲歩を引き出そうとしたために、反ユダヤ主義的宣言を出した²⁶」

「臨時政府がナチに解散させられたことから、臨時政府がリトアニア民族の利益を第一に考えていたこ

と、ドイツ当局の意志に反して臨時政府の樹立が宣言されたこと〔…〕は明らかである²⁷」

→LAFによって樹立された臨時政府は対独^{コラボレーター}協力者ではなくむしろドイツと対立する立場にあった、と

の見解が示されている

＝ティニニスの議論との共通点が見られる

ジェノサイド・センター所長の見解

- ・2016年、LAFのトップであったシュキルパの故郷であるナマユーナイ（Namajūnai）村にシュキルパの活動を顕彰する記念碑が建立される

→「反ユダヤ主義者」とされるシュキルパを顕彰することに対して非難の声が上がるも、地元パスヴァ

リス地区のギンタウタス・ゲグジンスカス（Gintautas Gegužinskas）自治体長は、「K・シュキルパもま

た過ちを犯したのかもしれないが、しかし私たちパスヴァリスの人々にとって彼は、リトアニア

²⁵ 2012年にリトアニア語版が出版され、その後日本語を含む多くの言語に翻訳されている。『リトアニアの歴史』の出版の経緯については以下を参照。重松尚「歴史に見出される「ヨーロッパ性」—『リトアニアの歴史』に描かれる民主主義と多民族共存の歴史』『ロシア・ユーラシアの経済と社会』第1023号、2017年、17～28ページ。「訳者あとがき」エイディンタスほか『リトアニアの歴史』417～419ページ。

²⁶ エイディンタスほか『リトアニアの歴史』315ページ。

²⁷ エイディンタスほか『リトアニアの歴史』316ページ。

の国

家としての地位を固めるのに多く関わった偉大な人物である」と述べる

- ・リトアニアの歴史認識に関わる国家機関「リトアニア住民のジェノサイドとレジスタンスに関する調査センター²⁸」(以下、ジェノサイド・センター)のテレセ・ビルテ・ブラウスカイテ所長は、(ソ連時代において研究者がマルクスやレーニンを引用せざるを得なかったように、)「K・シュキルパもまた自らが生きる時代の言葉で語り、当時の人々に理解されるよう話したのだ」と述べ、さらにシュキルパの活動には反ユダヤ主義的行為は一切見られないとして、記念碑の建立に問題はないとの見解を示した²⁹

- ・ジェノサイド・センターが所管する「ジェノサイド犠牲者博物館」(在ヴィルニユス)で対ソヴェト・パルチザンのユオザス・クリクシュタポニス (Juozas Krikštaponis) の写真が掲載されていた

→クリクシュタポニスは対ソヴェト・パルチザンとして活動する以前のナチ占領期においては、民族労働

働防衛大隊 (TDA) 第2中隊隊長としてユダヤ人虐殺に関わっていた人物として知られる

- ・クリクシュタポニスの写真が展示されている事実を指摘されたブラウスカイテ所長は、「彼は博物館に展示されるべきではない。彼を英雄として描写すべきでない。彼は殺人者なのだ」と述べ、即座に展示を撤去³⁰

→ブラウスカイテ所長は、ユダヤ主義的言説を広めたシュキルパに対する評価とは対照的に、実際にユダヤ人虐殺に直接関与した人物に対しては否定的な評価を下す

おわりに

- ・ホロコースト研究においては、ユダヤ人虐殺に直接関与した人々 (例・民族労働防衛大隊 (TDA)、リトアニア人警察大隊) も、反ユダヤ主義的言説を流布し反ユダヤ主義的政策に関わりつつも虐殺には直接関与しなかった人々 (例・LAF や臨時政府) も、ともに対独協力者^{コラボレーター}として位置づけられ、ゆえに否定的な評価が下される

²⁸ ジェノサイド・センターについては以下を参照。梶さやか「リトアニア—ジェノサイド・センターと国際委員会」橋本伸也 (編著)『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題』41~54 ページ。

²⁹ Daiva Baronienė, „Pasvalys įamžino K. Škirpos atminimą“, *Lietuvos žinios*, 2016 m. lapkričio 30 d., <https://www.lzinios.lt/lzinios/Gimtasis-krastas/pasvalys-iamzino-k-skirpos-atminima/234330> (žiūrėta 2018 m. gegužės 25 d.).

³⁰ Pähl Ruin “The Forest Brothers: Heroes & Villains of the Partisan War in Lithuania,” *Baltic Worlds* 9, no. 3 (2016): 52.

- ・リトアニアにおいても、同様の見解を示す歴史家は少なくない
- ・しかし、リトアニアの「公的史観」や歴史認識に関する国家機関の見解では、虐殺に直接関与した者は否定的に評価されるのに対して、LAF および臨時政府の活動はリトアニアの独立のためであったとして正当化される
- ・LAF や臨時政府のように、ユダヤ人殺害に直接は関与していない（しかしユダヤ人迫害は行った）機関に対する評価はリトアニア国内では未だ確立していない。歴史家のあいだでは、評価をめぐる論争も乏しい

日中戦争における海軍の都市爆撃

都留文科大学名誉教授

笠原 十九司

キーワード：日中戦争と海軍 海軍航空隊の中国都市爆撃 九六式陸上攻撃機 零式艦上戦闘機 対米航空決戦の実戦演習

1. はじめに

報告者は、笠原(2015)の巻末の「表9 日中戦争期海軍航空隊機主要爆撃箇所一覧」(資料1)を作成し、海軍航空隊が1937年8月14日の杭州、翌15日の国民政府の首都南京への渡洋爆撃に始まり、以後、アジア太平洋戦争開戦直前の1941年9月初まで、4年余にわたり、連日のように中国の大から中小都市への爆撃をおこなった事実を明らかにした。海軍航空隊の中国都市爆撃は、当初、長崎の大村基地と台湾の台北基地を飛び立った九六式陸上攻撃機(中攻)の渡洋爆撃として敢行されたが、中国空軍の迎撃や大都市の対空砲の整備により撃墜されることが多かったため、渡洋爆撃を夜間に変更していた。それが1937年9月に上海に公大飛行場を開設、九六式艦上戦闘機の護衛をつけて、戦略爆撃としての南京空爆作戦を実施するにいたった。さらに日本軍の占領地が拡大すると、海軍は各地に飛行場を開設したり、中国空軍の飛行場を接收して使用、これらを航空基地として37年10月以降、都市爆撃の対象を飛躍的に拡大させた。

資料1を一覧すれば一目瞭然のごとく、4年余にわたり連日のように敢行された都市爆撃は、日中戦争による臨時軍事費、年度軍事費を使用した海軍の爆撃機、戦闘機増産を続けながら、さらに海軍兵学校の生徒数と飛行予科練習生採用員数を1938年から倍増しながら、兵員の拡大を続けた結果を反映して、1938年と1939年は、出撃日数と爆撃地が一挙に激増した。

本報告は、報告者が日本の海軍の史料を使って整理した海軍航空隊の中国都市爆撃の全容に対して、それらを裏付けるため、中国側の被害記録を整理して提示し、その歴史実態を解明していく作業の第一歩である。中国側の被害記録は、李秉新・徐俊元・石玉新主編『侵華日軍暴行総録』(河北人民出版社、1995年)によった。

2. 本報告の対象省の限定

日中戦争における海軍航空隊の中国都市爆撃は、「満州」や台湾を除いてほぼ中国全省にわたるが、本報告では、整理の対象とした省を、陝西省・安徽省・江西省・湖北省・湖南省・福建省・広東省の7章に限定した。華北の省を対象としなかったのは、日本の陸軍と海軍が中国大陸の管轄権を、華北は陸軍、華中・華南は海軍と棲み分けていた結果として、海軍航空隊機の爆撃地も華北は少なかったからである。ただし、陝西省は日本軍が占領できなかった省で陸軍航空兵団と海軍航空隊がそれぞれ爆撃をおこなっていて、興味があるので対象とした。海軍航空隊による四川省の都市爆撃はもっとも大規模、長期にわたったが、重慶爆撃の研究など、他省に比べて研究が比較のおこなわれてきた省なので、本報告では除いた。また、江蘇省と浙江省は華中であるが、笠原(1997)(2015)で多少言及しているので、除いた。広東省は資料1にあるように、海軍航空隊による都市爆撃が激しかった省であるが、残念ながら依拠した中国資料には本レジュメで紹介した内容のみであった。

3. 海軍航空隊の中国都市爆撃

①【陝西省】

臨潼県 高陵県 咸陽県(数10回) 宝鶏県(数10回) 鳳翔県(3回) 渭南県(7回) 華県(6回) 潼関県(11回) 平民県 郃陽県(数回) 韓城県(数回) 澄県

蒲城県 (4回) 榆林県 (5回) 神木県 (3回) 延長県 (12回) 南鄭県 (33回) 西郷県 (3回) 安康県 (4回) 石泉県 洛南県 (2回)

西安市爆撃

1938.10.12 日本軍機 20機 3隊に分かれて爆撃

11.23 日本軍機 20余機、80余個の爆弾投下、130余人死傷、清真寺4、民家数10間破壊

1939.4.2 日本軍機 7機、50余個の爆弾を10カ所に投下、死傷市民10余人、西京工商報社に爆弾3個が命中、停刊に

5.24 日本軍機の爆弾3個、防空壕を直撃、1000余人が生理にされ死亡

10.11 日本軍機 12機、大華紡績工場爆撃、爆弾と焼夷弾 30個投下、労働者12人死亡、4人負傷、家屋60余間焼失

1940.月不明 日本軍機回民居住区を爆撃、清真寺、城隍廟など5寺院が破壊され、回民の死傷者200余人

1941.5.6 日本軍機、大華紡績工場爆撃、爆弾20余個投下

12.2 日本軍機、大華紡績工場の3度目の爆撃、焼夷弾4個投下、火災発生

延安爆撃 1938~1941年 日本軍機、計17回延安爆撃

1938.11.20~21 日本軍機 30余機、爆弾150個投下、死傷者152人

12.14 日本軍機 7機、7次にわたり爆撃、40~50個の爆弾投下

1938.12.15~1939.3 日本軍機、4回爆撃

1939.3.10 日本軍機 14機、爆弾70個投下、死者6人

8.15 日本軍機 10機、爆弾40個投下、死者5人、行方不明1人

9.8 日本軍機 46機、爆弾200余個投下、死傷者58人、破壊家屋150余間

10.15 午前、日本軍機 71機、4組に分かれ爆弾100余個投下、午後日本軍機 35機、3組に分かれ爆弾120余個投下、延安市区は火の海に、死者10人、負傷者13人

1940.4.2 日本軍機 12機、爆弾52個投下、窑洞4軒破壊

1941.8.4 日本軍機 27機、爆弾100個投下、死傷者6人

10.26 日本軍機、最後の延安爆撃

②【安徽省】

績溪县 (7回) 五河县 (4回) 南陵县 (2回) 渦陽県 (3回) 阜陽県 (3回) 青陽県 (5回) 郎溪县 (数回) 旌徳県

合肥市爆撃 1937.12 から日本軍機の恒常的な合肥空襲開始

1938.3.28 日本軍機 5機、爆弾100余個投下、四方で火災発生、家屋1000余間焼失、低空飛行による機銃掃射もおこなわれ、合計死者200余人

1937.12~1938.5までの半年間、日本軍機の合肥爆撃40余回、死者300余人、負傷者100余人、無数の家屋が倒壊、焼失

③【江西省】

湖口県 (4回) 吉安県 万年県 吉安県 新干県 波陽県 (数回) 波陽県・石門街 (3回) 進賢県 鷹潭鎮 (3回)

新余河下駅の爆撃 1939.4.2 日本軍機 3機、新余河下駅に停車中の列車を爆撃、逃げる乗客を機銃掃射、多くの中学生をふくむ乗客100余人が死亡、重傷30余人

贛州爆撃 1942.1.15 日本軍機 28機、上空を旋回しながら3度にわたり爆弾投下、贛州城内が火の海となり、商店、銀行、学校、公共機関が灰燼に、死者200人、負傷者300人

④【湖北省】

英山県 京山県 (数回) 蕪春県 (8回、延べ100機、投下爆弾300余個、死傷者718人、

破壊焼失家屋 1197 間) 麻城県 応城県 孝感県 峰口県 来鳳県 (9 回) 南漳県 (21 回、投下爆弾 150 余個、うち硫黄弾 20 余個、死者 150 余人、負傷者 70 余人)

武漢市の爆撃 爆撃目標は軍事施設と列車、飛行場ならびに住宅密集地

1937.9.24 日本軍機、漢口武聖廟と周辺家屋爆撃、死傷者 200 余人

1938.3.29 日本軍機 5 機、投下爆弾 20 個、死傷者 460 人、破壊焼失家屋 50 余棟

4.13 日本軍機 9 機、防空壕へ避難する集団へ爆弾投下、240 人死亡、破壊焼失家屋 40 棟

6.17 多数の日本軍機、漢陽の兵器工場と鉄工所を破壊

7.12 日本軍機、武昌の市街地爆撃、投下爆弾 50 余個、死傷者 600 余人

7.19 日本軍機 39 機、徐家棚駅を爆撃、投下爆弾 200 余個、死傷者千余人、破壊焼失家屋 500 棟以上

8.11 日本軍機 3 隊に別れ、武昌、漢陽を爆撃、死傷者 800 余人

8.12 日本軍機 72 機、漢口、武昌爆撃、投下爆弾 350 個、武昌芸術学校全焼

1937 秋から 1938.10.25 の国民党軍武漢撤退時まで、日本軍機の武漢爆撃 61 回、延べ 964 機、投下爆弾 4500 余個、4000 人近い死者、負傷者 5000 余人、破壊焼失家屋 4900 余棟

襄陽県の爆撃

1937.12.28～1940.5.26 日本軍機の空襲 120 回、投下爆弾 4097 個、死者 2460 人、負傷者 3548 人、破壊焼失家屋 6463 間、破壊船舶 46 隻、破壊機関車 14 台

⑤【湖南省】

株州市 (8 回一駅の爆撃) 醴陵市 (12 回一鉄道と鉄橋の爆撃、死傷者 300 余人)

湘潭県 (25 回、延べ 931 機、投下爆弾 2717 個、死者 1303 人、負傷者 1254 人、破壊焼失家屋 2732 棟) 衡陽県 (569 回、延べ 1703 機、投下爆弾 3958 個) 平江県 (22 回、延べ 235 機、投下爆弾 2990 個) 瀏陽県 (5 回) 常德県 (73 回、延べ 467 機、投下爆弾 2181 個、死傷者 3638 人、破壊焼失家屋 4024 棟) 芷江県 (38 回、延べ 513 機、投下爆弾 4731 個、死者 445 人、負傷者 393 人、破壊焼失家屋 3756 棟) 漢寿县 (8 回) 澧県

(26 回、延べ 57 機、投下爆弾 97 個、内焼夷弾 5 個、毒ガス弾 12 個、死者 226 人、負傷者 232 人) 桃源県 (10 回) 辰溪県 (22 回、延べ 153 機、数千人死傷) 湘陽県 (115 回、延べ 218 機、投下爆弾 256 個) 益陽県 (4 回) 安化県 (数回、投下爆弾 80 個、死者 1065 人、負傷者 2814 人) 華容県 (3 回) 沅陵県 (8 回、延べ 227 機、投下爆弾 1116 個、死者 360 人、負傷者 715 人) 冷水灘県 (8 回) 瀘溪県 竜山県 懷化県 (2 回) 麻陽県汝城県 (2 回)

湖南航行船舶の爆撃 1938～1944.6 大小の船舶 105 隻、ハルク 31 艘、タグボート 59 艘が撃沈

湖南大学の爆撃 1938.4.10 日本軍機 27 機、湖南大学爆撃、投下爆弾 30 余個、焼夷弾 10 余個、死者 38 人、負傷者 20 余人、図書館、科学棟、学生寮を破壊、焼失

⑥【福建省】 日本軍機は台湾基地から飛び立って福建省を爆撃、他省に比較して突出 竜岩県 (13 回) 永春県 (7 回) 古田県 (5 回) 長汀県 (15 回) 雲霄県 (8 回) 同安県 (18 回) 上杭県 (2 回) 東山県 (90 波) 福安県 (3 回) 漳浦県 (9 回) 浦城県 (多数回) 莆田県 (12 回) 竜溪県 (18 回) 長楽県 (30 数回) 連江県 (7 回) 羅源県 (17 回) 南靖県 (2 回) 南平県 (8 回) 南安県 (2 回) 福清県 (13 回) 惠安県 (7 回) 永安県 (10 回) 連城県李坊村 武平県 詔安県 (12 回) 平潭県 (3 回) 建陽県 (6 回) 閩清県 (3 回) 徳化県 (3 回) 大田県 霞浦県 (5 回) 平和県 (2 回) 三元県 (3 回) 漳平県 (2 回) 崇安県 (3 回) 光沢県

福州市と馬尾区の爆撃 福州の王庄飛行場と馬尾海軍基地が爆撃の重点目標となる

1938.6.12 木更津航空隊 34 機、馬尾造船所、海軍病院など爆撃、以後、1 機から 20 機で

爆撃、時に低空で機銃掃射

1941.4.21 の日本軍の福州占領までに、福州爆撃で死傷者 380 余人、馬尾に対しては爆撃 107 回、死者 94 人、負傷者 92 人

漳州爆撃 抗日戦争期間 日本軍機延べ 181 機来襲、投下爆弾 346 個、死者 189 人、負傷者 217 人、家屋数百間破壊焼失

1937.8.26～30 日本軍機出動 40 機、連日漳州飛行場爆撃 投下爆弾 60 余個

1938.2.24 日本軍機 3 機、投下爆弾 30 余個、死傷者 100 余人

2.26,3.17,3.19 の 3 度にわたり爆撃

1939.6 月、9 月および冬月 日本軍機何度も来襲、爆弾投下

1941.4 日本軍機 3 機爆弾投下

1942.2.16(旧暦正月 2 日)市内爆撃

1943.1.29 日本軍機 3 機、爆弾投下

1944.5 日本軍機 2 機爆弾投下、運河の泥濘い作業員 100 余人が死傷、小学校が爆撃され女教師 1 人死亡

建甌県爆撃 1937.8.30～1945.3.29 日本軍機のべ 761 機、投下爆弾 2581 個、死傷者 869 人、破壊焼失家屋 650 戸

1937.8.30 日本軍機 1 機、爆弾投下 2 個

1938 年 日本軍機 11 回来襲、延べ 45 機、投下爆弾 194 個、死傷 2 人

1939 年 日本軍機 5 回来襲、延べ 25 機、投下爆弾 56 個、死傷 30 人

1940 年 日本軍機 3 回来襲。延べ 18 機、投下爆弾 20 個

1941 年 日本軍機 5 回来襲、延べ 11 機、投下爆弾 4 個

1942 年 日本軍機 60 回来襲、延べ 170 機、投下爆弾 353 個（半数焼夷弾）死傷者 455 人

1943 年 日本軍機 63 回来襲、延べ 400 機、投下爆弾 1473 個、死傷者 350 人

1944 年 日本軍機 27 回来襲、延べ 90 機、投下爆弾 479 個、死傷者 21 人

⑦【広東省】電白県

広州市爆撃 1937.8.31～1938.10.20 日本軍機は 56 回におよび広州市爆撃、1983 年初頭に日本軍機は連続 10 日間の爆撃を敢行した。広州市爆撃による死者は 7000 余人におよび、民家商店が大規模に破壊焼失した。

4. おわりに代えて

日中戦争における日本の対中爆撃の全体像を明らかにするためには、海軍航空隊だけでなく、陸軍航空兵団による都市爆撃や戦闘爆撃の実態を解明することが不可欠である。本報告で整理した都市爆撃の事例にも陸軍航空兵団によるものが含まれている可能性がある。中国側の史料には「日機」と記されているだけで、海軍航空隊と陸軍航空兵団の識別はされていない。報告者の今後の課題として、海軍航空隊の対中爆撃の実態を明らかにするためにも、陸軍航空兵団の組織と爆撃作戦の実態について解明する作業が必須になっている。

参考文献

笠原十九司（1997）『日中全面戦争と海軍一パンイ号事件の真相』青木書店

笠原十九司（2012）「大山事件の真相—日本海軍の「謀略」の追及」『年報日本現代史』第 17 号、現代史料出版

笠原十九司（2015）『海軍の日中戦争—アジア太平洋戦争への自滅のシナリオ』平凡社

笠原十九司（2017）『日中戦争全史（上・下）』高文研

李秉新・徐俊元・石玉新(1995)『侵華日軍暴行総録』河北人民出版社

最近の中国における防空研究

石島 紀之（フェリス女学院大学名誉教授）

キーワード：国民政府の防空建設．積極防空．消極防空．中国各地の空襲と防空．

はじめに

これまでの中国の防空に関する研究——重慶の防空が中心（参考文献参照）

袁成毅『抗日戦争時期国民政府对日防空研究』（中国社会科学出版社、2016年）について

著者：1964年生．杭州師範大学教授．『中日間の戦争賠償問題』など著書6冊．

——国民政府の防空建設についての最初の本格的な研究

目次

序言 研究綜述

第一章 航空的軍事取向与早期的空襲・防空

第二章 中日航空発展的不同軌迹与巨大差距

第三章 中国民衆遭遇来自日本的早期空襲

第四章 国民政府对日防空計劃的制定与实施

第五章 戦前国民政府防空体系的逐步建立

第六章 全面抗戰爆發後の空襲与中国的防空

第七章 日軍大規模“政略轟炸”与中国防空の困境

第八章 戦時中国各地の防空

第九章 中美互為戰略支持及中国防空局面的改觀

結語 国民政府的対日防空之検討

国民政府の防空建設についての中国における二種の見方

① 国民政府の空軍建設は紅軍の鎮圧と内戦のため．国防の準備は問題外．

② 国民政府は九一八事変（満州事変）後，国防建設を開始し，とくに空軍の發展計画と飛行機製造工場の建設の面で重要な成果をあげた．

最近，戦前と戦時の各種の防空建設についての系統的な研究が始まる．

探求すべき問題：①国民政府の戦前の防空戦略と戦争中の調整．②南京と西南地区（重慶・成都）以外の防空．③地上の防空部隊と消極防空．④日本航空部隊の戦略と実施．

本書の目的：積極防空と消極防空の両面について，国民政府の戦前と戦時の防空建設を研究し，その効果と得失を分析する．代表的な省市の防空を略述する．

一 戦前の国民政府の防空建設

国民政府の防空建設は九一八事変後に始まる。

積極防空

「空軍作戦防空計画」（1931年下半期）：積極防空の開始

主要内容：航空隊の規模の拡大、地上防空部隊の建設、航空学校の創設、飛行機製造工場の建設。

困難さ：飛行機の生産能力のなさ、航空人材の育成能力の不足。

地方航空部隊の収容・改変：広東空軍・広西航空隊・福建航空隊など

1936年の航空兵力：わずかに300余機（実践可能200余機）。cf. 日本 陸軍1100機（1934年）、海軍1220機（1937年）。

地上防空部隊：武器装備は国外（とくにドイツ）からの輸入に依存

航空機構の調整、航空人材の育成、飛行機の製造。

航空署（1928年8月）の航空委員会への改変（1934年5月）

中央航空学校（1932年9月）：アメリカ式の訓練方法と飛行技術の採用

飛行機製造工場（1934年10月操業開始）：アメリカとの合資、技術面での対外依存。

防空体系の確立

防空演習：1934年11月、南京。1935年以後、東部と中部の比較的大きな都市で実施。

防空学校（1934年1月、杭州）：防空人材の育成、民衆への防空教育、作戦の指揮。

防空教育：民衆向けの出版物、展覧会。

中央と地方の防空組織

中央：軍事委員会防空処など、地方：防空協会。

防護団：1936年秋に成立した基層防空組織

防空監視隊（哨）：1936年春、全国監視情報網の配備計画をたてる。10の省市に205の

防空監視隊、1345の防空監視哨を設置。日本軍の前線の飛行場を監視下におく。

防空避難施設と疎開

総括：抗戦勃発前、国民政府は逐次消極防空体系を建設。なお脆弱、地域間の不均衡。

二 中日全面戦争時期の防空

(1) 戦争初期

日本の空爆作戦についての予測（1936年3月「防空作戦計画」）：①中国空軍の制空権の粉碎。②陸軍の作戦への協力。③運輸を阻止し、国際援助路線を妨害。④中国の軍事・政治・経済・工業の中心を破壊。⑤猛爆により国民の戦意を喪失させる。

主要目標：南京と上海。ついで北平と天津。

「防空法」（1937年8月19日、立法院通過）：中国史上最初の防空に関する国家法律。防空への服役と物力供給の義務を人民に課すなど。

航空作戦

華東における国民政府軍機の積極的抗戦。損失巨大。12月、ソ連航空志願隊の支援。
地上防空：武器の不足。分散使用。

(2) 武漢陥落後

日本軍の政略爆撃に対する積極防空

空軍の損失大のため、小規模な奇襲作戦の他、全体に守勢をとる。

陳誠の回想：武漢陥落後から1941年末までの中国空軍の困難な状況について。

地上防空：アメリカからの武器輸入。しかし高射砲が不足。

消極防空：防空体系の調整

防空機構の再編：防空総監部の設置。省・県・鎮の防空機構の整備。

「防空法施行細則」（1940年2月公布）

防空情報網の改善。防護団の拡大。防空洞などの増設。

各地の空襲と防空

防空の重点区域の移動：東部→中部→西南・西北→西南・東南

[東・南部地区] 浙江：戦前の重点国防区。杭州陥落後、防空の中心は金華、ついで雲和に移動。江西：重要な戦略的位置。細菌戦の被害。空襲による死傷者が多かった省の一つ。安徽：空襲による民衆の生命財産の損失比較的大。広東：空襲の重点地区。

[中部地区] 湖北と湖南：戦前の防空準備は東部地区と比べると不十分。上海戦と徐州終了後、日本航空隊の頻繁な襲撃を受ける。武漢陥落後、武漢は西南大後方への政略爆撃の基地となり、湖北・湖南の未陥落地区もたえず空襲を受ける。

[西南地区] 重慶：武漢陥落後、政略爆撃の重点的対象。戦争初期、防空建設の着手は比較的遅かったが、国民政府の重慶移転後、面目一新。四川のその他の地区：成都の爆撃の強度は重慶につぐ。平坦な地勢での間接防空（疎開・消防など）。貴州：軍事的価値の高さ（東南アジアとの交通の要道など）により、1938年から44年にかけて52回の空襲を受ける。広西。雲南。

[西北地区] 甘肅：省都蘭州は中ソ国際交通上の重鎮で中ソ空軍の基地があり、蘭州とその周辺の都市は空襲の重要な目標となる。とくに1939年空襲がもっとも激しかった。陝西：戦前から防空建設開始。1937年11月から45年1月まで空襲が行なわれる。延安も17回の空襲。寧夏：1937年11月から40年月まで空襲を受ける。

(3) 戦争後期

日本の航空兵力の太平洋戦場への移動

アメリカの軍事援助

中国空軍米国志願大隊の成立（1941年8月）

武器援助：「武器貸与協定」（1942年6月）など

1942年、中米空軍の協同作戦

1943年、中米空軍、基本的に中国領内の制空権を掌握

1942年以後、日本軍機の空襲回数の減少。1942年828。43年664。44年917。45年49。

アメリカへの空軍基地の提供とその代価

ドゥリットル空襲（1942年4月）→浙贛戦役

台湾の日本軍基地攻撃（1943年下半年）→豫湘桂戦役（大陸打通作戦）

成都からのB29による日本九州爆撃

おわりに

国民政府の防空建設についての評価

国民政府の防空にかかわった二人の人物

蒋介石：航空の国防上の意義に対する認識。航空委員会委員長・中央航空学校校長など航空関係の要職に就任。アメリカへの支援要請。

黄鎮球：ドイツで防空を学習。防空学校校長・防空総監を歴任。消極防空を重視。民衆の組織化を提唱→防護団の創設。

九一八後の防空建設の構築の努力

社会経済の発展水準の低い国家に適応した防空体制：消極防空の重視

日本軍機による空襲の損害をかなり軽減

地域的不均衡

対外依存性：技術・武器・戦略

中国空軍の戦果（典拠：何応欽『八年抗戦之経過』）

撃墜機数：568。撃墜の可能性のある機数：27。損傷を与えた機数：63。

中国高射砲部隊の戦果（典拠：何応欽『日本侵華八年抗戦史』）

撃墜機数：171。損傷を与えた機数：374。

日本軍機の空襲（典拠：行政院新聞局編『中国空軍』）

空襲回数：12,144。日本軍機：24,948。投下爆弾数：213,565。

空襲による中国民衆の被害（典拠：同上）

死亡：335,934人。負傷：426,249人。計：762,183人。

cf. 戦時の中国人の死傷者：12,784,974人。庶民の死傷者：9,134,569人。

（典拠：遲景德『中国対日抗戦損失調査史述』国史館，1987年）

参考文献

前田哲男『戦略爆撃の思想』（朝日新聞社，1988年。新訂版，凱風社，2006年）

重慶抗戦叢書編纂委員会編『抗戦時期重慶的防空研究』（重慶出版社，1995年）

西南師範大学重慶大轟炸研究中心他『重慶大轟炸』（西南師範大学出版社，2002年）

荒井信一『空爆の歴史』（岩波新書，2008年）

戦争と空爆問題研究会『重慶爆撃とは何だったのか』（高文研，2009年）

潘洵『重慶大爆撃の研究』（岩波書店，2016年）

サンフランシスコ講和体制と「和解」の構造

筑波大学・国立公文書館アジア歴史資料センター
波多野澄雄

キーワード：サンフランシスコ講和条約、和解、戦後補償問題、戦争賠償

はじめに

冷戦下に形成された「講和体制」※（政府間和解）の特徴—

- ① 日米安保条約・行政協定と一体化し、日本の安全や国際社会への復帰のみならずアジア太平洋地域の国際秩序の安定をも考慮した体制
- ② 「事実上の講和」—占領改革のプロセスと不可分の関係。
- ③ 賠償請求権の原則放棄—賠償と請求権の処理は二国間交渉へ
- ④ 「植民地帝国」の清算と一体化—植民地住民の国籍問題

I. 講和体制の形成と展開

1. 講和体制の形成—1950～70年代（対日平和条約～日中平和友好条約）

講和体制は、戦争や植民地支配に起因する歴史問題を解決し、今後起こりうる歴史問題も封じ込め、国内秩序とアジア太平洋の国際秩序の安定をもたらす基盤であった。講和体制は、1978年の日中平和友好条約によって一応の完成をみる。冷戦と自民党支配は講和体制の安定性を支えた。

2. 講和体制の安定化—「国民受忍論」—1980年代

1980年代には教科書問題や首相の靖国神社参拝問題が国際化し、日本国内でも日本人の戦争被害者による補償問題が顕在化するが、それらが新たな負担に結び付かないよう、封じ込める役割を講和体制は果たした。

その一方、日韓国交正常化交渉にみられるように、戦争賠償のみを想定し、法的枠組としての講和条約体制は、旧植民地の補償要求には対応できなかった。

- ① 日本の援護立法の特徴—公務優先と国籍差別（恩給法と遺族援護法）の貫徹（国際標準としての「国民平等主義」と「内外人平等主義」）
- ② 「国民受忍論」の展開と国家補償の回避—戦後処理問題懇談会（1984年）
- ③ 「特別の犠牲」に注目した「償い」—原爆被害者、シベリア抑留、在外財産補償

3. 戦後補償問題と講和体制の限界—1990年代

1990年代前半、慰安婦問題や強制労働問題など「戦後補償問題」が、講和条約体制の外にあった中国や韓国から提起される。政府は講和体制を維持しつつ、それを補完するため道義的な観点から新たな「歴史政策」を模索する。冷戦と自民党支配の終焉は講和体制の安定を揺さぶった。

- ① 慰安婦問題とアジア女性基金—講和体制を越えられるか？
- ② 日本版「記憶・責任・未来」財団は可能か？

4. 「サンフランシスコ条約枠組み論」—2007年4月の最高裁判決

(1) 2つの戦後補償裁判（中国人強制労働問題、中国人慰安婦問題）について、「サンフランシスコ条約枠組み論」を展開し、個人の賠償請求権を認めないとする最終判決。

※ 1951年の対日平和条約を基点とした一連の条約・協定（1952年の日華平和条約、1954～58年の東南アジア諸国との平和条約・賠償協定、1956年の日ソ共同宣言、1965年の日韓基本条約・日韓請求権協定、1972年の日中共同声明）を指す。

(2) 講和条約 14 条（請求権の相互放棄）の効力は、二国間の平和条約や賠償協定、講和条約の当事国ではなかった中ソとの共同声明（日中共同声明、日ソ共同宣言）にも及ぶものという解釈。

・判決文で展開された「サンフランシスコ条約枠組み」論。

「この枠組みが定められたのは、平和条約を締結しておきながら戦争の遂行中に生じた種各々の請求権に関する問題を事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来、どちらの国家又は国民に対しても、平和条約締結時には予測困難な過大な負担を負わせ、混乱を生じさせることとなるおそれがあり、平和条約の目的達成の妨げとなるとの考えによるものと解される。」

(3) 判決の意義と問題点

①請求権の相互放棄を定めた日華平和条約の効力は中国大陸に及ぶのか？ —最高裁は日華平和条約は中国大陸の国民には及ばないが、講和条約 14 条は日中共同声明にも適用されると判断

②日中共同声明第 5 項（中国は「日本国に対する戦争賠償の「請求」を放棄する」）について、中国国民の個人の請求権を含むのか。放棄の主体は中国政府のみではないか。

③被害国国民が補償を求めて日本の裁判所に訴える道を閉ざし、講和体制の安定化をはかる。

④歴史問題を法的に判断することは不可能として、解決を政府と国民に投げかけた。

⑤最高裁判決は、日韓基本条約・請求権協定には言及していない。

II. 講和体制と戦争責任

(1) 講和前に終結していた国際軍事裁判（A 級、BC 級裁判）を講和条約にどう位置づけるか？

—第 11 条：日本は国際裁判の「判決を受諾」（accepts the Judgments）し、刑の執行にあたる。

戦犯者の特赦、恩赦、減刑は日本の勧告に基づき連合国が決定。

日本語条文では「裁判を受諾」と意識された。その意味は何か？

(2) 戦犯釈放問題と国内政治

—戦犯釈放者に恩給支給、刑死者は「公務死」と認定される。戦犯者の「罪」とは何か？

(3) 国際軍事裁判の意義が講和条約で明確に位置付けられなかったことは、過去の戦争の評価や検証を回避することを可能とし、国家が補償すべき真の戦争犠牲者とは誰なのか、戦争責任者とは誰なのか、など「平和国家」の内実を埋める作業をも妨げた。

III. 講和体制と賠償問題

(1) 第一次大戦後の戦争賠償をめぐる国際外交は、それまでの敗戦国の戦勝国に対する「償金」という、損害回復をねらいとする二国間問題ではなく、国際政治経済システム全体の均衡回復と発展を促すという視点が重視される。第二次大戦後の対日賠償問題は、国際安全保障の確保、地域秩序の形成と安定、国内政治経済の改革という 3 問題と連動しつつ、アジア太平洋の国際システムとしての講和体制の安定と定着という観点から処理されてきた。

(2) 米英の戦後構想の立案に関与していた経済学者・ケインズは、非軍事化された敗戦国は安全保障コストから解放され経済発展に邁進できるが、戦勝国は、敗戦国の占領管理のための費用を負担しなければならないという矛盾に着目

そこでケインズは、外国為替と一体化した特殊な貿易代金の清算制度を通じて、敗戦国から「世界平和維持費」の名のもとに貿易代金から一定金額を控除する方法を構想した。つまり、安全保障コストを旧枢軸国にも負担させようという仕組みであり、それは戦後賠償が一過性のものではなく、長期的に安全保障のコスト分担と貿易代金の決済を含む政治経済秩序にビルトインされるべき性格のものであった（浅野豊美編著『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』慈学社、2013）

(3) 「世界平和維持費」という概念を、初期の懲罰的性格の強い日本の賠償支払が、長期的な安全保障コストの負担を主眼とするものに転換する過程の分析に援用一日米関係の問題としての請求権問題、経済協力問題、ガリオア返済金の処理問題など。

日本平和学会 2018 年度春季研究大会
報告レジュメ

日韓国交正常化交渉をめぐる植民地責任論の現況

新潟国際情報大学
吉澤文寿

キーワード：日韓国交正常化、日朝国交正常化、請求権、植民地責任、積極的平和

1. はじめに

2005 年以降、韓国および日本で 10 万枚以上の日韓国交正常化交渉（日韓会談）に関する外交記録が公開、整理されたことにより、浅野豊美ら（2011）、木宮正史ら（2015）などの研究成果が発表され、近年も金恩貞（2018）、朴敬珉（2018）などの若手研究者が精力的にこの交渉を研究している。その一方で、高崎宗司、太田修、吉澤文寿らがこの交渉の研究で目指してきた、日本の朝鮮植民地支配に対する責任についての議論はやや立ち後れている。注目すべき研究成果を整理し、今後を展望する議論が欠落している。この報告ではそのような基礎作業を引き受けたい。

また、吉田裕（2018）らが指摘するように、日本の戦争体験世代が全人口の 1 割となる状況で、植民地責任論をどのように開いていくのかという方法論を鍛える必要もある。この報告では「積極的平和」（Positive Peace）をキーワードに、そのような要請に応える議論を目指したい。

2. 日韓国交正常化交渉研究の現況

（1）日本

言うまでもなく、植民地責任の当事者は日本である。日韓会談の交渉過程における論点の一つは、1950 年代の「相互放棄」方式から 1960 年代の「経済協力」方式への移行に対する理解である。太田修（2015）は日韓請求権協定が「相互放棄」に「経済協力」を積み上げた処理方案であると論じた。金恩貞（2018）はさらに外務省が大蔵省などの他省庁との協議を通して上記の方式を確定させたのであり、決して 1960 年代になって政治家がそれまでの過程を断ち切って妥結させたのではないと論じた。また、太田は「経済協力」方式の土台に植民地支配正当論があり、世界史的にみて、日本の植民地支配認識は他の旧植民地帝国との共犯関係が見られると論じた。

吉澤文寿（2012、2014、2015）は上記の論点のほかに、1965 年 4～6 月の条文化過程を考察し、日本側が韓国側のすべての請求権が主張できなくなるような条文を目指したことを明らかにした。ただし、日本側はとくに在朝日本人財産の補償問題を抱えていたため、外交保護権のみを処理し、国内の個人請求権もあいまいにしようとした。

これらの議論に関連して、請求権問題でまとまった論集となった吉澤文寿（2016）や日韓会談が韓国の「政治的請求権」を封印するものであったとする浅野豊美（2015）らの議論を紹介し、考察する。

（2）韓国

近年の韓国における研究のうち、韓国政府が日本の植民地支配に対する責任を十分追及できなかったことや、日韓国交正常化後の国内補償に不備があったことなどを指摘する論考が注目される。張博珍（2014）は韓国政府が『対日賠償要求調書』の作成から日韓会談

における姿勢を詳細に検証し、とくに一つ一つの請求項目に対する準備が不足しており、請求内容の内実を十分把握していなかったことなどを指摘した。このような韓国政府の交渉姿勢は日本側の態度とともに、今日の韓国人の個人補償が未解決となっている要因であるというのである。

また、日韓国交正常化以後の韓国政府による民間請求権補償については、吉澤文寿(2015)、金丞垠(2016)がある。これらの研究により、韓国政府(朴正熙政権)が日本からの無償経済協力3億ドルが賠償的性格を持つと説明しながら、財産被害補償と被徴用死者への弔慰金支給のみに限定し、それ自体も不十分であったことが明らかになった。このような「国民全体の利益」として経済開発を優先させた、韓国政府の「責任」論も深まりつつある。

(3) 米国

米国の日韓会談研究は、Chong-Sik, Lee (1985)はその古典的な著作である。その後、Victor D. Cha (1996), Tae-Ryong Yoon (2008)らをはじめ、多くの研究が発表されてきた。これらの研究の特徴は次の二点である。第一に日韓交渉妥結前の交渉過程に注目していることである。これは、これらの研究の多くが英文資料を利用し、とくに米国の交渉への介入に焦点を当てているためである。第二に、歴史認識に関心を持つ研究は国民意識やナショナリズムに重点を置いている。そのため、植民地責任の問題もしばしば日韓両国の国民感情の「和解」が焦点となる。

これらの研究の多くは英文資料に依存しており、とくに先述した日韓両国で開示された外交文書はほとんど参照されていない。もっとも、日韓両国においても、これらの資料が英語圏で活用するような情報発信が十分になされているとは言えない。第二に、植民地責任問題の核心である、加害-被害関係がしばしば見えにくくなっていることである。現在も強制労働や日本軍「慰安婦」の被害者がいるにもかかわらず、いわゆる「歴史問題」が被害者の人権よりも集団的記憶や政治・外交の問題として議論されがちである。もっとも、このような傾向は日韓両国における研究にもしばしば見られることである。

日韓会談研究とは言い難いが、米国の日韓関係に対する責任を論じたものとして、Alexis, Dudden (2008)がある。Duddenは米国がしばしば日本よりも日韓関係に介入することによって、韓国が犠牲になってきたこと、朝鮮分断や原爆投下に対する米国の責任を十分自覚していないことなどを批判した。前述した太田の「共犯関係」論、そして原貴美恵(2015)が提起するサンフランシスコ体制論も日韓会談の土台として重要である。植民地責任論の観点から、日韓会談における米国の役割が論じられるのは今後の課題であろう。

3. 植民地責任論をどのように開くか～「積極的平和」をキーワードに

現在までくすぶる植民地責任論は、しばしば「歴史認識問題」として論じられながら拡散している。とくに2012年5月の韓国大法院判決、2015年の明治日本の産業革命遺産のユネスコ登録、日韓「慰安婦」合意などにより、「徴用工」や「慰安婦」らの被害者に関わる政治的な議論に限定されがちである。また、植民地支配終了から70年以上経過し、冒頭で述べたように、多くの人々が戦争や植民地支配を直接体験しない世代となった。

もちろん、Jeff Kingston (2017)が論じるように、1945年以前の日本を美化する日本の保守政権が日本世論を「検閲」している現状もけっして無視することはできない。しかし、ここでは、Jennifer Lind (2008)が語るように、ドイツが曲がりなりにも誠実に過去を反省する姿勢を示したことで、統一や再軍備が国際社会に受け入れられたことを想起したい。これに対し、日本はそのようなプロセスに失敗し、日朝国交正常化も実現できないまま、近隣諸国から警戒の眼差しが注がれる集団的自衛権の行使ができる国を目指している。

報告者は現在まで鍛えてきた植民地責任論を開くために、「移行期正義」、そして「積極的平和」の考えで補強すべきであると考えている。日本の国際的評価自体は決して低くない。しかし、日本が「広報外交」の次元で植民地責任問題をかかわそうとしている限り、事態の進展は望めないだろう。植民地責任に向き合うことはこれからの私たちが向かう道筋を示すことであることを示す議論が求められているのではないだろうか。

浅野豊美、木宮正史、李鍾元編著 (2011) 『歴史としての日韓国交正常化 (全 2 巻)』法政大学出版局

浅野豊美 (2015) 「民主化の代償—『国民感情』の衝突・封印・解除の軌跡」(木宮正史・李元徳編著『日韓関係史 1965-2015 I 政治』東京大学出版会)

太田修 (2015) 「日韓財産請求権『経済協力』構想の再考」『歴史学研究』第 937 号

木宮正史・李元徳ほか編著 (2015) 『日韓関係史 1965-2015 (全 3 巻)』東京大学出版会

金恩貞 (2018) 『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房

金丞垠 (2016) 「韓日協定締結 50 年、改めて『対日請求権』を論ずる」吉澤文寿編『五〇年目の日韓つながり直し 日韓請求権協定から考える』社会評論社

朴敬珉 (2018) 『朝鮮引揚げと日韓国交正常化交渉への道』、慶應義塾大学出版会

原貴美恵 (2015) 「継続するサンフランシスコ体制—政治・安全保障・領土」成田龍一・吉田裕編『記憶と認識のなかのアジア・太平洋戦争 (岩波講座アジア・太平洋戦争戦後篇)』岩波書店

吉澤文寿 (2012) 「日韓請求権協定と戦後補償問題の現在 第 2 条条文化過程の検証を通して」日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義 [平和研究第 38 号]』、早稲田大学出版部

吉澤文寿 (2014) 「日韓会談における請求権交渉の再検討—日本政府における議論を中心として—」『歴史学研究』第 920 号

吉澤文寿 (2015) 『日韓会談 1965 戦後日韓関係の原点を検証する』高文研

吉澤文寿 (2015) 「朴正熙政権期における対日民間請求権補償をめぐる国会論議」『現代韓国朝鮮研究』第 15 号

吉澤文寿編 (2016) 『五〇年目の日韓つながり直し 日韓請求権協定から考える』社会評論社

吉田裕 (2018) 「兵士の視点、実相を通して日本の戦争を考える—『日本軍兵士』で言いたかったこと」『前衛』第 960 号

장박진 [張博珍] (2014) 『미완의 청산 한일회담 청구권 교섭의 세부 과정 [未完の清算 韓日会談請求権交渉の細部過程]』역사공간 [歴史空間]

Victor D. Cha (1996) Bridging the Gap: The Strategic Context of the 1965 Korea – Japan Normalization Treaty. Korean Studies. Vol. 20, pp.123-160

Victor D. Cha (1999) “Alignment Despite Antagonism, The United States-Korea-Japan Security Triangle”, Stanford University Press

Alexis Dudden (2008) “Troubled Apologies, Among Japan, Korea, and the United States”, Columbia University Press

Jeff Kingston ed. (2017) “Press Freedom in Contemporary Japan”, Routledge

Chong-Sik, Lee (1985) “Japan and Korea: The Political Dimension”, Hoover Institution Press

Jennifer Lind (2008) “Sorry States, Apologies in International Politics”, Cornell University Press

Tae-Ryong Yoon (2008) Learning to cooperate not to cooperate: Bargaining for the 1965

Korea-Japan normalization, Asian Perspective, Vol.32, No. 2, pp.59-91

先住民族遺骨の repatriation (返還／帰還) と脱植民地化：
東京大学・小金井良精が「収集」したアイヌ遺骨を事例に

小田博志
北海道大学

キーワード：

先住民族遺骨、repatriation (返還／帰還)、脱植民地化、「自然」、支配なき平和

1. 問題の所在

「先住民族にとって“研究”ほど汚い言葉はない」とリンダ・トゥヒワイ・スミスは言う (Smith 2012)。帝国主義の時代、人類学者たちは「研究」の名の下に、世界中の先住民族の墓を暴き、そこに眠る遺骨を収奪した。それは先住民族の土地、資源、文化などを一方的に奪う、植民地主義の一環として行われたものであった。明治以後、大日本帝国の人類学者たちもまたこの遺骨の収奪に加わった。東京帝国大学の小金井良精 (1859-1944)、京都帝国大学の清野謙次 (1885-1955)、金関丈夫 (1897-1983)、北海道帝国大学の児玉作左衛門 (1895-1970) らである。彼らが持ち去ったアイヌ民族、琉球民族などの遺骨は合わせて千数百体に及び、そのほとんどが出土したコミュニティに返されることなく、現在も各大学に置かれたままとなっている。この先住民族遺骨の repatriation (返還／帰還) の問題は、今日世界的な広がりを見せている。本報告では、この植民地主義の負の遺産が現代の私たちに問いかけることは何か？平和という本学会が取り組むテーマに関して考えさせることは何か？という問題を、特に、日本で最初に先住民族遺骨の「研究」を行った、東京帝国大学の小金井良精の事例を通して論じたい。これによって日本平和学会の中でこれまで行われてきた、植民地主義と平和との関係を問う議論の深化に貢献したい (越田2012；日本平和学会2016；これに加えて2012年に北海道大学で開催された全国キャラバン第1期第4回「脱植民地化のための平和学とは——北海道／アイヌモシリで考える」、および同じく北海道大学で開催された2017年度春季研究大会「植民地主義と憲法を北海道／アイヌモシリで問い直す」)。

2. 小金井良精のアイヌ人骨研究

1858 (安政5) 年に越後長岡藩に生まれた小金井は、1880 (明治13) 年、東京医学校 (東大医学部の前身) を卒業した。同年から1885年までドイツ留学、ベルリン大学の解剖学者ヴァルダイヤーに師事、それと共に同大学の病理学者ヴィルヒョウとも交流した。ヴァルダイヤー、ヴィルヒョウ共に、海外植民地から現地住民の骨を「標本」として多数取り寄せ、人種主義的な人類学の立場から「研究」をした「先駆者」であった。小金井は帰国後の1886 (明治19) 年、帝国大学医科大学教授に就任、解剖学を講じた。1888 (明治21) 年と1889 (明治22) 年の2度に渡り小金井は、アイヌの人骨「収集」と生体測定を目的に、北海道と千島列島を訪れた。これら発掘旅行で持ち帰った遺骨を基に、1893年にドイツ語論文「アイヌの人類学的研究への寄与」を発表 (Koganei 1893)、そこでは169体のアイヌ遺骨の測定結果が記載されている。この後、1924年に京大の清野が樺太で52体、1930年代から70年代にかけて北大の児玉らが北海道、樺太、千島で1000体以上のアイヌ遺骨を持ち出している。

文部科学省が2017年4月に公表した「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果」³¹によると、東京大学には「個体ごとに特定できた遺骨」が201体、「個体ごとに特定できなかった遺骨」が6箱収蔵されている。

3. 人骨研究の背景：植民地主義・レイシズム・「自然」の客体化と支配

小金井らの人骨研究の背景には、植民地主義とレイシズムがあった。当時の（後には日本も含む）欧米列強には、植民地の他者を最初から「劣った、遅れた」存在と決めつけ、「優れて、進んだ」われわれとの差異を絶対化するレイシズムが浸透していた。そして「われわれ」が「彼らを文明へと引き上げる」という「文明化（civilization）」のイデオロギーで粉飾しながら植民地化を進めた。この当時行われた人骨研究は今日では否定されている2種類の誤謬を前提にしていた。一つは、人類が「人種」によって生物学的に下位分類できるという誤謬であり、もう一つは、頭骨の測定によって「人種」が特定できるという誤謬である。先住民族の人骨研究は、植民地主義とレイシズムを背景に行われ、一方ではそれらに「科学的な」後ろ盾を与える「疑似科学」に他ならなかった。

当時、先住民族遺骨はグローバルな規模で発掘、交換、売買された。これを報告者は「グローバル人骨流通ネットワーク」と呼んでいるが（小田2018）、例えば小金井はアイヌ遺骨2体をオーストラリアのアボリジニの遺骨と交換したことが判明している³²。

人骨研究はたんに過去のエピソードとしては片づけられない、現代社会との連続性がある。人骨研究の「先駆者」ヴィルヒョウらは、「自然民族 Naturvölker／文化民族 Kulturvölker」という人間の分割を所与の前提としていた。「自然の桎梏に囚われた植民地の彼ら」と「自然から切り離され、歴史と文化を創造できるわれわれ」の二分法である。ここで主体性は「文明化された人間」のみに帰属され、「自然」は「文明化された人間」によって測定、支配、収奪されるだけの客体にまで貶められている。また「自然」からの距離が、「文明化」の尺度とされた。この「自然／文化・文明」の二分法は、「理系（自然科学）／文系（人文・社会科学）」や「自然遺産／文化遺産」の区別が自明視されたままであるように、現代社会の公理（ラトゥール2008によれば「近代人」の「憲法」）となっている。しかしこの分割は決して当たり前のものではなく、価値中立的なものでもない。「自然」こそが植民地支配され続けているのだ。

4. 現代的課題としてのrepatriation（返還／帰還）

アイヌ遺骨の問題は、あたかも北海道ローカルであるかのように思われているが、それは間違いである。それは植民地主義というグローバルな文脈で起こり、上述のように東京大学、京都大学などにも多数のアイヌ遺骨が置かれている。東京大学のアイヌ遺骨は、ほとんどが盗掘によって「収集」されたことが小金井自身の回顧（小金井1935）からも推測される。しかしこの問題に対応しようとする、東京大学内部からの主体的な動きは現在のところ見られない。この「植民地責任」（永原2009）への無関心と消極性は何を示すのだろうか。

研究機関・博物館による先住民族遺骨の返還はrepatriationという概念で語られる。アメリカでは1990年に「アメリカ先住民墓地保護・返還法（NAGPRA：Native American Graves Protection and Repatriation Act）」が法制度化されている他、2007年に国連で採択された「先住民族権利宣言（Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）」第12条で先住民族の遺骨返還に対する権利が書き込まれている。

このrepatriationという語は「誰」を主体とするかによって、「返還」ではなく、「帰還」とも訳し得る（例えば星野2006）。つまりこれは研究機関・博物館が遺骨をモノとして返還するというを超えた、遺骨が人として故郷に帰還するという意味をも含む多義的な概念である。またこれは尊厳のある帰還を実現するための文化的儀礼、さらには遺骨が戻

³¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai9/sankou4.pdf>（2018年5月27日閲覧）

³² 「豪のアイヌ遺骨 東大から流出 頭骨2体を確認」『毎日新聞』2016年9月22日 <https://mainichi.jp/articles/20160922/ddr/041/040/004000c>（2018年5月27日閲覧）

るべき土地とコミュニティの確定を伴うべきプロセスであり、先住民族の権利回復と脱植民地化という重要な課題へと広がりがあることも認識されるべきである（北大開示文書研究会2016）。

5. 脱植民地化＝脱国民国家化から支配なき平和へ

故郷の地から引き離され、東京大学の片隅に130年にも渡って置かれたままになっているアイヌ民族の遺骨。そのrepatriation（返還／帰還）はまだ始まる気配すらない。これらの遺骨からは主体性が消去され、客体・モノとして扱われてきた。ここで問われているのは、われわれの想像力である。かつて生きていた人であり、そして身内によってかけがえのない存在として葬られたことが想像できるだろうか。もしも自分の祖先であったなら耐えがたいような尊厳の剥奪がかつて行われ、現在も起こり続けている（土橋2017）。この「学問の暴力」（植木2017）は自然から人間を分離し、前者を所有・支配・収奪の客体とした歴史的の文脈の中で可能となった。これは文明化／植民地化のプロセスに他ならない。われわれが平和を脅かすものとして同時代的に直面している軍事主義、国家主義、経済成長至上主義、環境と生活基盤（サブシステム）の破壊などは、産業革命に端を発する文明化の展開の中で生じてきた。このプロセスを裏で支えたのが、人と自然を画一化した上で一方的に支配と収奪を進めるシステムとしての植民地主義である。「明治150年」「北海道150年」とは日本において植民地主義が進行した時代であった。

根底的な思索の結晶である『〈新〉植民地主義論』において西川長夫は「国民国家は植民地主義の再生産装置である」と規定した（西川2006）。これを踏まえるなら脱植民地化とは脱国民国家化と軌を一にするプロセスだということである。アイヌ民族をはじめとする先住民族こそは、文明化の美名の下で、植民地化＝国民国家化に巻き込まれ、一方的な支配の客体とされてきた。その証人が各地の大学に置かれた遺骨たちである。この問題の根底的な解決は、つまり「深い平和」は、国家を自明の前提とした考え方では達成できないであろう。植民地化＝国民国家化された先住民族の権利回復、すなわち先住権の回復は、国家の外部に位置する。ということはこの問題は、国家を前提とした（狭義の）憲法によって適切に論じることはできないし、文明化（civilization）の装置たる学校・研究機関には従来のあり方のままでは対応できず、さらには文明の産物である市民社会（civil society）によっても難問となるであろう。ここで「文明」の外に出ることが求められる。

先住民族遺骨の研究は、「自然」を客体化し、支配する一環として行われた。とするならば、先住民族遺骨のrepatriationという課題を前にしてわれわれが今試されているのは、「自然／人間」の大分割の外に出る思考、国家と文明という支配のシステムを根底から問う思考ができるかどうかである。そのとき脱植民地化は、支配からの解放、支配なき平和をいかに実現するかという平和学の大きいテーマへとつながる。ここで重要なのは、人間中心主義を超えた平和、すなわち「人間」だけではなく、「（生きた）自然」をも支配の軌から解き放つという課題である。

参考文献

- 植木哲也（2017）『新版 学問の暴力—アイヌ墓地はなぜあばかれたか』春風社。
小田博志（2018）「骨から人へ：あるアイヌ遺骨のrepatriationと再人間化」『北方人文研究』11：73-94。
小金井良精（1935）「アイノの人類學的調査の思ひ出一四十八年前の思ひ出」『ドルメン』4(7)：54-65。
越田清和（編）（2012）『アイヌモシリと平和—北海道で平和学する！』法律文化社。
土橋芳美（2017）『痛みのペンリウクー囚われのアイヌ人骨』草風館。
永原陽子（編）（2009）『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史』青木書店。
西川長夫（2006）『〈新〉植民地主義論—グローバル化時代の植民地主義を問う』平凡社。
日本平和学会（編）（2016）『平和研究』第47号「脱植民地化のための平和学」早稲田大学出版部。

- 北大開示文書研究会（編）（2016）『アイヌの遺骨はコタンの土へ：北大に対する遺骨返還請求と先住権』緑風出版。
- 星野道夫（1996）『森と氷河と鯨—ワタリガラスの伝説を求めて』世界文化社。
- ラトゥール, B. (川村久美子訳) (2008) 『虚構の「近代」—科学人類学は警告する』新評論。
- Kogainei, Yoshikiyo (1893) Beitrage zur physischen Anthropologie der Aino. I. Untersuchungen am Skelet. 『帝國大學紀要：醫科』2(1): 1-249.
- Makino, Uwe (2015) *Die Ainu: Begegnung mit den japanischen Ureinwohnern*. Books on Demand.
- Smith, Linda Tuhiwai (2012) *Decolonizing Methodologies: Research and Indigenous Peoples* (second edition), Zed Books.

国際紛争鉱物規制がもたらしたルワンダの資源ガバナンス改善

大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程1年

猪口絢子

キーワード： ビジネスと人権、紛争鉱物、ルワンダ

1. はじめに

・平和学的な問い：今日世界では多くの平和的でない経済活動が行われている。これに対し、立法や消費者ボイコット運動などを通し様々なアクターが対抗規範を打ち立ててきた。しかしそうした規制運動もまた、最も脆弱な人々に対してはときに暴力となって現れる。規制に実効性を持たせ、かつ規制の持つ暴力性を最小限にするには、どのような政策を採るのが望ましいのであろうか。

・政治学的な問い：どのような場合に規制強化規範は国家により内面化されるのか。

2. 不正な取引に反対する主なアクション

- ・国連安保理決議による禁輸制裁（例：アンゴラ・シエラレオネ紛争時のダイヤモンド制裁）
- ・生産地規制（例：国内環境・労働基準）
- ・製品規制³³（例：EUのRoHS指令やREACH規則、英国現代奴隷法）
- ・原産地認証制度（例：キンバリー・プロセス認証制度）
- ・消費者ボイコット運動（例：対イスラエルボイコット運動）
- ・企業に対するデュー・ディリジェンス³⁴の要請（例：国連指導原則、OECDガイドライン）

※本報告では、近年目覚ましい発展を遂げている「製品規制」とそれに伴う「企業に対するデュー・ディリジェンスの要請」に焦点を当て分析する。

³³ 域内で取引される製品について、それらがどこで生産されたかに関わらず、ある一定の環境や人権保護の基準を課す規制。

³⁴ デュー・ディリジェンス（DD）とは、『「（負の影響を回避・軽減するために）その立場に相当な注意を払う行為又は努力」といった意味である』。2011年に国連人権理事会に承認された国連ビジネスと人権指導原則において、DDとは『「企業の役職員がその立場に相当な注意を払うための意思決定や管理の仕組みやプログラム」であり、経営責任の有無の判断基準を提供することにあるとされ、これはすなわち「人権リスクに関する内部統制」である』日本弁護士連合会（2015）『人権デュー・ディリジェンスのためのガイドランス（手引）』<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150107_2.pdf>（最終閲覧日 2018年5月25日）、p.2。

3. 先行研究の検討

『製品規制は国際的な規制強化競争をもたらす』（道田，2014）（Cf. 生産地規制）とされているが、その先行研究には元となる規制の性質に着目したものに、EU 法の国際的波及効果（Bradford, 2012）、米国 DFA（後述）の国際的波及効果（Moncel, 2016）に関する研究がある。一方被影響国に何がもたらされたか、事実ベースで検証したものには、東南アジア諸国において EU の規制に対応した政策の伝播と市場の棲分けを観察した道田（2014）と、アフリカ大湖地域において DFA が被影響諸国の市場競争力を低下させたことに言及した Schütte et al.（2015）がある。

製品規制によってもたらされる結果（規制規範内面化の程度）にはばらつきが見られる。実効性と負の影響の最小化を両立した規制の普及には、被影響国の間で何が明暗を分けているのか、規制の性質だけでなく業界の性質、さらに被影響国の性質の違いをファクターとして分析する必要がある。そこで本研究では「ルワンダと紛争鉱物」を事例に取り上げ、文献調査と聞き取り調査をもとにした一事例研究の蓄積により当該研究分野に貢献を試みる。

4. ルワンダの事例（適宜、添付の年表を参照）

（1）概要

紛争鉱物とは、1990 年代末以降のコンゴ民主共和国（DRC）の紛争を背景に注目を集めた、紛争主体によって不当に採取・取引・「課税」される鉱物資源のことを指す。DRC の紛争地帯に隣接するルワンダ政府は DRC 紛争に長年にわたり介入し、政府レベル・民間レベルで紛争鉱物資源の不正取引に関わってきた。

同問題は 2001 年に国連専門家パネルにより「告発」されるも、その影響力はいまひとつであった（華井，2010）。資源の禁輸制裁は発効されず、当時は規制を先導する企業や政府も存在しなかった。一方で 2000 年代を通して、国連専門家、OECD、米国、企業の取り組みが徐々に蓄積され、2010 年 7 月の米国 Dodd-Frank 法（DFA）1502 条（米国登録企業に紛争鉱物の使用状況について情報開示を義務付け。罰則なし。2013 年 4 月から施行。）の成立をもって、米国による製品規制という形で準グローバルな規制が開始された。

不当な紛争鉱物取引への関与を疑われながらも長年否定し続けてきたルワンダ政府は、国際的な紛争鉱物規制の高まりに際し、自国の資源管理を規制に沿う形で変化させた。2010 年 9 月にルワンダ政府は国際スズ研究機構（ITRI）と覚書を締結して資源流通管理制度を立ち上げ、結果として、ルワンダは 2012 年初頭に国家認証制度を確立し、2013 年に DFA が施行された後には同地域で規制による市場競争力低下を最も免れた国家となった。ただし、未だに DRC から密輸された鉱物がルワンダ産として流通していると疑惑の声もある。

（2）ルワンダ政府の置かれた状況

ルワンダはコンゴ紛争への介入に伴う国家ぐるみの資源収奪の実態が告発されるも、当

初はその関与を否定し、国連による調査にも非協力的であった。しかしルワンダは GNI の約 12~3%を ODA に依存 (The World Bank) しているほか、欧米諸国がルワンダ産コルタンへ依存傾向にあること³⁵から、欧米との取引の重要性が高まっていた。また政府は、鉱業セクター育成を第二期経済開発と貧困削減国家戦略のひとつとしている。

2008~2009 年の段階で、既に一部企業は企業の評判への影響を考慮して同地域から離れ始めており (Schütte et al., 2015)、「ルワンダ国内の産業を守るために、DFA に従う他に選択肢がなかった」(筆者による政府関係者からの聞き取り、2017 年 2 月)。

(3) 紛争鉱物規制に DD が導入される過程

国連専門家は「違法/不正」の定義を明確にすべく、OECD 多国籍企業ガイダンス³⁶の遵守を 2002 年 10 月の報告書以降要請する。OECD は 2006 年に国連専門家の示した基準を満たすための企業ガイドライン「投資家のためのリスク配慮ツール」を作成し、ここで初めて DD に言及した。国連専門家は、2007 年には「行き過ぎた DD」による地域経済への負の影響を懸念し、2008 年からは具体的な DD ガイダンスの策定を始め、2011 年に OECD と共に「責任ある鉱物調達のための OECD DD ガイダンス」³⁷を完成させる。一方米国は 2006 年以降独自に国内法の立法に取り組んでいたが、国連専門家報告書の内容を受けて 2009 年以降 DD を法案に盛り込むようになり、2010 年 7 月に DFA を成立させた。

一連の紛争鉱物規制に DD アプローチが導入されたことは、不正な取引の排除と公正な取引の継続を両立し、また企業の責任を明確にすることで、規制に消極的であったルワンダを含む大湖地域政府の意思を変化させた。ルワンダ政府は 2010 年 5 月には OECD ガイダンス策定の動きに対する支持・協力を表明した³⁸。米国の取り組みに対しては、事実上の禁輸措置となることを警戒しながらも³⁹、2010 年 7 月の DFA 成立を受けて同年 9 月に ITRI と覚書を締結した (Cf. DRC 採掘禁止令)。2011 年 4 月に iTSCi システムが施行され、2012 年初頭には DFA 対象地域で初の国家認証制度を確立した (Schütte et al., 2015)。

(4) 小括

ル政府にとって重要な欧米との取引継続が危ぶまれる具体的危機意識が存在したこと、また DD による取引継続の担保と企業責任の明確化が、ル政府の戦略変更を導いた。一方で、現行制度の信頼性については今後別に検討が必要である。

³⁵ JOGMEC (2015) 『鉱物資源マテリアルフロー2015 : 19.タンタル (Ta)』
<http://mric.jogmec.go.jp/public/report/2015-11/19_201511_Ta.pdf> (最終閲覧日 2018 年 5 月 25 日)。

³⁶ 当時は 2000 年に大幅改定された第四版。現行のものは 2011 年改訂の第五版。OECD. (2011). OECD Guidelines for Multinational Enterprises: 2011 Edition, OECD Publishing.

³⁷ OECD. (2016). OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas: Third Edition, OECD Publishing, Paris.

³⁸ ルワンダ森林鉱山省から OECD への書簡 (2010 年 5 月 24 日)
<<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/45517359.pdf>> (最終閲覧日 2018 年 5 月 25 日)。

³⁹ East African Business Week. Rwanda; U.S. Anti-Conflict Mineral Legislation Angers Govt. (2010 年 8 月 16 日)。

<資料> 紛争鉱物規制の発展の経緯

- 2001年 国連専門家パネル報告書による告発 (S/2001/357 (2001年4月12日))
- 2002年10月 国連専門家報告書 (加盟国にOECD多国籍企業ガイドライン遵守要請)
- 2006年6月 OECD投資家のためのリスク配慮ツールの発表 (DDへ言及)
- 2007年7月 国連専門家報告書「行き過ぎたDDの危惧」(S/2007/423)
- 2008年2月 国連専門家報告書「DDの定義」(S/2008/43)
- 2009-2010年 国連専門家グループ、OECD、ICGLR (大湖地域国際会議)による協働
- 2010年7月 米国DFAの成立:国連専門家報告書における議論を踏襲
- 2010年9月 ル政府、国際スズ研究機構とMoU締結
- 2010年12月 OECD DDガイダンス、理事会にて承認
- 2011年6月 国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」採択
- 2011年7月 国連専門家・OECD・ICGLR「DFAはOECDガイダンスへ準拠を」⁴⁰
- 2012年 DFA詳細規則決定→2013年 DFA施行開始
- 2017年 EU規則成立。米DFA凍結に際しル政府「今後も制度を維持」⁴¹。
(Cf. 中国業界団体 (CCCMC) らによる Responsible Cobalt Initiative の設立)

[参考文献]

- 華井和代 (2016) 『資源問題の正義—コンゴの紛争資源問題と消費者の責任—』東信堂。
- 道田悦代 (2014) 「製品環境規制がサプライチェーンを通じて開発途上国に与える影響—化学物質規制の事例—」 箭内彰子・道田悦代編『研究双書 No. 610 途上国から見た「貿易と環境」—新しいシステム構築への模索—』アジア経済研究所. pp. 107-134.
- Bradford, Anu. (2012). The Brussels Effect. *Northwestern University Law Review*. Vol. 107, No. 1, pp. 1-68.
- Moncel, Remi. (2016). Cooperating Alone: The Global Reach of U.S. Regulations on Conflict Minerals. *Berkeley Journal of International Law*. Vol. 34, Issue 1, pp. 216-244.
- Schütte, Philip., Frankenn, Gudrun., Mwambarangwe, Patricie. (2015). *Certification and Due Diligence in Mineral Supply Chains - Benefit or Burden?*
<https://www.bgr.bund.de/EN/Themen/Min_rohstoffe/CTC/Downloads/certification_due_diligence_article_bgr_en.html?nn=1572666> (最終閲覧日 2018年5月25日).

⁴⁰ DRC 専門家グループ、OECD、ICGLR 発 SEC 宛書簡 (2011年7月29日)

<<https://www.sec.gov/comments/s7-40-10/s74010-417.pdf>> (最終閲覧日 2018年5月25日).

⁴¹ 筆者実施の政府資源局職員、在ル独天然資源局職員に対する聞き取り (2017年2月実施). 及び The East African. Is Trump's plan to repeal conflict minerals rule a gift for Rwanda?. (2017年2月20日).

核兵器禁止条約プロセスにおける市民社会の役割 ICANを事例として

ピースボート
川崎哲

キーワード：核兵器禁止条約、核不拡散条約（NPT）、市民社会、NGO

1. はじめに

世界101カ国468団体からなる非政府組織（NGO）「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」（2007年に豪州で発足。国際事務局はスイス・ジュネーブ）は、核兵器の非人道性に対する注目を集め、核兵器禁止条約の成立に向けて「革新的な努力」をしたことを評価され、2017年のノーベル平和賞を受賞した。この報告では、ICANが核兵器禁止条約成立にどのように貢献してきたかを概観しつつ、今後の展望と課題を論じる。

2. 核兵器の非人道性から禁止条約へ

2010年4月に赤十字国際委員会が核兵器を非人道兵器として禁止・廃絶すべきとの声明を発表したことを契機に「核兵器の非人道性」に焦点を当てる諸国政府と市民社会の連携した運動が始まった。核兵器の非人道性に関する共同声明への賛同が広がり、2013～14年にはノルウェー、メキシコ、オーストリアで核兵器の非人道性に関する国際会議が開催された。2015年からは、核兵器の非人道性をふまえて法的禁止のフェーズに入った。「人道の誓約」文書の発表、核不拡散条約（NPT）再検討会議、国連作業部会をへて2017年の禁止条約交渉へと至った。

3. ICANの取り組み

こうした中でICANが果たした役割は、以下のようなものである。第一に、核兵器の非人道性に関する世論喚起である。そこには広島・長崎の被爆者や核実験の被害者らによる証言活動があった。日本のピースボートは、主にこの分野で貢献した。また、科学者が今日の核戦争シミュレーションを行い、越境し地球規模に広がる核兵器の被害に警鐘を鳴らした。旧メディア（新聞、テレビ）、新メディア（SNS等）両方を駆使した世論喚起がなされた。

第二に、中心的な役割を果たす諸政府と連携して、核兵器の非人道性の共同声明への参加国の拡大、核兵器の非人道性に関する国際会議への参加促進と会議における発言の促進、さらに「人道の誓約」賛同国の拡大などがあげられる。

4. 核兵器禁止条約の交渉と採択

2017年3～7月にニューヨークで行われた核兵器禁止条約の交渉会議（議長はコスタリカ）においては、被爆者や核実験被害者の発言、NGOによる傍聴、NGOによる発言や作業文書提出などが活発に行われ、重要な役割を果たした。核保有国やその同盟国の大多数（日本を含む）が会議をボイコットする中、NGO・市民社会（赤十字等）は、条約交渉の明らかな主体であった。7月7日、核兵器禁止条約は国連加盟国の3分の2近い

122カ国の賛成票により採択された。

5. 核兵器禁止条約の内容と論点

核兵器禁止条約は、いかなる核兵器の使用も国際人道法に違反する（前文）とし、核兵器の開発、保有、使用、威嚇、配備など核兵器にかかわるあらゆる活動をいかなる場合にも禁止（第1条）し、核兵器の完全廃絶への道筋（第2～4条）を定めている。禁止事項の中には、核兵器にかかわる「援助、奨励、勧誘」も含まれているので、この点が自らは核兵器を保有しないが核保有国と同盟関係を持っている国々にとってネックとなる。なお、条約交渉にあたっては、この「援助」の範疇等について議論があった。

同条約は、核兵器の被害者の援助や環境回復の義務を定めており、国際人道・人権法の性格を持っている。条約は50カ国が批准した後発効し、その後は定期的に締約国会議が開かれる。現在は署名58カ国、批准10カ国である。

また同条約は、NPT等既存の条約の重要性を強調している。

6. 今後の課題

ICANが視野に入れている今後の課題としては、第一に署名・批准の促進、第二に禁止条約についての広報や教育、第三に「核の傘」政策と禁止条約の関係に関する議論の深化、第四に核保有国の将来的加入を視野に入れた検証の精緻化、第五に非人道兵器からの投資引き上げなど企業・金融機関への働きかけがある。

7. 日本にとっての課題

日本政府の政策との関係で重要となるのは、まずは「核の傘」政策と禁止条約にかかわる議論の深化である。すでにノルウェー、イタリア、スウェーデン等で、議会により禁止条約の調査活動が開始されている。とりわけ米国との同盟関係と核兵器に関する「援助」の禁止との関係について、法的また政治的観点から議論を深める必要がある。

また、核兵器禁止条約に署名する、しないにかかわらず、すぐにでも日本ができるしやるべきである課題として核兵器廃棄の検証と核被害者の援助・環境回復という2つの分野がある。前者は今日の朝鮮半島の非核化問題と深く関わる問題であり、後者は被爆国としての責務でもある。これらの取り組みを日本が行うことは、核兵器禁止条約の部分的履行という意味も持つ。

8. まとめ

核兵器禁止条約は、圧倒的多数の非核国が核保有国を包囲し、核兵器のもつ価値を大きく転換させるものであり、人間の被害の観点に立脚したボトムアップのプロセスで作られてきた。今後もその流れの中で、条約の普遍化の促進と、核に依存する国々における段階的な変化が期待される。

参考文献

川崎哲（2018）『新版 核兵器を禁止する』岩波書店

川崎哲（2015）『核の非人道性』をめぐると新たなダイナミズム』秋山信将編『NPT 核のグローバル・ガバナンス』岩波書店

ICANウェブサイト <http://www.icanw.org/>

「核兵器の非人道性」の意義と課題

大阪国際大学
佐藤史郎

キーワード：核兵器の非人道性、義務論と帰結主義、核のタブー、核のパラドクス、ヒバクシャ

はじめに

核兵器は、爆風・熱線・放射線の相乗効果によって甚大な被害をもたらし、多くの無辜の人々を無差別に殺す。この核兵器がもつ非人道性を語ることは、それは核兵器のない世界に向けて、どのような意義があるのだろうか。1つ、いま指摘できることは、核兵器の非人道性を語ることで、2017年7月に核兵器禁止条約が採択されたということである。しかし、そもそもとして、核兵器の非人道性を語ることは、国際政治学の視点から、どのような意義と課題があるといえるのだろうか。

1. 国際政治における倫理—国際政治に倫理を語るスペースはあるのか

国際政治において、倫理を語る余地はあるのだろうか。3つの立場がある（ナイ 2009）。1つ目は倫理の余地はないという「懐疑主義」である。2つ目は倫理の余地は小さいという「国家中心的道徳主義」である。3つ目は倫理の余地は大きいという「世界市民主義」である。ジョセフ・S・ナイ・ジュニアは、「多くの人々は、どこか中間の混合的立場に落ち着くのだろう」と述べたうえで、3つの立場の間にはトレード・オフの関係があると指摘している（ナイ 2009：41）。

2. 核兵器と倫理—核兵器の使用は倫理的に許されるのか

それでは、核兵器の使用は倫理的に許されるのだろうか。まず、行為の結果よりも行為の目的と手段を重視する「義務論」の立場からすれば、核兵器の「使用」は許されないとなる。なぜなら、核兵器の使用は無差別に無辜の人々を殺す手段であるからだ。義務論者は核兵器を「絶対悪」として捉えているのである。これに対して、行為の目的と手段よりも行為の結果を重視する「帰結主義」の立場からすれば、核兵器の使用は許されないものの、核兵器を使用するという「威嚇」は許されるとなる。なぜなら、核兵器使用の威嚇は自国の国民の安全保障を守るという結果をえることができるからだ。帰結主義は、核兵器が絶対悪であるがゆえに、核兵器を「必要悪」として捉えているといえよう。ただし、帰結主義はあくまで核抑止が機能することを前提に、核兵器使用の威嚇が倫理的に許されると主張している。

3. 核兵器の非人道性を語ることの意義—核のタブー

それでは、核兵器をめぐる倫理や核兵器の非人道性を語ることは、国際政治上、どのような意義をもっているのだろうか。その回答は、核兵器の使用は倫理に反するという規範が醸成されることで、核兵器が

使用されにくい状況をもたらしている、という点である。いわゆる「核のタブー」(Tannenwald 2007) という規範である。ヒロシマ・ナガサキを語ること、とりわけヒバクシャによるヒロシマ・ナガサキの語りは、核兵器を使用してはならないという核のタブーを作り出しているのである。なお、馬場伸也はすでに1980年代において、核のタブーという言葉を使っていなかったものの、「ヒロシマ・ナガサキを原点とする反核文化」(馬場 1983: 148-149)の重要性を指摘していた。先見の明があるというべきだろう。

4. 核兵器の非人道性を語ることの課題 (佐藤 2014)

核兵器の非人道性を語ることは、2つのパラドクスをもたらす危険性がある。まず、1つ目のパラドクスは、核兵器の使用は道義に反するからこそ、自国の国民を守るために、自国の安全を核兵器に依存するという結果である。すなわち、核兵器の非人道性は核抑止論を正当化するおそれがあるのだ。ただし、このパラドクスは、核兵器の非人道性が十分に伝わっていないからこそ生じうる、と主張することもできよう。2つ目のパラドクスは、安全保障の問題を考慮せずに、核兵器の非人道性をもつばら強調して核兵器の軍縮・不拡散措置を押し進めた場合、核兵器のさらなる拡散と使用をもたらすという結果である。国家が核兵器を保有する動機の1つが安全保障上の理由にあることを看過してはならないのである。

おわりに—もう1つの課題

核のタブーは「語る」ヒバクシャによって維持・強化されている。報告者はそのストーリーの重要性を否定しない。しかし、「語る」ヒバクシャにスポットライトが当てられすぎると、「語らない」ヒバクシャや「語れない」ヒバクシャの存在が隠れてしまい、「今まで語られていたストーリーが語られなくなること」があるのではないか。たとえば、ナガサキには浦上のクリシタンと被差別部落の人々が差別されていたというストーリーがある(高山 2016)。また、「語らない」ヒバクシャや「語れない」ヒバクシャは、「語る」ヒバクシャをどのようにみているのだろうか。「今まで語られていないストーリーを語る」ことも重要である。核のタブーをさらに検討するためには、ヒバクシャの「語り」をあらためて検討する必要があるだろう。

参考文献

佐藤史郎「核兵器—非人道性のアイロニーとパラドクス」、高橋良輔・大庭弘継(編)『国際政治のモラル・アポリア』ナカニシヤ出版、2014年、97-129頁。

ジョセフ・S・ナイ・ジュニア(田中明彦・村田晃嗣訳)『国際紛争—理論と歴史 [原書第7版]』有斐閣、2009年。

高山文彦『生き抜け、その日のために 長崎の被差別部落とクリシタン』解放出版社、2016年。

馬場伸也『地球文化のゆくえ—比較文化と国際政治』東京大学出版会、1983年。

Tannenwald, Nina 2007. *The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons Since 1945* (Cambridge: Cambridge University Press).

長崎における原爆被害の語りに着目して
——「証言」と語られないもの

長崎大学・日本学術振興会特別研究員PD
四條 知恵

キーワード：長崎、原爆被害の語り、証言、語られないもの、ろう被爆者

1. はじめに

核兵器の非人道性が着目される中で、被爆者の「証言」は大きな役割を果たしてきた。長崎の被爆者も、山口仙二氏をはじめ多くの方が、国内はもとより海外においても、証言という形で自らの被爆体験を語ってきている。被爆者は証言することを通じて「核兵器を語ることのできる真の専門家」（山崎 2017）として、核兵器廃絶を目指す運動を牽引してきた。しかしながら、被爆体験の「証言」が代えがたいものとして脚光を浴びる一方で、本人自身の体験を含め、多くの語られない原爆被害がある。

○「証言」とは

…原爆被害の語りの中の一様式。音声で語ること、文章で書くことなど、幅広い意味を含む。

○「被爆体験証言」の特徴

2. 語られないものが生み出される様々な布置

①被爆体験を「証言」というスタイルで語ることができる人の少なさ

②今現在、傷となっているものを語ることの困難

③被爆者の中でも周縁に置かれた人が語ることの困難

（朝鮮半島出身の被爆者／被差別部落の問題／障がい者）

④原爆被害を語ることに對する肯定的な意味づけの必要性

3. 長崎におけるろう被爆者の原爆被害の語り

- ・被爆から40年を経て出版されたりろ者者の被爆体験手記集の冒頭には、「ろ者者は忘れられた存在だった」と綴られている。
- ・長崎におけるろ者者の被爆体験手記の発行
- ・「長崎でろ者あ被爆者の体験を聞き書きし、文章化して残そうという活動が始まるのは、一九八三年ごろからである」（長野 2017: 171）
→発信時期のずれと沈黙

① 長崎におけるろう者の原爆被害

- ・「原爆の洗礼を受けた、耳の不自由な者は、長崎県内で、約百名と推定される。うち、三十名ほどが犠牲となって直後に倒れた」（「ろうあ被爆者」長崎県ろうあ福祉協会・全国手話通訳問題研究会長崎支部 1986：40）
- ・義務教育化は1948（昭和23）年以降
- ・ろう学校関係者（卒業生を含む）、ろう学校と無関係に生活していた人々
- ・「義務制が布かれてから就学率も急速に向上し…（中略）さりながら、未だに聾児を人前に出して勉強させるに忍びないと一ずに恥心にとられる古老もあつて三割位の不就学児があるのは甚だ遺憾である」（「本校の六十年を顧みて 学校長 白川倫太郎」長崎県立聾学校 1959：10）
→被害の実態を正確に把握することは難しい。

② ろう学校の原爆被害

- ・市史など
- ・ろう学校の学校史→被爆体験は掲載されず、原爆被害を掘り下げた積極的な原爆被害の発信は行われていない。

[理由]

- ・学徒動員中の被害ではない。
- ・場所…移転後の元校舎が被爆し、その後被爆した上野町の校舎に戻ることはなかった。
- ・ろう者そのものの集団は、形成されなかった。

③ ろう者の被爆体験記の特徴

- ・社会的情勢の認識の遅れ
- ・語られる時間の違い

↓

○原爆被害を語るとはどういうことなのか

4. おわりに

語られないものに目を向けることで、従来の「証言」や「原爆被害」という枠組みを再考しつつ、原爆被害という歴史的出来事を語る営みをより豊かにしていく取り組みが必要なのではないか。

参考文献

NHK NEWS WEB, 2017, 「ICAN 事務局長インタビュー原点は？原動力は？」（2018年5月15日取得, https://www3.nhk.or.jp/news/web_tokushu/2017_1209_interview.html）.

高山真, 2016, 『〈被爆者〉になる—変容する〈わたし〉のライフストーリー・インタビュー』せりか書房.

長崎県ろうあ福祉協会・全国手話通訳問題研究会長崎支部, 1986, 『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』北人社.

長崎県立聾学校, 1959, 『創立六十周年記念誌』.

平岡敬, 1983, 『無援の海峡——ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』影書房.

「明治150年」と朝鮮の150年 - 「戦争」と植民地支配の視点から

法政大学社会学部
愼蒼宇（シンチャンウ）

はじめに

今年は「明治150年」の年である。内閣官房「明治150年関連施策推進室」は、「明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識する」「日本は、非西洋諸国の民主化・自由化のフロントランナーであったとも言えよう」と述べ、明治以降の「立憲政治」と「産業革命」を礼賛しているが、そこに日本の帝国主義化と侵略戦争・植民地支配の歴史は一切出てこない。それだけではなく、ここ十数年のあいだに、官民双方で、日本軍「慰安婦」問題や朝鮮人強制連行、関東大震災時の朝鮮人虐殺などをめぐる歴史修正主義的言説が跋扈するようになり、それはもはや「普通」になりつつある。また、知識人のレベルにおいても、戦争責任に比べ、植民地支配責任に対する問い直しは極めて不十分であるといわざるをえない状況である。

以上の現状認識に立って、本稿では、朝鮮近現代史から見た日本の戦争観と植民地認識の問題点を浮き彫りにするため、①朝鮮から見た日本の戦争観・植民地支配観の問題点、②朝鮮をめぐる「150年戦争」という視点に立った東アジア近現代史像、③朝鮮民族運動が提起してきた日本問罪論から考える「植民地支配責任」、という三つの論点について考えてみたい。

1 朝鮮から見た日本の戦争観・植民地認識の問題

◆1 「戦後70年」における「戦争」とは？

【狭義】 1941年12月8日以降の戦争。太平洋地域だけでなくアジア地域でも戦闘。

【広義】 「15年戦争」 - 1931年満州事変、1937年日中戦争の全面化も対象。

【新しい視点】 「50年戦争」 - 台湾・朝鮮・満州での軍事行動（19世紀以降）。

「朝鮮から見ると日本との関係はけっして15年戦争ではなく、50年戦争なのであり、その間は継続した戦時、または準戦時だったのである」（宋連玉 2011）。

◆2 「50年戦争」の限界／「150年戦争」へ

- ・【構造的視点】：日朝関係のみ。朝鮮全体を取り巻く「戦争」として考えていない。
- ・【時期区分】1860年代後半～1894年、1945年～現在は？
- ・筆者「140年戦争」（拙稿 2011） - 三つの複合戦争
- ・著者のいう「戦争」 - 「戦争」（近現代の諸戦争・軍事行動） + 植民地下の「戦時」。

* 前田朗「500年の植民地主義と150年の植民地主義」（前田朗 2018）。

* 植民地での「戦争」 二つの局面

①「治安戦」 日本軍警による民族運動への弾圧と武装抵抗。「非対称性」とジェノサイド。

②「戦時」と「平時」の未分離な「日常生活の治安対象化」の恒常化

◆3 植民地支配責任への問い直しの不十分さ 日米韓（「親日派」）の共通分母

- ・戦争責任における「平和に対する罪」の植民地版としての「植民地責任」（清水 2009）
「ある地域を植民地化し、植民地住民への政治支配を及ぼすことで、甚大な被害と損害を与えたことに対する責任」「独自の文化的アイデンティティを持つ地域の平和的存続を阻害し、一方的に植民地化する責任」
- ・日本の諸論壇：個別犯罪には言及／全体の「植民地支配責任」は問わず
80年代以降、社会主義・ナショナリズム批判／潜伏する嫌韓／近代化論。
➡ 日米韓の知識人の「共通分母」？アメリカ発「日本の歴史家を支持する声明」（2015）。
- 「日本だけでなく、韓国と中国の民族主義的な暴言によっても、あまりにゆがめられてきました」「元「慰安婦」問題の被害者としての苦しみとその国の民族主義的な目的のために利用されているとすれば、それは問題の国際的解決をより難しくするのみならず、被害者自身の尊厳を

さらに侮辱することになります」→ 責任を日中韓の民族主義のせいにするにすり替え。アメリカの責任は？

- ・「明治100年」のイデオロギー：「松陰から栄作まで」「松陰以来の革命的伝統」
主体は「皇国史観」と「近代化論」の結合という統一戦線→ 「明治150年」においても継続？

2 朝鮮半島をめぐる「150年戦争」

◆1 「非平和」は三つの位相で構成される

- 1) 朝鮮支配をめぐる国際紛争（陰謀の大海としての朝鮮）
- 2) 日本と朝鮮とのあいだの「戦争」「植民地支配」+戦後の冷戦と植民地主義の継続
- 3) 朝鮮内の対立と「内戦」「分断」

◎朝鮮の独立・統一を求める広範な民族運動を上記三つの位相が暴力で「封じ込め」

◎「植民地支配責任」は2)に関わる問題+1) 2)の責任も問う必要あり。

◆2 「150年の非平和」の時代区分

- (1) 開港期から大韓帝国前期（1870前後-1904） 半植民地化の危機と抵抗／日清・日露戦争
→ 東学農民戦争の二重革命（内政変革／反侵略戦争）／東アジア最初のジェノサイド。
- (2) 日露戦争から保護国期（1904-1910） 日本による朝鮮征服と抗日戦争／勢力圏の形成
→ 第二次日韓協約締結以降、植民地期（1905-1945）／二つの国権回復運動
- (3) 武断政治期（1910-1919） ポスト朝鮮征服戦争の憲兵警察・2個師団体制／第一次世界大戦とロシア革命・民族自決
→ 中国・ロシアでの抗日運動とシベリア出兵／三・一独立運動と上海臨時政府の樹立
- (4) 文化政治期（1919-1931） ベルサイユ体制と日本／民族分裂政策／国際共産主義運動
→ 労働者・農民・女性解放運動と左右合作運動／在日朝鮮人運動と日本共産党
- (5) アジア・太平洋戦争期（1931-45） 侵略と戦争動員／満州抗日戦争／ファシズムと人民戦線
- (6) 朝鮮戦争への過程と展開（1945-53） 分断国家の成立と朝鮮戦争
- (7) 「休戦」状態と南北分断の固定化 日韓基本条約と軍事独裁／冷戦の継続と日米韓軍事連携の強化／アメリカの対外戦争と韓米同盟の強化
- (8) 板門店宣言以降？

◆3 日本の植民地主義と植民地征服戦争（400年／150年／「韓国併合」まで）

- ① 壬辰・丁酉倭乱／薩摩藩による琉球服属（両属体制）／和人によるアイヌ民族の支配強化
- ② 書契問題・征韓論と江華島事件・日朝修好条規（1876）の締結
・「日本書紀」を基盤とした神国意識、天皇を「現人神」とする国体護持が明治国家の基盤。
・日朝修好条規 - 「**朝鮮は自主の国**」（第1款）／開港・領事裁判権
「修好条規付録に付属する往復文書」 - 無関税通告。日本の不平等条約よりはるかに苛酷。
・内政干渉のはじまりと壬午軍乱（1882）／福沢諭吉と急進開化派／官民一体の朝鮮排撃論
- ③ 朝鮮「保護国化」構想と日清戦争・甲午改革（1894-95）
・朝鮮利益線構想（1890年山県有朋の施政方針演説）：「主権線」－「利益線」。外征軍拡。
・東学農民戦争：東学殲滅作戦／農民軍の犠牲者：3～5万人（ジェノサイド）。
・甲午改革：陸奥の朝鮮保護国化構想／井上馨：「朝鮮のエジプト化」（経済的→政治的浸透）・
- ④ 大韓帝国時の日本勢力扶植（1897-1904）
・京釜鉄道敷設契約・京義建設への借款／土地集積の進行／朝鮮臨時憲兵隊の創設
- ⑤ 日露戦争：植民地征服のはじまり（1904-1905）
・朝鮮の実権掌握（外交+方針） 表向き「朝鮮独立」保全／保護国化方針／財政・外交顧問。
・兵站化・経済利権獲得 - 日本軍駐留権、軍用地収用、鉄道敷設、電信電話線など。
・戦争労働力収奪：軍需物資輸送・鉄道敷設／役夫は奴隷労働 → 逃亡続出／請負業者。
・民衆の抵抗 - 電信・電話線の破壊・列車転覆など。人夫のストライキ。米穀放売制限。
・韓国駐劄軍による民衆弾圧：「軍律」と連座制／軍事警察：ソウル／軍政：咸鏡南北道。

- ⑥ 韓国保護国化と植民地収奪の拡大（1905 - 1907）
 - ・土地収奪の進展（大資本・零細資本・農業移民）／鉱業権・漁業権奪取／財政借款。
 - ・統監政治における金融・農政・モノカルチャー経済の強化（後述）／警察制度・地方制度改革
- ⑦ 内政の掌握／植民地戦争体制の確立（1907-1910）
 - ・高宗の退位／第三次日韓協約／韓国軍解散 → 後期義兵戦争の勃発。
 - ・苛烈な「膺懲的討伐」軍隊派遣（1個師団半）／駐劄憲兵隊／植民地征服戦争の実態
- ⑧ 「韓国併合」と武断政治（1910 - 1919）

3 朝鮮知識人たちの日本問罪論 植民地支配責任の所在

◆1 「植民地責任」(colonial responsibility) と「植民地犯罪」(colonial crimes)

・植民地犯罪：植民地支配の過程で行われた住民への暴力（性暴力）、虐殺、略奪、侮辱行為、強制労働徴用、奴隷化。→ 「15年戦争」だけに収まらない。甲午農民戦争（1894年）から。

◆2 いつから朝鮮人は植民地支配の不法性とその罪を告発したのか？

*イメージとしての第一次世界大戦以降 → 欧米中心の見方

- ・諸条約無効論：三・一独立運動期以降、「情緒」化してきた民族的主張（海野福寿 2000）？
- ・「植民地支配責任論」は1960年代に「戦争責任」に対応させて派生（板垣 2015）？
- ・欧米的国際法に見る自然法的な植民地主義：西欧の論理のみでは克服できない。

◆3 朝鮮における公法・公理観 帝国主義の「現実」のなかで普遍性・規範性を追求

- ・1870年代後半以降の開化派の公法観／「道理、仁義、信、理」を基盤とする王道的な公法観
- 国際法の普遍主義的な側面を重視し、武力による威圧が蔓延する状況においてこそ、あえてその普遍性・規範性を追求する外交、国内法の整備が進行（趙 1985）。
- ・開化派の兪吉濬：威圧によって応諾させた条約の承認は無効【資料1】
- ・高宗：「保護条約」の無効化に向けて積極的な外交を展開。ハーグ密使事件。
- ・鄭喬：西洋の公法は「公法の虚」、朝鮮の公法は「公法の実」（康成銀 2005）。

◆4 義兵将たちの日本問罪論① 崔益鉉（1833 - 1906）

〈上疏①〉 日朝修好条規締結に反対する「持竿伏闕斥和議疏」（1876. 2）（『勉庵集』1巻）

*日本と国交を結ぶ弊害は5点。儒教的な「倭洋一体論」。

- ① 日本の武力的威嚇に屈しての条約締結による和には永続性がない
 - ② 日本との貿易の危険で国土は荒廃する
 - ③ キリスト教の書や天主の像の流入によって、人倫道徳が破壊される
 - ④ 日本人が朝鮮に往来することで、朝鮮人の財産や婦人を略奪される
 - ⑤ 夷狄（清）は人であるからつきあえるが、禽獣（日本）と付き合うのは危険である。
- 「貴国が今から、もし幡然と悔改め、厳格に洋賊との関係を絶ち、好悪と正義に明らかに質することができれば、昔のような好き交隣の国となり、ふたたび乱賊の党助とはならないだろう。しかる後に初めて貴国は我国に修好の説を講じ定めることができる」（『勉庵集』1巻：273～274頁）。

〈上疏②〉 「宣諭大員命下後陳懷待罪疏」（1896年2月25日）【資料2】

➡ 甲午改革時：「倭洋一体論」から万国公法を受容・援用した先駆的な日本問罪論へ。

〈上疏③〉 「請討五賊疏」（1905年11月25日）（『勉庵集』1巻）。【資料3】

◎再び国際法を援用した日本問罪論、条約無効論／詐欺の「独立保全」批判

〈上疏④〉 「日本政府に寄せる書」（『勉庵集』3巻：417～430頁）

「東洋三国併存論」 - 「天下の大勢はすでに古とは異なり、東漸の四勢は独りでおさえることはできない。必ず韓清日三国は轉車唇齒となることで東洋大局を全うすることが必要である」

➡ 日本には信を棄て義に背いてきた16の罪＝「棄信背義十六罪」がある。【資料4】

「十六罪を悔改め、統監を罷収し、顧問及司令官を召還し、各国に謝罪して、我独立自主の権

を侵害することがないように」→ 植民地支配責任論の原型。

◆5 日本問罪論の継承

- ・全羅北道義兵将李錫庸：「日本政府大官に呈す」【資料5】
- ➔ 責任者処罰（伊藤統監の処刑を要求）と謝罪、親日派の処断、統監府の撤退と諸条約の破棄。
- ・安重根の伊藤を狙った理由（尋問調書より）
閔妃殺害／第二次日韓協約（保護条約）の不利益／第三次日韓協約による韓国軍解散／韓国皇帝の廃位／韓国の良民を虐殺／韓国の諸権利を奪った（外交権、行政・司法他）／朝鮮の学校の教科書を焼却／新聞規制／金融支配／土地篡奪／東洋平和を攪乱／韓国民の憤慨／韓国に不利な施設を設置／他国には韓国は無事と欺いている。

◆6 三一独立運動と日本・列強問責論

- *1 パリ平和会議：「臨時政府・韓国独立承認請願書」（1919年）：韓国併合条約の永久的廃止。
 - ①この条約が詐欺と暴力によって締結された、
 - ②傀儡である朝鮮皇帝（当時の純宗皇帝のこと）に併合条約締結の権限はない、
 - ③それ以前の朝日間の諸条約および諸列強との条約にあった朝鮮の主権および領土保全の規定を日本は侵し国際公法そのものを侵害している、
 - ④日本は連合国の一員としてウィルソンの「十四ヶ条」を実行する約束があり、講和会議も韓国併合条約の廃棄を宣言する責任がある、
 - ⑤ポーランドの復活、フランスへのアルザス・ローレンの回復がなされるのだから、朝鮮民族が国権回復の権利を要求する十分な根拠がある（海野 2000）。
- *2 「二・八独立宣言」
「アメリカ、イギリスは保護と合併に対して率先して承認したという理由によって、今日その旧悪を贖う義務がある」➔ 「韓国併合」を認めた米英を厳しく断罪。
- *3 「三・一独立宣言書」【資料6】 道義が貫徹する時代（「公法」＝「実」の時代）
- *4 上海臨時政府の立場 朴殷植の日本・列強問責論（「韓国独立運動之血史」）【資料7】

まとめ 東アジアの「平和」を構想するために

◆1 「戦後70年」＝平和論には立てない

- ・朝鮮戦争への加担／戦後日本とアメリカ、朝鮮半島／1965年日韓基本条約とベトナム戦争
➔ 個人補償、真相究明、責任者処罰など多くの問題。
- ・朝鮮民主主義人民共和国（「共和国」）とは国交を正常化していない。
- ・日本は朝鮮半島情勢が危機になるたびに官民一体で、「朝鮮有事」という「例外状況」を演出しては「有事対応」の国家主義体制・日米安保体制を強化する循環。朝鮮学校の「無償化」排除。

◆2 「150年戦争」の解決へ

- ・「朝鮮半島の平和と繁栄、統一に向けた板門店宣言」（2018年4月27日）
停戦協定の平和協定への転換／南北米3者または南北米中4者協議
共同繁栄と自主統一の未来「わが民族の運命は自ら決定するという民族自主の原則を確認」
- ➔ 革命と民族独立＋統一国家樹立運動：上記の三層が抑圧＋封じ込めてきた150年の近現代史。
- ◎「150年戦争」：当事者である三者（日本／アメリカ／韓国支配層）は連携をしながら、植民地支配の責任や「親日派」の処罰、朝鮮半島の恒久平和と統一を求める「下から」の動きやその政治への反映を抑圧し続け、「共和国」の脅威を口実に、「戦争」の構えを維持してきた。

◆3 植民地支配責任を果たすとは

- ・当初から問われていた日本の罪・責任の所在
責任者処罰：伊藤統監の処罰（罷免・処刑）／協力した朝鮮人大臣の処罰（処刑）
諸権利・主権回復：日本人官吏の召還、各種利権の返還／虐待した人民への損害賠償
- ◎朝鮮の民族運動指導者たちは、楽観的に世界に訴えが通じるとしていたわけでもなく、それで

も公法を「虚」にしている「強権の世界」に向かって、強く日本の公法違反の罪とその責任の所在を厳格に命がけで提起し、世界を「道理の世界」に戻すため、公論を喚起しようとした。

◎参考文献

- ・清水正義（2009）「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」（永原陽子編『「植民地責任」論』青木書店。
- ・宋連玉（2001）「公娼制度から「慰安婦」制度への歴史的展開」（金富子・宋連玉責任編集『「慰安婦」戦時性暴力の実態〔1〕日本・台湾・朝鮮編』緑風出版。
- ・－（2011.10）「「慰安婦」・公娼の境界と帝国の企み」（『立命館言語文化研究』23-2）。
- ・姜徳相（2010.3）「繰り返された朝鮮の抵抗と日本軍の弾圧・虐殺」（『前衛』）。
- ・－（2014.6）「一国史を超えて - 関東大震災における朝鮮人虐殺研究の 50 年」（『大原社会問題研究所雑誌』668号）。
- ・前田朗（2018）「私たちはなぜ植民地主義者になったのか」（前田朗・木村朗共編『ヘイトクライムと植民地主義』三一書房）。
- ・拙稿（2008）『植民地朝鮮の警察と民衆世界』有志舎。
- ・－（2011）「「140年戦争」の視座から」（国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う - 2010年国際シンポジウム』岩波書店）。
- ・－（2011）「植民地戦争としての義兵戦争」（『岩波講座 東アジア近現代通史 2 - 日露戦争と韓国併合』岩波書店）。
- ・－（2013a）「崔益鉉」（『東アジアの知識人①』（有志舎、2013年））。
- ・－（2015.12）「朝鮮から見た日本の戦争観・植民地認識の問題-朝鮮の「150年の非平和」と植民地支配責任論の源流」（『人権と生活』41号）。
- ・－（2013b）「朝鮮の義兵将」（『東アジアの知識人②』（有志舎、2013年））。
- ・永原陽子（2011）「植民地体制の国際化と「植民地責任」」（歴史学研究会編『「韓国併合」100年と日本の歴史学』青木書店）。
- ・梶村秀樹（1993）『梶村秀樹著作集 2 朝鮮史の方法』明石書店。
- ・朴宗根（1982）『日清戦争と朝鮮』青木書店。
- ・長田彰文（2013）『世界史の中の近代日韓関係』慶應義塾大学出版会。
- ・趙景達（1985）「朝鮮における大国主義と小国主義の相克 - 初期開化派の思想」（『朝鮮史研究会論文集』22）。
- ・康成銀（2005）『1905年韓国保護条約と植民地支配責任 - 歴史学と国際法学との対話』創史社。
- ・吉野誠（1975. 12）「朝鮮開国後の穀物輸出について」（『朝鮮史研究会論文集』12）。
- ・－（1979. 12）「李朝末期における米穀輸出の展開と防穀令」（『朝鮮史研究会論文集』15）。
- ・－（1979）「李朝末期における綿製品輸入の展開」（旗田巍先生古希記念会編『朝鮮歴史論集』下、龍溪書舎）。
- ・海野福寿（2000）『韓国併合史の研究』岩波書店。
- ・旗田巍（1969）『日本人の朝鮮観』勁草書房。
- ・山内弘一（2013）「朴珪壽 - 「実学」から「開化」へ」（『講座 東アジアの知識人①文明と伝統社会』有志舎）。
- ・板垣竜太（2015.8）「植民地支配責任論の系譜について」（『歴史評論』784）。
- ・大沼久夫編（2006）『朝鮮戦争と日本』新幹社。
- ・「特集：〈明治百年祭〉批判」（『歴史学研究』330、1967年11月）。

◎資料編

【資料 1】

「大国も一国であり、小国も一国である。国の上に国がなく、国の下にも国がまた無い。一国の国たる権利は彼此が同等であって、少しも差が生じない。そのため、諸国が友好的で平和であるという意味で、均等な礼を用いて条約を互換し、使節団を派遣することで、強弱の分別を立てず、その権利をたがいに守って侵犯することを敢えてしなかった」（兪吉濬全書編纂委員会編『兪吉濬全書 I 西游見聞（全）』一潮閣、1971年、108頁）「強大国が自分の十分な力関係をほしいままにして弱小国の適切な権利を侵奪するのは、不義の暴挙であり、道に外れた悪習であるために、公法の許さないものである」（同書、111頁）「かりに弱小国が、強大国の道理にもとる威嚇と乱暴な強迫によって、自国をすすんで保持する方法として、かつてなかった属国の体制を一時自認することがあっても、これによって、長い間堅持してきた権利が失われることはない。威嚇と逼迫の下では、自ら進んで肯定的に承認することはできず、またそのような承認は合法的な措置ではないために、百度の承認を脅迫の下でも、一条の公法によってそれは抹消されるのである」（同上、113頁）

【資料 2】

「臣の聞くところ、各国が友好関係を結ぶ、いわゆる公法というものもあり、さらに条約というものもあります。臣は未だにこの公法、この条約に、はたして隣国の逆賊を助けて、君主を脅かし、国母を殺してよいという文字があるのかわかりません。このような理は絶対ないでしょう。もしそうでないのであれば、そのような法や条約というものは、いかなる文字を用いるべきでしょうか。すでに公法は樹立され、条約は設けられています。そうであるならば、倭の罪を数えて諸各国に伝え、問罪の帥を起し、憤嫉の大義をとにもするべきではないでしょうか。しかし、そうではなく、今我が国はすでに倭を恐れて敢えて口を開かず、各国もまたそれを当然のように見えています」（華西学会／勉庵学会編『勉庵集』1、青陽郡、2006年、301～303頁：下線は引用者。以下、『勉庵集』○と略記）。

【資料 3】

「盟約を破壊することを得意とし、同文書の大義を念じず、各国の公論をも顧みずに、専ら他国への侵略を恣ままに行うことを憚るところがありません」「あの馬関（下関）条約・日俄宣戦書以来、我が国の独立及領土を保全すると云うことが何度もありましたが、それは我国の利益を占奪することでした。また、韓日両国の交誼をさらに密であると常に称することも何度かありましたが、その欺詐・侮弄は測りがたいものがあります」「契約の書は、幸にも陛下の準許・参政の認可が出ていなければ、彼（日本）の持つ所ものは諸賊勅調の虚約に過ぎません」（『勉庵集』I、436頁）。

【資料 4】：原資料は長文につき、旗田巍氏の要約を引用

- 1、1884年竹添進一郎はわが皇上（高宗）を強制して移し、宰相を殺した、
- 2、1894年大島圭介は宮闕を焼き、財物を奪い、典章をこわした、
- 3、三浦梧楼は母后（閔妃）を殺した、
- 4、林権助・長谷川好道は鉄道を敷き、各種利権を奪った、
- 5、軍事上と称して土地を取り、人民を虐げた、
- 6、日露戦争後も鉄道・土地を占領、軍律を施行している、
- 7、韓日議定書をつくり、わが国権を衰えさせた、
- 8、国王へ疏陳する愛国の士をとらえ殺し、忠言をおさえた、
- 9、東学土匪の末流を一進会と名付け手先として利用し、儒者の団体を弾圧した、
- 10、役夫を徴集して虐使し、愚民を集めてメキシコに売った、

- 11、電信・電話の通信機関を奪った、
- 12、各部の顧問官をいれ、財政を支配、軍人・警官を削減した、
- 13、借款を強制し、貨幣制度を改悪し、わが財富を取り上げた、
- 14、伊藤博文・林権助・長谷川好道等は兵を率いて宮中に入り、政府を脅迫して条約を調印、わが外交を奪い、統監をおき、我が国の独立・自主の権を喪失させた、
- 15、はじめは外交の監督といいながら、ついに一国の政事を支配した、
- 16、移民条令をつくり人種をかえる悪計を行った（旗田巍 1969：290～291 頁）。

【資料 5】

「今日の計をなしとげるには、日本の権臣が互いに議論して、急ぎ統監による権力の濫用をやめ、斬伐をみだりにおこなう悪しき兵卒を収還し、官員を招戻し、乙巳勅約の書を焚き、我国母の賊を誅殺し、伊藤の首を函に入れて、以て我が国に謝罪すれば、即ち我々も亦義拳の矛を納め、軍隊に号令をして、五逆七賊を斬り、之の罪を謝罪するものである」『韓末義兵戦争資料集 - 暴徒檄文』韓国精神文化研究院、ソウル、2000 年。

【資料 6】 三一独立宣言書

われらはここにわが朝鮮国が独立国であること、および朝鮮人が自由民であることを宣言する。これをもって世界万邦に告げ、人類平等の大義を克明し、これをもって子孫万代におしえ、民族自存の正当なる権利を永遠に有せしむるものである。半万年の歴史の権利によってこれを宣言し、二千万民衆の忠誠を合わせてこれを明らかにし、民族の恒久一筋の自由の発展のためにこれを主張し、人類の良心の発露に基づいた世界改造の大機運に順応し、並進させるためにこれを提起するものである。これは天の明命、時代の大勢、全人類の共存同生の権利の正当な発動である。天下の何ものといえどもこれを抑制することはできない。旧時代の遺物である侵略主義、強権主義の犠牲となって、有史以来千年をかさね、はじめて異民族による箝制の痛苦を嘗めてからここに一〇年が過ぎた。かれらはわが生存の権利をどれほど剥奪したであろうか。精神上の発展にどれほど障礙となったであろうか。民族の尊厳と栄光をどれほど毀損したであろうか。新鋭と独創によって世界文化の大潮流に寄与、補裨できる機縁をわれらはどれほど遺失したであろうか。

（中略）丙子修好条規以来、種々の金石の盟約をいつわったとして、日本の信のないことをとがめようとするものではない。学者は講壇で、政治家は実際において、わが祖宗の世業を植民地的なもののみなし、わが文化民族を野蛮人なみに遇し、もっぱら征服者の快樂を貪っている。わが久遠の社会の基盤と卓越した民族の心理とを無視するものとして、日本の少義を責めんとするものではない。自己を策励するのに急なわれわれには、他人を怨みとがめる暇はない。現在を綯繆するのに急なわれわれには、宿昔を懲辨する暇はない。今日われわれがなさなければならないことは、ただ自己の建設だけである。決して他を破壊するものではない。厳粛な良心の命令によって自家の新運命を開拓しようとするものである。決して旧怨および一時的な感情によって他を嫉遂、排斥するものではない。旧思想、旧勢力に束縛され日本の為政者の功名心の犠牲となっている、不自然でまた不合理な錯誤状態を改善、匡正して、自然でまた合理的な正経の大原に帰そうとするものである。当初から民族的要求としてだされたものではない両国併合の結果が、畢竟、姑息的威圧と差別的な不平等と統計数字上の虚飾のもとで、利害相反する両民族間に永遠に和合することのできない怨恨の溝を、ますます深くさせている今日までの実績を見よ。勇明、果敢をもって旧来の誤りを正し、真正なる理解と同情とを基本とする友好の新局面を開拓することが、彼我の間の禍いを遠ざけ、祝福をもたらす捷徑であることを明知すべきではないか。憤りを含み恨みを抱いている二千万の民を、威力をもって拘束することは、ただに東洋永遠の平和を保障するゆえんでないだけでなく、これによって、東洋安危の主軸である四億の中国人民の日本に対する危懼と猜疑とをますます濃厚にさせ、その結果として東洋全局の共倒れ、同時に滅亡の悲運を招くであろうことは明らかである。今日わが朝鮮の独立は朝鮮人をして正当なる生活の繁栄を遂げ

させると同時に、日本をして邪道より出でて東洋の支持者としての重責を全うさせるものであり、中国をして夢寐にも忘れえない不安や恐怖から脱出させるものである。また東洋の平和を重要な一部とする世界の平和、人類の幸福に必要な階梯となさしめるものである。これがどうして区々とした感情の問題であろうか。

ああ、新天地は眼前に展開せられた。威力の時代は去り道義の時代がきた。過去の全世紀にわたって練磨され、長く養われてきた人道的精神は、まさに新文明の曙光を人類の歴史に投射しはじめた。新春は世界にめぐりきて、万物の回蘇をうながしつつある。速氷、寒雪に呼吸を閉塞していたのが一時の勢いであるとすれば、和風、暖陽に気脈を振いのぼすこともまた一時の勢いである。天地の復運に際し、世界の変潮に乗じたわれわれは何らの躊躇もなく、何らの忌憚することもない。わが固有の自由権を護り、旺盛に生きる楽しみを享けられるよう、わが自足の独創力を発揮して春風に満ちた大界に民族的精華を結紐すべきである。

(最後の部分は省略)

(朝鮮憲兵隊司令部編『朝鮮三・一独立騒擾事件』巖南堂書店、復刻、1969年) 5～9頁。

【資料7】

「日本は、国際法上の確固とした条約としてしばしば世界に公約したものを、みずから破棄し、詐欺による盗国の野心を逞しくし、わが二千万の民意をふみにじって少しもかえりみず、世界公理公法の結局はけっして滅びないことをひとり信ぜず、その国際的地位は、まさに孤立の地位に陥っているのである」(白巖朴殷植先生全集編集委員会編『白巖朴殷植全集』2巻、2002年、93頁。以下、『全集』と略記)。

「しかし、この世界に果して公理があるのだろうか。もしあるとすれば、どうしてかの残忍極悪の野蛮な種族を容認しているのだろうか。かの野蛮人が人類社会をほしいままに跳梁しているのに、どうして膺懲がないのだろうか」(『全集』、208頁)。

声明と密約の間
——揺らぐ専守防衛コミットメントの説得力——

東京大学
石田 淳

キーワード

専守防衛、安全保障のディレンマ、ハブ・アンド・スポークス型の同盟、抑止、安心供与

1. 専守防衛論の二つの機能——対内釈明と対外説明

限定的な集団的自衛権の行使容認（閣議決定、2014 年 7 月 1 日）

武力攻撃事態＋存立危機事態（改正自衛隊法 76 条 1 項、88 条 1 項）

外務省文書「平和国家としての 60 年の歩み」の歴史認識と専守防衛論

「専守防衛」論

自衛権の発動を旧三要件の範囲内に限ることを想定し、その準備たる防衛力の保持、
装備の保有についても相応の範囲に自制するという意味において憲法 9 条整合的
な受動的（passive）防衛姿勢

武力の行使、防衛力の保持、装備の保有などを憲法、自衛隊法等によって必要最小限度
に限界づけることによって平和の維持を図る

本稿の課題／

2014 年の閣議決定を経て、再解釈された憲法 9 条と整合的な武力の行使、防衛力
の保持、装備の保有などの範囲は、これまでになく明確性を欠くものとなったこ
とが、日本の安全保障にとっていかなる意味を持つのか。

2. 意図の表明と秘匿

2-1. 専守防衛論——「必要最小限度」画定の試み

再軍備と平和憲法との法的整合性に関する政府の論理

2-1-1. 9 条整合的な防衛力の範囲 【別表 1】

2-1-2. 9 条整合的な日米協力の範囲 【別表 1】

アメリカの軍事行動に提供しうる支援の範囲

1) 岸内閣（1957 年～1960 年）の安保改定論

2) 佐藤内閣（1964 年～1972 年）の沖縄返還論

3) 小渕内閣（1998 年～2000 年）、小泉内閣（2001 年～2006 年）の後方支援論

2-1-3. 消極的平和主義から積極的（proactive）平和主義へ

2-2. 現状の正統性と防衛手段の模索

2-2-1. 領土問題と防衛線の模索

○ 維持すべき価値配分の現状について合意は存在するのか

領土問題（参考）ドイツの「東方領土」問題
防衛線（defense perimeter）問題

2-2-2. 日米防衛体制の成立と再編

- 現状を防衛するための妥当な防衛の手段とは何か
日本の非核三原則とアメリカの拡大抑止

2-3. 密約——日米事前協議の制約からのアメリカの《行動の自由》

3. 集団的自衛権の限定容認——その構図

3-1. 同盟のグローバル化

「指針」	安全保障環境	状況想定	状況対応
1978年	冷戦	日本有事	限定的・小規模侵略の独力排除
1997年	朝鮮半島核危機・台湾海峡危機	周辺事態	後方地域支援
2015年	中国の海洋進出・北朝鮮の核開発	存立危機事態	限定的集団的自衛権行使

武力不行使体制の下での自衛権の拡大解釈という歴史的文脈

集団的自衛権の行使自制についてのアメリカの対日不満

Armitage 報告（2000年、2007年、2013年）

積極的平和主義への布石／

テロ対策特別措置法（2001年10月）

イラク特別措置法（2003年7月）

3-2. 現状についての合意の不在

- 維持すべき現状についての認識の共有なしに、抑止政策は機能するか
領土問題（原状回復と現状変更は区別可能か）
核問題（CVIDは原状回復か現状変更か）
- 政策の意図の伝達は可能か（政策変更か、政権転換か）

非核化交渉の構図——一方的武装解除と武力不行使の約束（体制保証）

		核計画国の約束	アメリカの約束
キューバ・ミサイル危機		核基地撤去	不侵攻
朝鮮半島の核危機	第1次（1994年）	非核化	核攻撃自制
	第2次（2005年）		

3-3. 不明瞭化するコミットメント

- 行使する武力の不特定
“all options are on the table” (George W. Bush to Iran, Donald Trump to DPRK)
- 保有する装備の不特定（<->事前協議論）
アメリカのNCND政策（1958年～）<-> ラロック証言（1974年）

- 保持する戦力の不特定
Nuclear hedging (Levite)
潜在的核オプション／軍事転用可能な余剰プルトニウムの保持(核燃料サイクル路線)
日米原子力協定(再処理事業に対する包括的事前同意という特権)
←→NPT／ウラン濃縮技術・使用済核燃料の再処理技術の拡散阻止を通じて、民生技術の軍事転用の可能性の遮断
- 専守防衛の範囲(安倍発言／小野寺発言)

4. おわりに

戦略なき宣言政策

安全保障のディレンマを深刻化させない防衛戦略とは

国際法(自衛権の拡大自制)、立憲デモクラシー、揺るぎない歴史認識の安全保障効果
現状防衛の決意なき消極的平和主義か、現状変更の不信払拭なき積極的平和主義か

参考文献

- 石田淳. 2014. 「安全保障の政治的基盤」(遠藤誠治・遠藤乾編『シリーズ日本の安全保障①安全保障とは何か』岩波書店、所収)
- 太田昌克. 2014. 『日米〈核〉同盟——原爆、核の傘、フクシマ』岩波新書
- 黒崎輝. 2006. 『核兵器と日米関係——アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960-1976』有志舎
- 古関彰一. 2013. 『「平和国家」日本の再検討』岩波現代文庫(単行本 2002)
- 佐藤行雄. 2017. 『差し掛けられた傘——米国の核抑止力と日本の安全保障』時事通信社
- 高野雄一. 1962. 『日本の領土』東京大学出版会
- 田中明彦. 1997. 『安全保障——戦後50年の模索』読売新聞社
- 西村熊雄. 1999. 『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中公文庫
- 波多野澄雄. 2010. 『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店
- 原貴美恵. 2005年. 『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社
- 等雄一郎. 2006. 「専守防衛論議の現段階」『レファレンス』(平成18年5月号)、19-38頁
- Cha, Victor D. 2016. *Powerplay: The Origins of the American Alliance System in Asia*. Princeton University Press.
- Freedman, Lawrence. 2003. *The Evolution of Nuclear Strategy*. Palgrave Macmillan.
- Gaddis, John Lewis. 1987. *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*. Oxford University Press.
- Jervis, Robert. 1989. *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon*. Cornell University Press.
- Schelling, Thomas C. 1966. *Arms and Influence*. Yale University Press.
- Schroeder, Paul W. 1977. "Alliances, 1815-1945: Weapons of Power and Tools of Management," in Krauss Knorr, ed., *Historical Dimensions of National Security Problems*. The University of Kansas Press.
- Snyder, Glenn H. 1960. *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security*. Princeton University Press.

別表1 専守防衛の宣言政策

コミットメント	内容	備考
戦争放棄と戦力不保持（1947.5.3 施行）	第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」 第2項「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」	憲法9条
自衛権発動の3要件（1954.3.19）	「自衛権の限界については下田君が三原則を述べました。すなわち他に方法がなく、そうして急迫不正の侵害があつて、それを排除するために必要欠くべからざる最小限度の措置という制約をかぶっております・・・。」	佐藤達夫法制局長官答弁（衆議院外務委員会）
自衛隊の出動の地理的範囲（1954.6.2）	「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わないことを、茲に改めて確認する。」	参議院「自衛隊の海外出動をなさざることに關する決議」
原子力の平和利用（1956.1.1 施行）	「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」	原子力基本法第2条
自衛権の範囲——特にその先制行使の可否（1956.2.29）	「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合・・・には、そのようなそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」	船田中防衛庁長官答弁（衆議院内閣委員会）
「武力行使との一体化」違憲解釈（1959.3.19）	「極東の平和と安全のために出動する米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすることは、これは憲法上違法ではないか」と思います。」	林修三法制局長官答弁（参議院予算委員会）
事前協議制（岸・ハーター交換公文）（1960.1.19）	「合衆国軍隊の日本国への配備における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動・・・のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする」	「条約第6条の実施に關する交換公文」
集団的自衛権違憲解釈（1960.4.20）	「他国が・・・武力攻撃を受けた場合に、それを自国が受けたと同様に見て、その他国を・・・武力をもって防衛するというのが、国連憲章上違法な・・・戦争とは認められないというのが、国連憲章五十一条の意味だと思います。・・・そういう意味での武力行動は、日本の憲法上は認められない。」	林修三法制局長官答弁（衆議院日米安全保障条約等特別委員会）

武器輸出三原則 (1967.4.21) (1982年、対米武器技術供与につき適用除外)	「以下の三つの場合には武器輸出を認めない。1) 共産圏諸国向けの場合、2) 国連決議による武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、3) 国際紛争の当事国またはそのおそれのある国向けの場合」	佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院決算委員会)
非核三原則 (1967.12.11)	[小笠原の返還方式についての野党議員からの質問に対して] 「本土としては、わたしどもは核の三原則、核を製造せず、核を持たない、持ち込みを許さない、これをはっきり言っている。その本土並みになるということなのです」	佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院予算委員会)
自衛隊の保持しうる兵器の範囲 (1969.4.8)	「性能上純粋に国土を守ることのみに用いられる兵器の保持が憲法上禁止されていないことは、明らかであるし、また、性能上相手国の国土の壊滅的破壊のために用いられる兵器の保持は、憲法上許されないものといわなければならない。」	質問主意書答弁
沖縄返還 (1969.12.1.)	「私とニクソン大統領の間で合意した沖縄の施政権返還の大綱は、今次の共同声明に明らかなごとく、核抜き、本土並み、一九七二年返還ということであります。」	佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院本会議)
韓国・台湾条項 (1969.11.21)	「総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約およびこれに関する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、・・・沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。」「総理大臣は、・・・韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要であると述べた。・・・総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素であると述べた。・・・両国政府は、南ヴェトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく沖縄の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。」	佐藤・ニクソン共同声明第4項
自衛隊の保持しうる兵器の範囲 (1970)	「長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することができない」	『昭和45年版 防衛白書』
沖縄返還と非核三原則 (1971.11.24)	「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まざるの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。」	非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議

集团的自衛権違憲 解釈 (1972.10.14)	「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」	「集团的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」(参議院決算委員会提出資料)
核不拡散義務 (1976.6 批准)	1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造し爆発させた米、露、英、仏、中を「核兵器国」と定義したうえで、それ以外の国への核兵器の拡散防止を締約国に義務付ける。	核不拡散条約。核兵器国の不拡散義務(第1条)、非核兵器国の不拡散義務(第2条)、非核兵器国によるIAEAの保障措置受諾義務(第3条)
防衛費の範囲 (1976.11.5 閣議決定、1987年撤廃)	「防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係費の総額が当該年度の国民総生産の百分の一に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行うものとする。」	三木武夫内閣の閣議決定 「当面の防衛力整備について」
周辺海空域の警戒 監視・情報収集 (1977.12.28)	専守防衛の観点から、周辺海空域の警戒監視および情報収集が必要であるとの観点から、P-3C 対戦哨戒機および F-15 戦闘機導入決定	国会決議
PKO 参加五原則 (1992.8.10 施行)	1) 紛争当事者間の停戦合意の成立、2) 紛争当事者すべてによる当該 PKO 及び当該 PKO への我が国の参加への同意、3) 当該 PKO の中立的立場の厳守、4) 上記3条件のいずれかが満たされない場合における我が国部隊の撤収、5) 要員の生命等の防護のために必要最小限度の武器の使用	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(第3条第1号、第6条第1項第1号及び第13条第1号、第8条第1項第6号並びに第24条の規定の趣旨)
武力行使との一体化論 (1997.2.13)	「いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするもので [あります]。」	大森政輔内閣法制局長官 答弁(衆議院予算委員会)
周辺事態における 後方支援 (1999.5.28)	周辺事態(「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」)において、「武力による威嚇又は武力の行使」を除く後方地域支援(「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊・・・に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するもの」)を実施する。	周辺事態安全確保法第1条、第2条第2項、第3条第1号
弾道ミサイル防衛 システムの整備 (2003.12.19)	「我が国としての BMD [防衛ミサイル防衛] システムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。こ	安全保障会議決定、閣議決定

	のような BMD システムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策に相応しいものであることから、政府として同システムを整備することとする」	
基盤的防衛力から動的防衛力への転換 (2010.12.17)	「従来の『基盤的防衛力構想』によることなく、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のため・・・高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構想する」	防衛計画の大綱
統合起動防衛力への転換 (2013.12.17)	「装備品の運用水準を高め、その活動量を増加させ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくことに加え、防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく」	防衛計画の大綱
防衛装備移転三原則 (2014.4.1)	「2 防衛装備の海外移転は、・・・我が国の安全保障に資する場合等に認め得る」	閣議決定
自衛権発動新三要件 (2014.7.1)	我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。	閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」

別表2 日米の役割分担と共同行動の模索

コミットメント (年月日)	内容	備考
条約上の権利 (1952年4月28日効力発生)	第1条「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海外を日本国内およびその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」	旧日米安全保障条約第1条
合意の確認 (1951年9月8日)	「[内閣総理] 大臣は、・・・国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、・・・当該・・・加盟国の軍隊がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において指示することを日本国が許し且つ容易にすること・・・を確認する光榮を有します。」	吉田・アチソン交換公文

<p>条約上の義務 (1960.6.23 効力発生)</p>	<p>第5条「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」 第6条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することが許される。・・・」</p>	<p>新日米安全保障条約 5条、第6条</p>
<p>条約上の義務の確認 (1965.1.13)</p>	<p>「大統領と総理大臣は、日本の安全の確保につきいささかの不安もなからしめることが、アジアの安定と平和の確保に不可欠であるとの確信を新たにした。このような見地から、総理大臣は、日米相互協力及び安全保障条約体制を今後とも堅持することが日本の基本政策である旨述べ、これに対して、大統領は、米国が外部からのいかなる武力攻撃に対しても日本を防衛するという同条約に基づく誓約 (commitment) を遵守する決意であることを再確認した。」</p>	<p>佐藤・ジョンソン共同声明第8項</p>
<p>核四政策 (1968.1.30)</p>	<p>「第一は、・・・いわゆる非核三原則でございます。第二は、・・・核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。第三に、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、・・・日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。第四に、核エネルギーの平和利用・・・に取り組む。・・・以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。」</p>	<p>佐藤榮作内閣総理大臣答弁 (衆議院本会議)</p>
<p>アメリカの義務の範囲— ニクソン・ドクトリン (1970.2.18)</p>	<p>「アメリカはすべての条約上の誓約 (commitment) を守る」 「同盟国・・・の自由を核保有国が脅かした場合には、アメリカは盾を提供する」「その他のタイプの侵略の場合は、・・・直接脅威に直面した国がその防衛に必要な兵員を提供する主たる責任を負うものと期待する」</p>	<p>Foreign Annual Report to the Congress on United States Foreign Policy for the 1970s</p>
<p>アメリカの誓約の範囲 (1975.8.6)</p>	<p>第4項「総理大臣と大統領は・・・米国の核抑止力は、日本の安全に対し重要な寄与を行うものであることを認識した。これに関連して、大統領は、総理大臣に対し、核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があった場合、米国は日本を防衛するという相互協力及び安全保障条約に基づく誓約 (defense commitment) を引き続き守る旨確言した (reassured) 。</p>	<p>三木・フォード共同記者発表</p>
<p>限定的・小規模な侵略の 独力排除を目的とする防 衛力 (1976.10.29)</p>	<p>「核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする。」「直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動し、防衛力の総合的、有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。この場合において、限定的</p>	<p>防衛計画の大綱</p>

	かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除することとし、侵略の規模、態様等により、独力で排除が困難な場合にも、あらゆる方法による強じんな抵抗を継続し、米国からの協力をまっけてこれを排除することとする。」	
同盟国との防衛協力 (2005.10.29)	二国間の安全保障・防衛協力の強化に不可欠な措置に、情報共有（秘密保護措置）、相互運用性の向上、共同訓練機会の拡大、施設の共同使用、弾道ミサイル防衛などが含まれるとした。	「日米同盟——未来のための変革と再編」安全保障協議委員会（ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官、町村外務大臣、大野防衛庁長官）
拡大抑止のコミットメント (2006.10.9)	「韓国と日本を含む東アジア地域における我が国の同盟国に対して次のように再確認した。すなわち、合衆国は我々の抑止・安全保障上の誓約（commitment）を果たす用意がある。」	北朝鮮の核実験に関するブッシュ大統領声明
条約上の義務が及ぶ領域的範囲 (2014.4.24)	「日本の安全保障に関する米国の条約上の義務に疑問の余地はなく、（日米安全保障条約）第5条は尖閣諸島を含む日本の施政下にあるすべての領域に適用されます。」	安倍・オバマ共同記者会見
拡大抑止の信頼性向上 (2010.12.17)	「我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。」	防衛計画の大綱
日米同盟の抑止力・対処力の強化 (2013.12.17)	「米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、『日米防衛協力のための指針』の見直しを進め、日米防衛協力を更に強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していく。」	防衛計画の大綱
条約上の義務の確認 (2015.4.27)	「米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。」	日米防衛協力のための指針（2015年）
条約上の義務が及ぶ領域的範囲 (2017.2.10)	「核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を使った日本の防衛に対する米国の誓約（commitment）は揺るぎない。・・・両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを確認した。両首脳は、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する。」	安倍・トランプ共同声明

音楽が果たす平和への役割
—実践的な教育の現場から：アフガニスタン、そしてヒロシマからウガンダまで—

ミュージシャン／ウガンダ共和国親善大使
漆戸啓

キーワード：音楽、平和、楽曲制作、想像力、創造力、共感力

1. はじめに

本報告では、音楽が平和のためにどのような役割を果たしていけるのかを考察していく。

報告者漆戸啓は、1995年にポップスデュオ“カズン”というグループでデビューをして、メジャーでの音楽シーンで活躍すると共に、2001年国連の定めるボランティア国際年に発売された『ひまわり』という楽曲がサポートソングに起用されたことをきっかけに、音楽を通し様々なチャリティーイベントなどに参加する機会が増える。

2003年に、チャリティーコンサートで集まったお金をアフガニスタン難民キャンプへ直接届けることとなった。また、その経験を通しテーマソングを制作。報告者は、広島、長崎の被爆から60年となった2005年に、広島で子ども達と平和をテーマにしたコンサートを行った。そこでは、子ども達と平和への思いを歌う楽曲を制作。

その年から、毎年のように子ども達との音楽交流が広がり、2013年には、JICAの協力を得てアフリカのウガンダの子ども達とのコラボレーション楽曲『The Pearl of Africa』を制作。この事をきっかけに、ウガンダ共和国の親善大使に任命。

このような音楽活動を通しての子ども達との交流の中で、音楽が子ども達の未来、そして平和にどう貢献していくことができるのかを報告するものである。

2. アフガニスタン難民救済チャリティーコンサートを受けての現地訪問の経験

2001年9・11アメリカ同時多発テロを受け緊急していたアフガニスタン。報告者は、2002年の1月4日から10日ほどの行程で、現地を訪れるドキュメンタリーのレポーターとして現地に赴いた。パキスタンから入国。すでに空爆が始まっていたアフガニスタン方面を目指して行く行程。

報告者は、このドキュメンタリーのエンディングには是非歌を作って欲しいと依頼されていたこともあり、様々メモを取り、アンテナを張り巡らせていたが、厳しい状況を目の当たりにし、一体音楽で何が出来るのかという思いが強くなった。

報告者は、そんな中、難民キャンプの学校を訪れ、意識を大きく変える経験を得た。アフガンからパキスタンへ逃げて来た子ども達が通う学校で、朝礼に集まって来た子ども達が楽しそうに友達とおしゃべりをしたり、遊んだり、朝礼が始まって後ろの方の子ども達は友達とひそひそ話をしていたり、その光景は平和な日本の子ども達と変わらないものであった。前日には、物乞いをしてくる多くの子ども達を街で目にして意気消沈していた報告者が、その朝、学校で感じた守るべき大切なものをその場で一言メモを取った。「そこには『未来の空気が溢れていた』と。この言葉が歌のタイトルとなった。

そのほか、病院や、心の傷を負った子ども達をケアする施設や、モスクなど様々訪問し、現地の人々と話をする機会を得た。報告者は、そんな中でも大きく印象に残った出来事があった。それはアフガンとの国境付近のコートカイ (Kotkai) キャンプでの事。まさに今アフガンから空爆を逃れて来た人が多くいる難民キャンプで、私たちが音楽家であることを伝えると、「うちの子どもも歌がうまい！こっちの子ども歌を歌う！」と、次から次へといるんな子ども達が集まって来て歌を歌い出した。音楽を聞くことも、歌うことも許されなかったタリバン政権下で、堰を切ったように音楽、歌が溢れ出した。最後に報告者もオリジナル曲である『ひまわり』を歌った。最後の部分は歌詞が無く、ラララになるのだが、ラララになると子ども達も一斉に真似をして歌い出した。音楽は国境を超える事を実感した瞬間だった。ちなみに現地でラララ～の歌詞に何か言葉の意味があるのかと現地のガイドの方に聞いてみると、「何もない」といった意味があるとのこと。本当に楽しそうに何も

ないと歌ってた子ども達のその笑顔に溢れた場所は、未来の空気に満ちていると感じた。後にこの難民キャンプでの経験は、自らの音楽、表現の変化に繋がっていくこととなった。

3. 広島の子ども達との出会い

広島、長崎の被爆から60年を迎えた2005年、広島出身で被爆二世の現代美術家である田中勝氏と、父親が原子爆弾開発に携わっていたアメリカの画家ベッツィ・ミラー・キュウズ氏によるコラボレーション作品の展覧会開催にあたり、展覧会と同時に子ども達とのコンサートができないかとの依頼を受けた。そしてそのコンサートで広島の子ども達と歌う楽曲が作れないかと。

報告者は、とかく平和の思いを乗せた楽曲はそのテーマの重さから、楽曲もどこか直接的で音を楽しむ音楽として楽しめないものが多いように感じていた。せつかく子ども達と歌うのだから、元気で楽しく、未来の空気に溢れ、その音楽が奏でられている瞬間、空間そのものに平和を感じられるものを作りたいと思っていた。

報告者が歌を作るときに最初に決めるのは、タイトルとテーマ。いろんな事に思いを巡らせ、広島の子ども達とも交流する中、辿りついたタイトルは『僕が君から借りたもの』。私たちの生きる世界の全て、海も山も空も空も街も風も全ては未来を生きる子ども達から借りているもの。より良い世界にして未来を生きる人たちへ返していきたい。それが歌のテーマだった。子ども達と一緒に歌う楽曲とはいえ、子どもの歌というよりも今大人たちがしっかりと胸にとどめて置かなくてはいけない事を表現したいと思っていた。子ども達が元気に歌うメッセージが大人の心にもしっかりと届くようにと。歌詞の中でどうしてもしっかりと広島、長崎の事を表現して置きたいと悩んでいた一行がある。最後に出来上がったその一行は「♪空に光るのは花火がいい！」だった。

現在、広島に限らず全国様々な学校でこの歌を歌って頂いている。また、歌詞についてディスカッションする学校もあるという。ある学校の校長先生が話しかけてくれたことがあった。『僕が君から借りたもの』を全校生徒で練習しています。みんなこの歌を歌うと生き生きしてます。不思議な事に一生懸命この歌を練習する取り組みをする中で学校からいじめがなくなったんです。」と。何のために音楽をやっているのか、音楽で何ができるのかという、常々自らに問いかけて来た事に一つの答えをみた思いであった。と同時に、音楽というものは正しくも正しく無くとも届いていく力がある事を改めて感じる経験となり、表現をしていくものの責任を再確認する経験ともなった。

4. アフリカ、ウガンダの子ども達たちとの出会い

2013年、ウガンダ共和国の子供たちと作った楽曲『The Pearl of Africa』の現地レコーディングが実現した。

事の始まりは、当時、青年海外協力隊としてウガンダの学校へ派遣されていた大塚泰法氏からのメールがきっかけであった。偶然見かけた記事にカズンが広島の子ども達と平和コンサートを続け、楽曲を作っているという内容が書かれていた。赴任先のウガンダの学校の生徒たちも音楽が大好き。何か音楽と一緒に作る事で、彼らの思いを外へ伝えていくような支援のかたちはないものかと思っていたところ、その記事を見つけ、ならばそのカズンにと、すぐさま熱い思いのこもったメールが届いた。

報告者は、その一青年の熱い思いに何か応えられたらとの思いで、是非協力させて下さいとメールを返信、メールのやりとりで楽曲を作っていくプロジェクトが密かに動き出し、その楽曲が出来上がっていくに連れ、熱がどんどん広がっていき、やがてJICA本体へと波動は広がり、現地でのレコーディングが実現した。

歌のタイトル『The Pearl of Africa』は、イギリス元首相チャーチルの言葉。自然の恵み豊かなウガンダを一言で表しているこの言葉を今も現地の人たちは誇りに思っている。楽曲を作る初めの段階からこのタイトルは決まっていた。子ども達から送られて来たアイデアを元に歌詞を直し、曲を組み立てて行った。当初、歌詞とメロディーはアイデアがたくさん詰まっていたものの、どこかとりとめのなく続いて盛り上がりにかけるものではあったが、彼らの思いやエネルギーは十二分に込められていたため、その元の良さを活かしながら、よりエネルギーに、そして歌詞の面でもその平和へのメッセージをより伝わるように塾考を重ねて行った。よりキャッチーに、そしてアフリカの息吹と日本のポップス、文化の融合を力強く。

報告者は、そうしてメールだけのファイルのやりとりでデモトラックが完成していくに連れ、その楽曲のエネルギーが次々と広がって行き、JICAの本部からは是非現地でのレコーディングをというお話を頂く事に。どんなに説明をするよりも、音楽は時にその数分で語らずして多くを語るもの。既にそのデモトラックの段階でその熱は大きく広がりを見せていたのだ。

報告者の現地での作業は、3日間程度であったが、前もって何度も歌を作る工程をやりとりしていたことで、出会って一緒に歌ってみた瞬間から、既に旧知の友のようにいろんな思いを分かち合えたような気持ちになっ

た。音楽は国境を超える。それは実感としてあったのだが、歌と一緒に作っていくというのはどこかその先を行っているように感じた。もちろん言葉は無くとも分かり合える音楽の利点もあるが、互いの思いを言葉にし、歌にするというのはもっと多くを共有できる特別な経験を得ることが出来た。

教室をスタジオにして、一生懸命歌う子ども達のレコーディングは一つ一つが奇跡の連続。レコーディングのrecordとは文字通り記録するという意味がある。その奇跡のセッションはことごとく一つ一つのトラックに記録されて行き、エネルギーの詰まった楽曲に仕上がっていった。アフリカンドラムが得意な男子生徒も加わり、さらにアフリカのエネルギーが重ねられて行った。

レコーディングを終えた生徒たちのインタビューは、どれも素晴らしいものであった。報告者は、この楽曲を通して、ウガンダという国を世界の人たちに知ってほしいと取り組んで来たが、ウガンダの一学校の子どもの思いは既に世界と繋がっていた。

5. まとめ

音楽というもので、世の中そのものが変わるということは難しいかもしれない。しかし、一人一人の心の変革というのは、平和的価値を広げていくことが出来ると言えるのではないだろうか。ここで言う「心の変革」とは、楽曲の作詞作曲者が、一緒に歌を歌う目の前の人と歴史に寄り添う想像力を働かせ、表現するとことと、歌を歌う側も、プロフェッショナルの楽曲の作詞作曲者と向き合って生まれる互いの敬意の態度のことである。世界は、どこまでも人と人との繋がりで成り立ち、平和的関係を築くには共感力が欠かせない要素の一つである。音楽が、その共感力を育む役割を担っていることは、多く語られてきた。報告者が述べたアフガニスタン、そしてヒロシマからウガンダまでの事例は、音楽における共感力をベースに、互いの敬意の態度から生まれた平和的価値の広がりと言えるのではないだろうか。

現代美術家の宮島達男氏は、「人間の歴史は経験をして知るといえることが多くあるが、戦後70年以上経つ現在、日本においては戦争を経験した人たちが少なくなっている。しかし、戦争だけは経験して分かるという事は二度と許されてはいけない。だからこそ、人間の想像力を養うという事の重要性が問われる。」と述べた。

音楽が果たす平和への役割は、共感力を持って人間の想像力を養う機会を与え、また、その感性を磨き、積極的平和としての音楽を創造し、人と人を繋ぐ舞台をつくり出しているのではないだろうか。

信仰と一帯一路構想及び中日学術提携の可能性

王 盈

上海社会科学院・宗教研究所

戦後の国際社会は、信仰に関わる諸問題と徹底的に分離したことはない。脱植民地運動における宗教信仰の働き、ユダヤ・パレスティナ問題、インド・パキスタン紛争、冷戦のイデオロギー争いに覆い隠されたさまざまな事実が、イラン・イスラーム革命を境に、すこし「見える」ようになった。1980年代の「宗教復興」とよべる現象が広がりつつある中冷戦が終わり、解体した旧ソ連・東欧圏では、伝統的主流派キリスト教を社会主義イデオロギーに代替するものとして、国家統合を図ろうと試みた。2001年9月11日アメリカであった同時多発テロ事件以来、宗教が国際政治にいかに関与するのか、より一層顕在化した。「宗教」が、政治的領域との関係で再び強まってきている事実も、政治学や宗教学をはじめとする、価値判断的論議や解釈を極力排除する社会科学的研究に、それを問い直す動きを活発化させた。日本においても中国においても、西洋中心主義を抜け出ようとする努力はすでに始まっている。

「一帯一路構想」は、こうした努力に大きな「非西洋」の舞台を提供している。「一帯一路」地域には、最も複雑な信仰の現実を抱える地域が含まれている。数多くの宗教宗派、大いに異なっているその役割、さらに、宗教、信仰システムが、個人の信仰だけにとどまらず、むしろ国家の政治、経済、社会のコア的存在感をましている地域は、「一帯一路」地域の広域にわたっている。逆に、「一帯一路構想」の提案者である中国自身は、マルクス主義的宗教観は、まだ社会の主流であり、ある意味では「政教分離」が一番厳しく徹底されている国でもあるのだが、西洋ともずいぶん異なる「宗教観」や宗教の歴史も持っている。その意味でも、どのように今後「宗教」の世界と向かい合うのか、大いに問われるであろう。

「一帯一路構想」が提出される以前は、日本も中国も開発援助などによる沿線諸国との交流はすでに活発になっていたことは言うまでもない。そこに「一帯一路」という大きな「川」をどう渡せばいいのか、中国の力や知恵だけでは足りない。日本は中国が近代世界を認識する、そして自身を認識する最大の「鏡」であり、特に日本との提携関係は重要視されているからである。「一帯一路構想」に対する日本政府の態度も変わりつつあり、民間の知識協力もようやく始まりつつある。「一帯一路構想」という壮大な課題に対して「富と力」の共同研究はもちろん、「信仰」や「心」に対する共同研究は、この時期むしろより一層差し迫った課題となっているといえるのではないか。

AI と〈信の構造〉
— 〈情報の終焉〉状況における〈ホモ・デウス〉 —

鈴木 規夫
愛知大学

本報告は以下のような構成で行う予定です。

はじめに AI 信仰化へのいくつかの徴候

1 〈フェイク・ニュース〉形成前提としての近代国家原理の融解— 〈情報の終焉〉

2 ビジネスとしての AI 信仰化

3 サイエンスフィクションとしての〈ホモ・デウス〉

むすびに 〈平和〉への〈信の構造〉

自由論題部会 3 「脱原発の進む東アジア—台湾、ベトナム、日本の現状と将来展望—」

報告 1 : 台湾の原子力政策転換とその要因

明治大学大学院博士後期課程 鈴木真奈美

キーワード：台湾、脱原発、原子力政策転換、要因、「決め方」

はじめに

2017 年 1 月、台湾の立法院（国会に相当）は「原子力発電設備の運転を 2025 年までに全て終了する」との条項を含む新しい電気事業法を可決した。同法の施行（同年 1 月）により、政府は目標年までに原子力発電の利用を終わらせるべく、エネルギー転換に向けた施策を講じていくこととなった。脱原発の法制化は、アジアでは台湾が初めてである。

台湾では脱原発を意味するフレーズとして「非核家園」（The Nuclear-Free Homeland, 原発のない郷土）が用いられることが多い。これは原子力発電に反対する台湾の運動が 1990 年代から掲げてきたスローガンでもある。本報告ではまず、「非核家園」の政治過程を整理し、その上で原子力政策転換という政治的帰結を促した鍵要因を検討する。最後に、原子力政策転換に関する今後の研究課題を示す。

1. 「非核家園」の政治過程

(1) 台湾の原子力発電の概要と反対運動の形成

台湾は 1950 年代に米国から研究用原子炉を導入し、それを用いて技術を習得していき、1970 年代に原子力発電をスタートさせた。2018 年 5 月末現在、国営台湾電力公司（以下、台湾電力と略す）が、第一原発から第三原発の 3ヶ所で計 6 基の原発を運転している。表 1 に、台湾の原子力発電所の概要を示す。この表から分かるように、台湾は原子炉やタービンなどの製造能力を保有しておらず、原子力プラント建

表 1 台湾の原子力発電所の概要(2017 年末現在)

原 発	炉 型	出力 (万 kw)	着工年	開始年(運転 許可終了年)	供給者		エンジニアリング 会社	
					原子炉	タービン		
運 転 中	第一 1号機	沸騰水型	63.6	1971	1978(2018)	GE	WH	Ebasco
	第一 2号機	沸騰水型	63.6	1972	1979(2019)	GE	WH	
	第二 1号機	沸騰水型	98.5	1975	1981(2021)	GE	WH	Bechtel
	第二 2号機	沸騰水型	98.5	1975	1983(2023)	GE	WH	
凍 結	第三 1号機	加圧水型	95.1	1978	1984(2024)	WH	GE	Bechtel
	第三 2号機	加圧水型	95.1	1978	1985(2025)	WH	GE	
凍 結	第四 1号機	改良型沸騰水型	135.0	1999	—	GE(日立)*	三菱重工	S&W→URS*
	第四 2号機	改良型沸騰水型	135.0	1999	—	GE(東芝)	三菱重工	

* 日立は日立製作所の略。S&Wは Stone & Webster、URSは United Research Service (現・AECOM)

出所: 行政院原子能委員会 <http://www.aec.gov.tw/核能安全/核能電廠基本資料-3.19.html>, 2018 年 2 月 1 日閲覧。台湾電力 <http://www.taipower.com.tw/content/news/news01-1.aspx?sid=175>, 2017 年 7 月 29 日閲覧。を基に筆者作成。

設の中核部分は海外企業に依存している。

台湾の原子力法は、原発の運転期間を原則 40 年までと規定している。既設 6 基は 2018 年から順次運転を終えていき、2025 年までに全基が運転終了となる予定である。そこで台湾電力は原子力発電を維持するため、1970 年代末から第四原発 2 基の建設計画を進めてきた。言い換えれば、第四原発が運転に入るか否かが原子力政策の方向性を決定づけることになるため、原子力発電の賛成派と反対派は、それぞれの立場から同原発計画を最重要課題と位置付け、攻防を繰り返してきた。ここでは過去 40 年近くを振り

返る紙幅の余裕はないことから、表 2 に第四原発計画についての歴代政権の政策と異議申し立て運動の動態をまとめた。既設 6 基は戒厳令（1949～1987 年）の下、中国国民党（以下、国民党と略す）による一党支配が続くなかで計画・建設されたため、人々が異議を唱えることはおよそ困難だった。台湾で原発に反対する運動が形成されたのは、第四原発計画が最初である。反対運動は、戒厳令解除により合法政党となった民主進歩党（以下、民進党）との「同盟」（alliance）を通じて、第四原発問題を国政の争点へと押

表 2 第四原発計画をめぐる政策と異議申し立て運動

政権(政党)	蔣経国(国民党)	李登輝(国民党)	陳水扁(民進党)	馬英九(国民党)	蔡英文(民進党)	
年	1978～1988	1988～2000	2000～2008	2008～2016	2016～	
原子力政策	推進	推進	「非核家園」の達成	「非核家園」を穏やかに達成	2025年までに「非核家園」達成	
第四原発計画	策定→保留	原子炉等発注→着工	建設中止→再開	建設続行→凍結	凍結中	
異議申し立て運動	動態	萌芽→台頭	台頭→高揚	高揚→停滞	停滞→再生	エネルギー転換運動へ
主要な担い手	知識人→環境保護連盟、主婦連盟、塩寮反核自救会など	左記に加えて、第四原発公民投票運動など	左記に加えて、緑色公民行動連盟など	左記に加えて、ママ原発監督連盟、全国原発廃止行動プラットフォームなど	全国原発廃止行動プラットフォーム	
原子力政策に影響を及ぼした主要な原子力事故(国、年)	TMI原発(米国、1979)、チェルノブイリ原発(旧ソ連、1986)			福島第一原発事故(日本、2011)		

出所:筆者作成

し上げていった。

(2) 「非核家園」法制化までの過程

表 2 から見て取れるように、第四原発計画は二度中断されている。一度目は 2000 年、歴史的政権交代を果たした民進党・陳水扁政権が、同原発の建設中止を宣言したことによる。しかし台湾の政治制度では、立法院が予算執行を決議（1992 年）した建設プロジェクトを、行政院（内閣に相当）の一存で覆すことはできない。そのため与野党協議の結果、次の二つが決定された。ひとつは第四原発の建設再開である。もうひとつは「非核家園」を将来的な目標と位置づけ、その達成を政府に義務付ける条項を環境基本法（2002 年成立・施行）の中に組み入れることである。こうして「非核家園」は与野党がともに目指す政治的「共通概念」となった。しかし「概念」なので達成目標年など具体的な行程は定められなかった。

二度目は 2014 年である。第四原発は 2010 年末までにほぼ完成し、国民党・馬英九政権は 2011 年秋には操業に入りたいとの意向を示していた。しかし同年 3 月に発生した福島第一原発（以下、福島原発と略す）事故を受けて、社会の幅広い層から第四原発の運転開始に反対する声が沸き上がり、メディアもこの問題を連日のように取り上げた。各種世論調査によると 2011 年以降、第四原発中止支持は 6 割から 7 割で安定的に推移し、「非核家園」は台湾社会の「共通認識」と位置づけられるようになっていった。

反対意見が強まるなか 2014 年 2 月、与野党は運転開始の是非を公民投票（国民投票に相当）にかけることで合意した。ところがその翌月、經濟部（経済産業省に相当）はホット試験（実際に核燃料を装荷しての試運転）を実施すると発言したのである。与野党合意を反故にし、かつての立法院決議を盾に運転を強行しようとするやり方に対し、市民たちは「民に権力を返せ」（還權於民）をスローガンに、ハンストや台北市幹線道路での座り込みといった直接行動に訴えた。

この 2014 年 3 月から 4 月というのは、「ひまわり学生運動」が馬英九政権による中国とのサービス貿易協定締結の「決め方」に抗議し、立法院を占拠していた時期と重なる。学生たちの占拠行動は政権の正統性（legitimacy）を失墜させ、台湾のテレビ局が同年 3 月に実施した世論調査では、馬英九総統に対する満足度（支持率に相当）は 14 パーセントだった。台湾ではその年の秋に統一地方選が控えていた。それもあって国民党内からも第四原発建設停止を求める意見が強まっていき、ついに馬英九は建設続行を断念せざるを得なくなり 2014 年 4 月、第四原発計画の凍結を決定した。

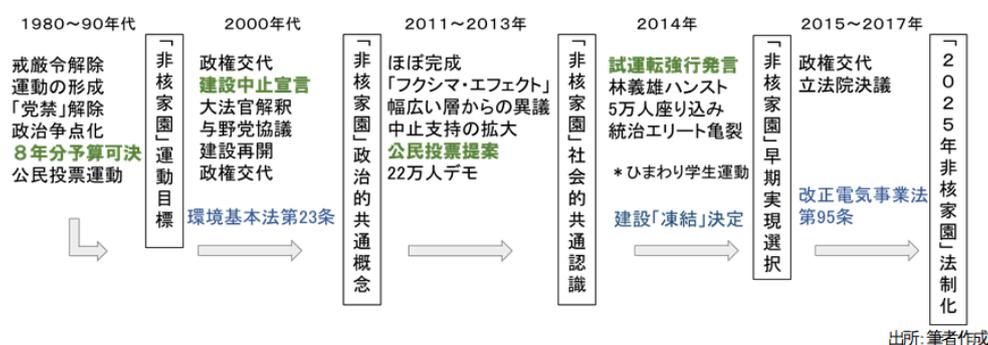
第四原発の存廃については、新政権にその決定が委ねられることになった。2016 年 1 月の総統選挙で

は、候補者3名はいずれも同原発計画の凍結／中止を唱え、そして二大政党である国民党と民進党の候補者は「2025年までに『非核家園』を達成」（以下、「2025年非核家園」と略す）を掲げた。つまり誰が当選しても原子力政策が見直されることは確実となった。そして2016年に発足した民進党・蔡英文政権下で改正電気事業法が成立し、「2025年非核家園」の達成は法的拘束力を有する公共政策となったのである。

2. 原子力政策転換を促した鍵要因

(1) 「決め方」に対する問題意識

図1は台湾における原子力政策転換の過程を、第四原発計画をめぐる争議と「非核家園」の社会的・政治的位置づけの変化に着目して整理したものである。「非核家園」は原子力発電に反対する運動の目標から「政治的共通概念」へ、そして福島原発事故を受けて「社会的共通認識」となった。それでも政府は第四原発の運転開始を強行しようとしたが、社会の大勢の反対により同原発計画は凍結された。台湾の人々は第四原発を運転したうえで将来的な脱原発をめざすのではなく、その早期実現を選択したのである。そ



して「2025年非核家園」の法制化へと至ったのだった。

図1 第四原発計画をめぐる争議と「非核家園」の位置づけの変遷

このチャートから分かるように、福島原発事故は原子力発電からの脱却を加速化させる触媒の役割を果たした。同事故はしかし、原子力発電を利用するすべての国々に対し同じように作用したわけではない。また、脱原発を求める運動の拡大や世論の高まりが、必ずしも政策転換に帰結するとは限らないのは、日本の現状が実証している。では、台湾で原子力政策転換が進展した鍵はどこにあるのだろうか。

図1を俯瞰すると、繰り返し現れるパターンが浮かび上がる。それは大規模な示威行動や論争を引き起こしてきたのは政権による非民主的な、あるいはルールに反する「決め方」への不服であったことだ。それらは、①李登輝政権による8年分予算可決(1994年)、②陳水扁政権による建設中止宣言(2000年)、③馬英九政権による公民投票提案(2013年)、④同じく試運転強行発言(2014年)である。つまり政権が提案／決定した政策の中身もさることながら、その「決め方」に対して異議が突き付けられ、それに対応する形で「決め方」が漸進的／非漸進的に変更されていき、それが政策転換を後押ししたと考えられる。そうだとするならば、「決め方」に対する問題意識の強さ——それは「ひまわり学生運動」にも通底する——が、原子力政策転換を進展させた鍵といえるのではないだろうか。実際、台湾では原子力／エネルギー政策の審議会・委員会の在り方や意見聴取システムが変容してきた。それが運動の働きかけによるものなのか、そしてシステムの変容が原子力政策転換にどう作用したのかは、さらなる考察が求められる。

(2) 原子力事業の利益構造

福島原発事故後の原子力政策について台湾・日本・韓国の3カ国を比較した Kim と Chung (2018) は、

歴史的に構築された原子力事業の利益構造が複雑であるほど政策転換は困難になると結論した。台湾の発電事業は国営であり、有力な原子力産業は形成されなかったことから、その利益構造は比較的シンプルである。それに対し日本は複数の民間発電事業者が存在し、世界有数の原子力産業を擁する。また韓国の発電事業は国営だが、原子力企業は有力財閥が保有する。そのため日・韓には政策転換に対する拒否権プレイヤーが多い。そして両国が国策として進める原発輸出は利益構造をますます複雑にしている。台湾において原子力政策転換が進化したのは、原子力利益構造が比較的シンプルであったことが一因といえよう。

しかし Kim と Chung の解析では、日本に匹敵する、もしくはそれ以上に複雑な利益構造が形成されてきたドイツで原子力政策転換が進んだ理由が説明できない。したがって利益構造以外にも、原子力政策転換を規定する構造的要因があると考えられる。ここで提起しておきたいのは、原子力利用をめぐる国際関係である。原子力開発・利用は、多くのケースにおいて、原子力技術の「供給国」(supplier) と原子力協定を締結し、はじめて可能になる。「供給国」は原子力協定を通じて「受領国」(recipient) の原子力政策に影響力を行使できる。東アジア 3 カ国の場合、「供給国」は米国である。吉岡 (2016) は「(日本) の脱原発の前に立ちだかる最強の壁は、アメリカ政府かもしれない」と指摘したが、台湾の原子力政策転換過程において米国がどのような立場をとったのか、検証する必要があるだろう。

おわりに代えて——原子力政策転換の比較研究に向けて

最後に、今後の研究課題を提示して本報告の締めくくりとしたい。今日までに原子力発電の終了を法制化した国 (以下、「脱原子力発電国」と称す) は、台湾以外に、スウェーデン (ただし 2011 年に法改正しリプレースに限り建設容認)、イタリア、ドイツ、ベルギー、スイスの 5 カ国である。原子力政策転換についての先行研究は、そのほとんどが経済協力開発機構 (OECD) 加盟国、なかでも欧米を対象とする事例研究、ないし比較研究である。それに対し本報告では、「新興国」に分類される台湾を対象に原子力政策転換過程とその要因を検討した。今後は台湾の事例研究をさらに進めていき、その上で、①欧州の「脱原子力発電国」と台湾との比較研究——歴史的背景や地理的条件などが異なる国々が、原子力政策転換という同じ政治的帰結に至ったのはなぜか、②台湾・日本・韓国の比較研究——歴史的背景や地理条件が類似する東アジア 3 カ国で、長期的な原子力政策の方向性に相違が生じたのはなぜか、について検討していきたい。これらの研究は、③日本の原子力政策転換を可能にする上で有用な示唆を与えるものと思われる。

主要参考文献

高銘志 (2013) 「再訪非核家園之内涵在我國歷年來相關政策與法制之變遷：兼論環境基本法非核家園條款引

發之爭議」『台灣環境與土地法學雜誌』第 7 期:台灣法學雜誌社: 102-130.

鈴木真奈美 (2018) 「台湾の原子力政策の転換過程: 『フクシマ・エフェクト』はどう作用したのか」『「世界の核被害に関する研究成果報告会」報告集』京都大学原子炉実験所:103-118

本田宏・堀江幸司編著 (2014) 『脱原発の比較政治学』法政大学出版社

吉岡斉 (2012) 「日本における脱原発時代の開幕 (福島原発事故から考える日本の社会問題)」『大原社会問題研究所所雑誌』(641) 法政大学大原社会問題研究所: 10-27.

頼家陽 (2017) 「焦点事件與政策停頓: 以核四封存為例」國立臺灣大學政治學研究所: 博士論文.

Chen, Dung-sheng (2016) “Taiwan’s Civil Society in Action: Anti-nuclear Movements Pre-and Post-Fukushima”, in Hindmarsh.R & Priestley. R eds., *The Fukushima Effect: A New Geopolitical Terrain*.

New York and London: Routledge:43-60.

Kim, Sung Chull & Chung, Yousun (2018) "Dynamics of Nuclear Power Policy in the Post-Fukushima Era: Interest Structure and Politicisation in Japan, Taiwan and Korea", *Asian Studies Review*.
<https://doi.org/10.1080/10357823.2017.1408569>

自由論題部会3（パッケージ企画2）「脱原発の進む東アジア—台湾、ベトナム、日本の現状と将来展望—」

報告2：ベトナムの原発建設計画はなぜ白紙撤回されたのか

沖縄大学
吉井美知子

キーワード：ベトナム、ニントゥアン、原発建設計画、白紙撤回、日本

はじめに

ベトナムでは初の原発建設計画が正式決定し、2014年よりロシアが、次いで日本が建設を開始する予定であった。しかし計画は徐々に延期され続け、遂に2016年11月、白紙撤回に至った。

本報告では、なぜベトナム政府が原発建設計画を白紙撤回したのか、その理由を分析する。また、計画再燃の可能性についても考察する。

資料には、ベトナム政府関係者、国会議員、ベトナム人研究者、マスコミ関係者からの聞き取りとベトナム内外の報道記事を使用した。聞き取りは2016年8月～2018年2月にベトナム、日本、欧州で実施した。

1. 計画、発注から撤回まで

ベトナムでは初の原発建設計画を2009年、国会で決議した。それに先立つ1990年代より、原発輸出をめざすロシア、日本、フランス、英国、韓国等の国々が、受注に向けて動いていた。そして2010年、ベトナムはニントゥアン第一原発をロシアに、第二原発を日本に発注する。

南部ニントゥアン省の省都ファンラン・タップチャム市を挟むように、南20キロにロシアの第一原発、東北20キロに日本の第二原発が立地する。両者とも、既存の農漁村の住民を移転させ、村を潰して建設する予定で、最初の一基の着工が2014年、稼働が2020年に予定されていた。

第一原発が建つヴィンチュオン村⁴²は、2012年より再定住区の建設と住民立ち退きが進み、整地や原発への送電網整備、海岸道路の拡張など、すべて終了している。日本の第二原発が建つタイアン村⁴³では、道路整備こそ進んだものの再定住区の建設も始まらず、住民は残留している。

2014年1月、グエンタンズン（Nguyễn Tấn Dũng）首相が突如、建設延期を宣言した。着工は2020年以降となり、「完全な安全が保証されない限りは（原発建設を）行わない」という。しかし、ロシア側の受注企業 ROSATOMは2017年には着工するという談話を発表、情報が交錯していた。その後も着工時期は、2022年以降（2015年11月政府発表）、2028年以降（2016年6月 ROSATOM発表）という風に延期され続けた。

2016年7月共産党政治局で白紙撤回が決まったという噂が、翌8月から流れ始める。党内にも推進派がいたが、結局、2016年10月の党中央委員会第4回総会で正式に合意、11月10日に国会へ白紙撤回の決議案が提出された。そして11月22日、国会で正式に決議されて、ベトナム初の原発建設計画は白紙撤回となった。

2. なぜ白紙撤回したのか

（1）財政難

日本のマスコミで最も強調されているのが、財政難という理由である。ベトナムが対外的にこれを公式の理由としたのであろう。ベトナムは外国からの借金、特に円借款が円高で嵩み、非常に国家財政が苦しい。原発建設コストも福島事故を受けて安全対策が見直され、当初予定より倍増していた。

（2）電力需要

原発計画が決定されて後、国内不況の影響もありベトナムの電力需要は予想ほど伸びていない。また風力や太陽光などの再生可能エネルギーの発展により、原発に頼る必要性が薄れてきている。

⁴² Thôn Vĩnh Trường, Xã Phước Dinh, Huyện Thuận, Nam, Tỉnh Ninh Thuận

⁴³ Thôn Thái An, Xã Vĩnh Hải, Huyện Ninh Hải, Tỉnh Ninh Thuận

(3) 人材不足

ロシアでは数百人、日本では数十人の規模でベトナムから留学生を受け入れ、原子力人材を養成していた。しかし初原を建設して運転するとすると、そのような規模の人材では追いつかない。政府内でもグエンクアン科学技術大臣が「人材不足で計画は遅延するのでは」と、当初より心配していたことが現実になったといえる。

(4) 首相の交代

2016年4月、先頭に立って原発導入を推進していたグエンタンズン首相が失脚、交代して最大の推進者がいなくなった。ズン首相は親日・親米派としても有名であった。思い返せば、原発計画発表の当初にも政府内に科学技術大臣のような穏健反対派が見られ、首相だけが浮いていた印象である。

(5) フォルモサ公害事件

2016年4月、中部ベトナムのハティン省で台湾企業の製鉄所より猛毒の廃液が海に流出し、南北200kmの海岸に100トンの魚の死骸が上るといって大公害が起こった。死者や病人も出た。被害と政府の無策に抗議し、工場の正門前で座り込んだ住民に弾圧が加えられ、けが人や逮捕者が出る大騒乱となった。「もしこれが原発だったら」という類推が多く多くの市民、そして政府関係者にもはたらいたと思われる。

(6) 「住民」の反対

日本の報道では撤回の理由のひとつに「住民の反対を受けて」と書かれている。しかし住民とは原発立地の農漁村の人々ではない。そもそもニントゥアンの多数民族は原発反対の意見表明などしていない。反対していたのは少数の先住民族チャム人だが、ベトナム政府が彼らの声を聞いたわけではない。

ベトナムの場合「住民」は都市の知識人のことで、多数民族キン人であり、多くが共産党幹部という、政治的影響力の強い人々である。原発に反対する日本の知識人が、ネット等を駆使して行ったベトナムへのロビー活動はこの人々が対象であったが、それが一定の効果を上げたとも考えられる。

3. 今後の展望—計画の再燃はあるか—

計画が白紙撤回になった後の2017年9月、ニントゥアンを訪問したところ、原発に反対していたチャムの人々は予想に反して暗い顔であった。整地とインフラ敷設の完了した第一原発予定地が、空のまま残っていて、ロシアや日本に代わり「中国の原発が来るのでは」と心配する。

一方でニントゥアン省内では初の風力発電所が稼働し、初の太陽光発電所の建設が着工した。原発計画再燃の可能性はゼロではない。しかし今回の白紙撤回を機に再生可能エネルギーが発展し、再燃の芽が摘まれることに期待したい。

おわりに

「グローバル市民社会の連携でベトナムの原発が止まった」と言えば、反対する市民にとっては非常に聞こえがよい。しかし、ベトナムの原発を止めたのは、漁協前に座りこんだ漁師のおかみさんたちではなく、国会前の数十万人のデモでもなく、政権を担う共産党幹部のうちの多くの反対であったと考える。

ベトナムの子どもたちの安全と健康を守ることにつながる彼ら彼女らの決定に賛辞を贈るとともに、ベトナムの原子力ロビーが、完成しないうちにとりあえず瓦解したことを心より喜びたい。

参考・引用文献

- Green Trees - Vì một Việt Nam xanh (2016) Toàn Cảnh Thảm Họa Môi Trường Biển Việt Nam (ベトナムに緑を、ベトナムの海洋環境破壊の全貌)
- Hoàng Định Cơ (2017) Formosa - Thảm họa cửa Dân Tộc Việt Nam (フォルモサーベトナム民族の大災害)
- 伊藤正子・吉井美知子編 (2015) 『原発輸出の欺瞞—日本とベトナム、「友好」関係の舞台裏—』明石書店
- Yoshii, Michiko. 2016, Indigenous Cham People and the Nuclear Power Plant Project in Vietnam, Cahier d' études vietnamiennes, No. 24, Université Paris Diderot Paris 7, pp. 83-109
- 吉井美知子、2017「ベトナム 原発計画はなぜ白紙撤回されたのか」『世界の潮』、雑誌「世界」2017年1月号、No. 890, pp. 25-28

日本における脱原発運動

—311 前後の福島県浜通りの脱原発運動の現状と課題—

Japan Perspective News(ジャーナリスト)

藍原寛子

キーワード：東日本大震災 東京電力福島第一原発 市民運動 草の根 浪江・小高原発 復興 脱被曝

はじめに

福島県内における2011年東京電力福島第一原発事故前後の脱原発市民運動の流れと、今後の展望を報告する。震災以前から福島県浜通りの原発立地地域を中心に、農民や生活者、労働者を軸に脱原発運動（原発施設の危険性の指摘とガバナンスの欠落や原発推進政策の問題点を指摘して脱原発政策を進める市民運動）が続いてきた。震災後は放射能汚染に伴い、一人ひとりの生活者の権利回復運動としての脱被曝運動、食品・土壌測定活動、避難、賠償・訴訟という新しい流れが加わり、被害者が被った損失を立体的に描き出す動きとなっている。しかし同時に、政府や東京電力など原発推進企業、浜通りの自治体等を中心に、莫大な復興予算を使った除染や中間貯蔵施設建設、福島第一原発視察ツアー推進などの被曝による健康搾取と、原子力関連研究施設、軍事産業と密接に結びついた新規産業振興事業（ロボットやドローン）が展開されるなど、被災地を新たな国策拠点のシンボルとする巨大なシステム構築も進んでいる。世界でも類を見ない過酷原発事故後の福島で起きている脱原発の抵抗運動と、それに対する推進側の攻勢を、市民の草の根運動の視点で見えていく。

1. 福島県内の脱原発運動—戦後冷戦期から 311 後

福島県は首都圏から約250キロ、東北の最南部に位置し、近代以降も常磐炭礦、只見川電源開発や尾瀬や猪苗代湖の水力など、首都圏にエネルギーを供給してきた。常磐炭礦の閉山というエネルギー転換の中でも、余剰労働力を狙った原子力発電所建設・稼働によりエネルギー生産地としての地政的な位置付けは変わらなかった。

筆者は福島県内の脱原発運動を転換期ごとに以下の5期に分類した。それぞれの時期の脱原発運動の流れは以下のようになっている。

- ① 1945年太平洋戦争敗戦後～冷戦期～1971年東京電力福島第一原発建設・稼働期
 - ・知事佐藤善一郎から「道路知事」木村守江、木村1967年日米知事会議団長として訪米、5か所の原発・関連施設等視察「東北のチベットを原発で発展させる」
 - ・軍飛行場払い下げを受けた堤から元軍事飛行場跡（元塩田）を福一用地として買収。海岸段丘を大きく削り平場確保
 - ・地元にはほとんど建設計画を知らされない中で地権者からの土地買収（福島県土地公社が東電代行請負で地権者から買収）
- ② 1970年～1985年 東京電力福島第二原発建設期から79年TMI事故、82年福二稼働期へ
 - ・労働問題、学生運動含め、男性が中心（農民、漁民、退職教員、労組、地権者、自営業者ら）
 - ・1970～労働者の健康被害と脱原発 石丸小四郎（福一の立地町・富岡町で40年以上反原発運動。1970年代、被曝で死亡する作業員が急増。旧社会党とともに相談に乗ってきた流れで、反原発運動へ。ミニコミ紙『脱原発情報』発行し情報発信、元郵便局員）、岩本忠夫（旧社会党・双葉町長、のち原発推進に転向）ら
 - ・1974年電源三法交付金
 - ・福島県内の学生運動—佐藤和良（磐城高校新聞部長で、ただ一人の逮捕＝のち脱原発福島ネット共同代表、いわき市議）
 - ・1979年TMI事故—放射能汚染の現実味、地元住民中心の福島第二原発設置許可取り消し訴訟
- ③ 1986年～2000年 チェルノブイリ事故、東北電力小高浪江原発建設計画、福島第一原発7、8号機増設計画
 - ・測定や避難予行演習など事故想定した活動、女性中心の草の根運動体、芸術やイベントと連動
 - ・棚塩反対同盟・舂倉隆ら（棚塩地区全戸加盟反対運動） 共有地持ち分権訴訟（トラスト運動）勝訴 舂倉隆（農民）
 - ・県内外の脱原発グループと反対同盟共同での勉強会活発に（91年頃～）

- ・86年「原発いらない郡山風の会」武藤類子、「原発いらないいわき市民の集い」など、小さな市民グループ発足
- ・演劇「風が吹くとき」、原発爆発と風向きと避難方向のシュミレーション勉強会
- ・R-Danネットワークによる全国の原発立地地域と連携した測定ネットワーク
- ・88年「脱原発福島ネットワーク」発足、91年7月から会報『アサツユ』、東電との定期交渉（現在も）
- ・“反原発ヒッピーコミュニティ”「猿原人村（ぼくげんじんむら）」（双葉郡川内村）ジャンベ、手作り演奏会
- ・91年12月双葉町町長岩本忠夫らが福島第一原発7，8号機増設要望
- ・常磐炭礦塵肺訴訟終結、原告らとの連携（労働者の被曝問題）

④ 2001年～2010年 福島県が脱原発転向で東電の攻勢激化

- ・知事・佐藤栄佐久設置の福島県エネルギー政策検討会（2000年6月～2010年知事佐藤雄平）
- ・事故隠し、MOX燃料装荷、キャスクひび割れ—老朽化問題と原発事故—佐藤栄佐久（のち汚職逮捕・有罪確定）
- ・ストップ・プルトニウム・キャンペーン 林加奈子ら
- ・県内全原発停止
- ・東電ら事業者からの逆襲（カネ、ハコモノばらまき）Jヴィレッジ、ビッグアイ、ふくしま国体関連施設、会津風雅堂建設、浪江小高原発土地買収猛攻、東電がフリースタイル猪苗代大会や県庁建設費用支出

⑤ 2011年 東京電力福島第一原発事故後

- ・福島県知事、県議会全会一致で福島県内原発全機廃炉決議
- ・福島県、県内の電気使用量同量を再生可能エネルギーで賄う再エネ推進政策決定・政府のFIT法→民間企業の再エネ事業参入加速（会津電力・佐藤 彌右衛門ら）
- ・賠償訴訟（福島生業訴訟など、損失を生業と捉える権利回復運動）
- ・脱原発福島ネットワークのメンバーら東電幹部らを刑事告訴→検察審査会強制起訴決定で公判中
- ・インターネット、クラウド、SNSを使った情報送受信や募金活動
- ・脱被ばく運動（国内外避難支援、脱被ばく子ども裁判）
- ・測定活動（土壌や農畜産物、水、身体の被ばく防護、「ふくしま30年プロジェクト」「いわき放射能市民測定室たらちね」など）
- ・「世界に誇れる平和憲法」「平和憲法は宝」など草の根看板トラスト
- ・母親を中心にした新グループ「モニタリングポストの継続求める市民の会」、「放射能ゴミ焼却処分を考えるふくしま連絡会」、IAEAを考える「フクシマ・アクション・プロジェクト」、「沈黙のアピール」、「東電交渉」、健康問題「311甲状腺がん家族の会」
- ・ミニコミ、チラシ、講演会・勉強会、アーカイブ活動、デモ；官邸前、首都圏デモ、サウンドデモ

2. 原発事故後の脱原発運動の特徴

2011年3月11日の福島第一原発事故後、福島県内では、脱原発推進の流れが加速している。「福島県内における市民レベルでの脱原発」とは、「被害の原体験から、原発事故を二度と起こさないために脱原発を進める活動」とし、被災地・福島県内で見られる脱原発の動きの実態と照らして、その範囲を広く捉えた。

具体的には、日常生活における安全・安心を求める人権運動・権利獲得運動（避難者住宅確保、移動高速料金無償化、食品等測定・モニタリング・除染、脱被ばく運動＜避難、放射能汚染廃棄物処分問題、放射能汚染測定活動、健診・甲状腺検査＞）や、実際の被害の回復・救済（裁判、ADR・原子力損害賠償紛争解決センター等＜福島生業訴訟、元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟などの損害賠償訴訟（民事）＞、東電幹部の責任を問う告訴・刑事裁判）、法律・条令・制度等、行政政策への批判的なアプローチ（事故後の福島原発や福島県の政策へのIAEAの介入を阻止する活動「フクシマ・アクション・プロジェクト」や、「原発いらない福島の女性たち」「大熊町の未来を考える女性の会」「きびたきの会」等）、民間企業や地域住民らによる地域での再生可能エネルギー事業などがある。

これらの活動の特徴は、①地域分散型 ②各団体やグループの緩やかなネットワーク ③地域内外・海外の避難者、被ばく者、支援者との連携、情報交換 ④女性（母親）参加 ⑤SNSやインターネットの活用で拡大した情報圏を持つ ⑥国や行政に先立って市民が率先して実践し、政策にインパクトを与える—などが挙げられる。活動を決める手段としては、震災後で住民が広域的に避難した経緯もあり、SNSやメール、口コミ、チラシなどで周知された学習会や集会、避難者の仮設住宅や集会場で盛んにおこなわれた「お茶飲み会」などが中心になっている。

3. 福島県の脱原発と復興政策

福島県は、東京電力福島第一原発事故から5か月後の2011年8月、民間有識者を交えた検討会で「福島県復興ビジョン」を策定。「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」とし、「脱原発」と「再生可能エネルギーの推進」（県内で消費されるエネルギーを再生可能エネルギーで100%賄う目標を打ち出し、全国有数の再生可能エネルギー地域を目指す）を盛り込んだ。背景には、県庁をはじめとする市町村役場に連日のように住民から原発を推進してきたことへの抗議やデモ、電話等での問い合わせが続いたことも影響している。脱原発を盛り込んだ内容は当時、既存メディアでも好意的にとらえられた。

これを受けて福島県議会は2011年10月（県議選1か月前）、全会一致で「全原発廃炉」の請願を採択。当時の知事・佐藤雄平も同年11月、県内全10基廃炉を表明し、一気に廃炉が進むかに見えたが、与党自民党本部が「原発再稼働」方針を堅持したため、地方組織の自民党福島県連の態度はしりすぼみとなり、廃炉も「福島ローカル」に止まる可能性が高い（2013年12月までに東京電力は福島第一原発1～6号機廃炉を決定したが、福島第二原発の廃炉は明言していない）。

しかしこのビジョンでは経済優先や重厚長大産業への疑問、エネルギー拡大の是非、脱原発と各種政策との関連、環境政策Environmental Justiceの視点や議論が不十分だった。

そのため、福島県は2012年以降、「原発に代わる雇用の場の創出」に重点を置くようになった。廃炉に関する国際的研究拠点、医療、観光、収益性の高い農林漁業創出などを推進。佐藤に代わる現知事の内堀雅雄（2016年就任）は、国や東京電力に廃炉を強く求めず、国からの復興予算による除染と除染区域の拡大による帰還地域の拡大や、ロボット開発やドローン開発などを新規事業として推進する「フクシマ・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」を掲げた。また国策と連動して2015年から国立福島工業高等専門学校（いわき市）に廃炉人材プログラム（廃炉創造学修プログラム）が創設され、地元の若者が廃炉に携わるマンパワーとして養成されることとなった。特にイノベーション・コースト構想は、ドローンのテストサイトなどに防衛省が参画を予定していることから、軍事産業との関わりが生まれている。

事故後の復興構想会議での議論ともかけ離れ、宮入興一（財政学・地方財政論）の「軍事（災害ミリタニズム）、政治（災害ファシズム）、経済（災害ネオリベリズム）」という災害資本主義（ショックドクトリン）化が進むという指摘の通りになっており、1960年代に福島第一原発の建設計画が浮上した当時への回帰傾向と言えるのではないかと。

また2020年東京五輪開催時に東京電力福島第一原発前を通る「国道6号線で聖火リレー開催」を求めるいわき市や双葉地方町村会による政府への要望活動が今年2月にあり、IOC組織委員会や福島県は4月にルート選定に入った。

「脱原発福島ネットワーク」共同代表の佐藤和良は今年4月、こうした復興政策について「本来は帰れないような場所に特定復興拠点を作って、除染や廃炉などを復興産業と称して新しい労働者を住ませる。これは原発事故後の『植民』政策ではないのか。東京五輪は、その政策を強化することにほかならない。被災自治体が本格的に乗っかれば、復興災害と五輪災害がダブルで襲来する可能性がある」と筆者のインタビューに答えた。

4. おわりに・脱原発市民運動の展望と課題

東京電力福島第一原発事故後、原発を持つ政府、自治体、住民、電力事業者のみならず、世界中の人々に原子炉の連鎖爆発と放射能汚染という福島原発事故の状況を知らせることになった。被害を繰り返したくない、二度と原発事故を起こしてはならない、と強く思う福島の過酷事故被害者のほとんどが脱原発を訴えている。普通の日常の中で突然に起きた東日本大震災と福島原発事故で、ライフラインが止まった緊急時から、賠償裁判や放射能汚染問題と取り組む現在まで、半世紀にわたり活動してきた地元の脱原発の市民グループの人々の草の根の活動が国内外に与えているインパクトは大きい。地域からは少数派でありながらも、脱原発運動を継続できた理由や、原発が肯定的にとらえられる福島県という地域社会の中に包摂されてきた背景をより深く捉える必要がある。

筆者は1986年のチェルノブイリ事故が一つの大きな結節点であったとみる。福島県内で女性たちが中心となって小さなグループが発足し、生活者の視点から脱原発を議論するようになった。やがてそれぞれの団体やグループは様々な形で活動を継続し、緩やかに連携するようになった。その一例が「脱原発福島ネットワーク」でもあった。

東電福島第一原発事故と軌を一にして、アラブの春やオキュパイ・ムーブメントなど、世界各地で抵抗運動が展開された。世界的な動きの中に、環境保護や人権運動としての福島の地域での脱原発運動が位置付けられる。同時に、原発安全神話から「起きない」と言われていた原発事故や放射能災害は、現実として起きたこと、その際に究極のカタストロフィーに陥らないための草の根セーフティーネットとしての市民・被害者の脱原発ネットワークや、災害後に軍事と容易に結び付く復興政策を阻止する動力—国策復興に動員される被災者、疲弊して無批判化した個人の回復—として、福島県内での市民の脱原発運動を再評価する必要がある。

本稿に加え将来的には、福島県の近現代の抵抗運動の文脈も加える可能性を検討したい。明治初期の自由民権運動（喜多方、福島、三春、南相馬など）、戦後の三大鉄道事件で、被告救済の国民運動が展開された松川事件（共産党員ら20人が死刑を含む冤罪、のち全員無罪）、さらには原発事故から直近で行われた県内市町村首長選での連鎖的な現職落選なども考慮したい。（文中 敬称略）

参考文献

- 1 朝日新聞いわき支局(1980)『原発の現場 東電福島第一原発とその周辺』朝日ソノラマ/同 (2012) 復刻版Kindle
- 2 木村守江 (1985)『天職に服す 人間木村守江』採光社
- 3 脱原発福島ネットワーク (2014)『アサツユ 1991 - 2013—脱原発福島ネットワーク25年の歩み』七つ森書館
- 4 恩田勝亘 (2011)『原発に子孫の命は売れない—原発ができなかったフクシマ浪江町』七つ森書館
- 5 木幡仁・木幡ますみ (2012)『原発立地・大熊町民は訴える』柘植書房新社
- 6 佐久間淳子 (2015)「第2章 R-DANそのとき市民の測定が動いた」: 関礼子編 (2015)『“生きる”時間のパラダイム 被災現地から描く原発事故後の世界』
- 7 吉原直樹 (2013)『「原発さまの町」からの脱却—大熊町から考えるコミュニティの未来』岩波書店
- 8 福島県 (2002)「福島県エネルギー政策検討会『中間とりまとめ』」(2018年5月16日閲覧・以下URL
www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/14591.pdf 同冊子: 福島県原子力広報協会発行、福島県監修 (2002)
「あなたはどうか考えますか? 日本のエネルギー政策 電源立地県福島からの問いかけ
www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/14706.pdf
同パンフレットwww.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/14707.pdf
- 9 福島県 (2013) 福島県復興ビジョン策定 www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkovision1061.html (2018年5月23日閲覧)
- 10 開沼博 (2011)『フクシマ論』青土社
- 11 福島民報社 (2012)『福島と原発』福島民報出版
- 12 農山漁村文化協会 (2011)『復興の大義』農文協ブックレット
- 13 明石昇二郎 (2017)「開沼博の正体 上・下」『週刊金曜日』 金曜日
- 14 日本科学者会議・編 (2015)『原発を阻止した地域の闘い 第一集』本の泉社
- 15 汐見文隆・監修、「脱原発わかやま」編集委員会・編 (2012)『原発を拒み続けた和歌山の記録』寿郎社
- 16 中山俊則 「原子力施設誘致を5度阻止した小浜市民のたたかい 明通寺住職 中畠哲演さんに聞く」
<http://www006.upp.so-net.ne.jp/junc/hokoku0283.html> (全国自然保護連合サイトより 2018年5月22日閲覧)
- 17 紀伊民報 (2012)『紀伊半島にはなぜ原発がないのか 日置川原発反対運動の記録』紀伊民報
- 18 藍原寛子 (2018)「『復興五輪』が福島に落とす影—「国策イベント」が奪う被災者の声と尊厳」『週刊金曜日』2018. 04. 20、1181号 金曜日

日本平和学会 2018 年度春季研究大会

社会構想としての憲法
憲法を支えるもの、憲法が支えるもの

学習院大学

青井未帆

キーワード：憲法、武器、憲法 9 条のプロジェクト (Project Article 9)

1. はじめに

本報告では、憲法の条文の中でも 9 条に着目し、9 条の下で作られてきた法体系や文化を総合的に、「憲法 9 条のプロジェクト」(Project Article 9)として捉え、「憲法を支えるもの、憲法が支えるもの」という観点から描き出したい。

改めて確認するなら、日本国憲法の出発点は、明治憲法体制が軍部の統制に失敗したことにあつた。それは国民との関係でいうなら、「戦争の惨禍」と理解される事態を招いたのであり、これを共有された出発点として、その後の法的・文化的な展開を見たものである。

2. 憲法 9 条を何が支えてきたか：武器輸出三原則を題材に

本報告では「9 条のプロジェクト」について、憲法の前文や 9 条というテキストを核に、政府解釈・学理解釈、関連諸政策が周りを囲み、さらには平和という価値への国民的コミットメントが全体を支える形で、一つのプロジェクトのように展開されてきたというイメージを前提としている。それは、内閣・内閣法制局、国会、裁判所、法律家共同体、国民といったアクターが動的に作り出してきた一つのパラダイムであつた。内部には必ずしも順接関係にはない矛盾した概念も含まれつつも、緩やかには一つの文法が存在していたといえる。

プロジェクトを支えてきた一つの重要な側面が武器をめぐる法的仕組みと文化であつた。本報告では武器輸出三原則（～2014 年）を題材に、憲法を支えてきたものがいかなるものであるか検討する。それは「平和国家」の意味を具体化する国民の意志であつたというのが、本報告の理解である。

3. 憲法9条は何を支えてきたか

逆に、憲法9条のプロジェクトの側から眺めたときに、何がみえるか。憲法9条が支えてきたものは、市民的自由が確保される空間であった。このことは、「統帥」が「国務」を飲み込み、軍人道徳が市民的道徳を凌駕し、国防体制に国民生活が組み込まれていった明治憲法体制の下の状況と比べると明らかである。

4. 改憲と9条のプロジェクト

多くの人にとって、改憲の本丸は9条改正と理解されている。現在、明らかにされている自民党の9条改正素案は、要するに「国務」から「統帥」を改めて取り出そうということに他ならない。それは今後さらに国のありかたを変えてゆくことにつながろうし、これまでの9条のプロジェクトの一つの明確な形での終焉を意味することになるであろう。

もっとも、改憲がかりになされないとしても、既成事実の積み上げにより、一つのパラダイムで説明不可能なことが増えていけば、あるところでパラダイムは転換する。どのような国や社会が目指されているのか明らかにされないまま、圧倒的に説明が足りないまま、現在、大きな転換を迎えつつあるものといえる。

憲法を支えるもの、憲法が支えるものを振り返ることは、今日の議論に欠けている部分を明らかにしよう。

参考文献

- 青井未帆（2020）「憲法九条と自由」阪口正二郎編『自由への問い 第3巻 <公共性>自由が／自由を可能にする秩序』岩波書店
- 青井未帆（2005）「武器輸出三原則を考える」『信州大学法学論集』5号
- 青井未帆（2018）「実力の統制と平和主義 —2017～2018年にかけての一断面」宍戸常寿＝林知更編『総点検 日本国憲法の70年』岩波書店
- 青井未帆（2018）「憲法に自衛隊を書き込むことの意味」阪口正二郎＝愛敬浩二＝青井未帆編『憲法改正をよく考える』日本評論社
- 荒邦啓介（2017）『明治憲法における「国務」と「統帥」』成文堂
- 加藤陽子（1996）『徴兵制と近代日本 1868-1945』吉川弘文堂
- 松下芳男（1978）『改訂明治軍制史論 上下』図書刊行会

憲法理念からのネーション意識の再構築

中央大学
暉峻僚三

キーワード：エスノセントリズム、レイシズム、人権、憲法、ネーション、国民と人民、税金

1. はじめに

「戦後レジームからの脱却」をあげる現政権が、彼らにとっての悲願の自主憲法制定＝改憲に前のめりになっていることもあり、近年改憲か護憲かというやや単純化された議論を報道メディアで目にするのも多くなってきた。本報告では、改憲 vs 護憲以前の問題として、日本社会がどのように憲法の掲げる理念を扱ってきたのかを、レイシズムという視点から述べるとともに、日本社会にすっかり根をはっているようにも見える、想像上の血統としての「日本人」意識から脱却した、ネーション意識の再構築＝ナショナリズムの再構築を、現行憲法の掲げる理念と絡めて提起したい。

2. 改憲プロモーションと護憲プロモーション。どちらにも感じる違和感

テレビ、ネット空間、紙媒体などのメディア空間では、改憲に向けたプロモーション、護憲のプロモーションが盛んに行われている。改憲に向けたプロモーションでは「アメリカが作った憲法は、日本の国柄に合わない」「時代に合わなくなってきたから変えるべきだ」というトーン的主張がよく見られる。しかし、「国柄に合わない」「時代に合わない」というのであれば、少なくとも憲法の掲げる理念を実現させようとしてきたことが前提でなければ、国柄に合わない、時代に合わなくなってきたという理屈は通らない。護憲へのプロモーションは、かなりの部分を 9 条が占めるが、国民主権、人権の尊重、平和主義を 3 つの柱とする憲法を「守れ」というトーン的主張である。しかし、「守る」のであれば、それは憲法の提示する理念を達成したという前提でなければ「守り」ようもない。

では、日本社会は、日本国憲法をどのように扱ってきたのだろうか。本当に「変えろ」「守れ」と言うことができるほど、真摯に憲法の理念は社会で共有されてきたのだろうか。

3. 憲法の理念は日本社会からどのように扱われてきたのか

私自身は、憲法の掲げる理念を次のように理解している。国民主権、人権の尊重、平和主義という 3 つの幹は、掘り下げてゆけば、個の最大限の尊重という根に行き着く。一人ひとりがその人として尊厳を保って生きてゆく権利(人権)があり、尊厳ある個が熟議の上社会を作ってゆく国民主権があり、個々を教として動員し、殺し、殺される戦争や武力による問題解決を否定する平和主義がある。

戦前・戦中の天皇に身を捧げる集合体としての日本人という思想は、徹底した個の軽視、命の軽視となつて、大きな災いを日本に、植民地に、戦争相手国にもたらした。

そのような苦い教訓からたどり着いたはずの「個の最大限の尊重」は、どれだけ統治機構をはじめとする私たちの社会に根付いたのだろうか。日本社会にしっかりと埋め込まれており、近年はヘイトスピーチと呼ばれる憎悪表現という形で表出することも多い、レイシズムを視点として考えてみたい。もちろん、現行憲法が、全くレイシズムと無縁というわけではないし、全てが理想的だと考えているわけではない。現行憲法自体が内包しているレイシズムとの親和性についても留意する必要がある。

4. 留意点：現行憲法の内包するレイシズムとの親和性

留意点として、次の点をあげたい。まず、第 1 条の天皇についての規定である。条文によれば、天皇は日本国民統合の象徴ということになっている。条文の中の天皇が、天皇という人を指しているのか、日本の制度の中の職・身分を指しているのかは、法学に疎いので良くわからないが、あまり違いはないようにも思える。天皇は血統ゆえに天皇である以上、その 2 つに明確な線引きはできないからだ。

戦前・戦中には、現人神とされてきた天皇は、戦後、人間宣言をした。つまり「神話との繋がりを否定するわけではないけど、少なくとも神ではありません、人間です」と宣言したことになる。しかし、一人の人間が、同じ社会に住む全ての人の統合を象徴するという理屈は、天皇が一人の人間＝個であることを前提として、成り立つのだろうか。神話という想像上の血統のつながりを背景としなければ、成り立たないのではないだろうか。そして、日本国民の統合を血統に求めているのだとすれば、天皇制そのものがレイシズムと親和性を持っているとは考えられないだろうか。

そして、もう一つレイシズムとの親和性を感じる要素は、憲法のあちこちに見られる「国民」という表記である。GHQ 草案では People や Persons にと表記されている部分に該当するところは、憲法では「国民」と表記されている。そして、国民という言葉は、時として排外性を帯びる。裁判所の判断には、国民は必ずしも、日本国籍保持者を意味するものではないことを示すものもあるが、憲法の中の国民という表記と、社会の中で一定程度共有されている、想像上の血統に繋がりを求める「日本人」像が結びついた時、「国民」という言葉は暴力性を持つのではないか。しかも、日本は、最後の勅令として憲法施行前日に突然、選択の余地なく外地戸籍の人々を「国民」から除外したのだ。

例えば、国会前に集い、首相退陣を求めるデモで「国民なめるな」というシュプレヒコールをあげる人々に、悪意はないだろう。そして、おそらく集う人々は、「平和」「人権」などのキーワードに敏感な人々が少なくないだろう。しかし、「国民なめるな」とコールしている時、何世代も日本に根を下ろし暮らしてきたながらも、投票すらできない、国民として扱われてこなかったと感じている人々に思いを至らせている人は多くないだろう。この例は、アクティブな形を取らなくとも、いかに受動的な形であれ、排外性が私たちの社会に、常識として根付いているのかを示していないだろうか。

5. レイシズムに寛容な社会

留意点はあるつつも、全体として、現行憲法は「個の最大限の尊重」を根拠として掲げていることは間違いがないだろう。

では、個を最大限の尊重する社会を私たちは作ってきたのだろうか。また、個を軽視する統治に対して、どれだけ異を唱えてきたのだろうか。残念ながら、個の最大限の尊重に対して、極めて後ろ向きな態度を取ってきたのが、日本社会の姿ではないだろうか。

人は様々な属性・帰属意識を持つものだ。私は、人の属性の中でも、自分の意思で変えることができないか、変えることが難しいものに対して発生する差別がレイシズムであると理解している。自分の意思に関係なく纏ってしまう「脱げない服」である属性に、単一のネガティブな色をつけ、そこに属しているとみなす個の尊厳を壊すレイシズムは、現行憲法の根拠である「個の最大限の尊重」とは相容れない。もし、日本社会に個の最大限の尊重という理念が共有されているのだとすれば、少なくとも公的な空間におけるレイシズムは許されないはずである。しかし、現実はどうだろうか。公人による憎悪表現がいの（またはそのものの）発言は枚挙に遑がないし、公教育空間における地毛証明書など、統治文化のレイシズムから、草の根のヘイトスピーチに至るまで、日本社会はレイシズムへは極めて寛容なように見える。もちろん、日本だけではなく、世界中どここの国・地域にもレイシズムは存在する。大切なのは、ネット上も含めた公的空間におけるレイシズムの表出を、明確に許されないこととする法体系とその運用、そして民主主義の社会に暮らすものとしての市民意識である。人種差別撤廃条約など、日本が批准している条約も含めれば、十分ではないかもしれないが、法的なフレームは存在する。法的なフレームがあるにも関わらず、朝鮮半島や中国への繋がりを持つ人々をターゲットとしたヘイトスピーチがほぼ野放しになっているような現状は、法の運用すら怠る程、「個の最大限の尊重」が社会で共有されていないことにならないだろうか。

憲法では、14条において人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別の禁止と法の下での平等を定めており、98条では締結した条約、確立された国際法規の誠実な遵守を定めており、99条は公人による憲法の尊重と擁護の義務を定めている。しかし、実態はどうだろうか。

日本国憲法では、個の最大限の尊重を表す人権、平和主義、そして国民主権を、国民は誠実に希求し、不断の努力によって保持してゆくことになっている。しかし、上記のような、公人によるあからさまなレイシストっぷりへの社会の寛容さ、学校での地毛証明書に見られるような集合体主義、日米同盟への世論

などをみると、そもそも人権、平和主義、国民主権を、日本の人々は希求したり、不断の努力などをしてきたとのだろうか強く疑わざるを得ない。

想像上の血統に繋がりを求めるエスノセントリズムが、しっかりと日本社会に根付いているのに比べると、民主主義社会の主役としての日本の市民意識＝ネイションの意識は、レイシズムを放置する現状を鑑みれば、根付いているとは到底いえないだろう。

6. 「個の最大限の尊重」を共有する人民としてのナショナリズム

ナショナリズムは、どちらかといえば「悪役」のイメージ、エスノセントリズムのイメージで語られがちだが、近代ナショナリズムは民主主義と不可分でもある。例えば、近代ナショナリズムに大きなインパクトを与えたであろうフランス革命は、少なくとも理想としては、神の信託を受けた王が統治する領域と、神の声を運ぶ教会の統治する領域の中で俗世界と重なる部分を、その領域に暮らす人民自らが統治する領域へと変えるパワーシフトであり、ナショナリズムは共和国思想を共有する人々による人民主義でもあった。(現実とはかかるとしてという但し書きはつくが)

戦後の日本は、制度としては憲法を頂点とする民主主義国になったが、想像上の血統に紐帯を求める日本人意識・国体思想は社会に埋め込まれたままである。そして、戦前・戦中に、エスノセントリズムの扇動者と、動員された人々によりなされてきた「やってしまった痛み」の集合的記憶に向き合う機会を、戦後の日本社会は、できる限り放棄してきた。だからこそ、明治以降に根付いてきた、植民地やアジアの近隣諸国への優越感情や差別感情は解消されるはずもなく、「やってしまった痛み」の再生産は今日に至るまで、肉体的な暴力は伴わなくとも、レイシズムの表出としていたるところで続けられている。

想像上の血統に紐帯を求める「日本人像」というエスノセントリズムに囚われている限り、「個としての我」が重視されることはない。「個としての我」が重視されなければ、同化主義・全体主義的傾向に歯止めはかからず、「すごい我々」への批判的言論・言動は、「すごい我々」を同一であると感じるメンバーの「我」への批判とみなされ、「反日認定」となって激しい攻撃的となる。

レイシズムが再生産され続ける背景には、想像上の血統に紐帯を求めるエスノセントリズムベースの「我々日本人」像があるのではないだろうか。

レイシズムに決別する社会を築くには、想像上の血統に紐帯を求めるネイションの意識から、憲法の理念を共有する人民としてのネイション意識へのシフトを必要とする。個の最大限の尊重をベースとした、人権、人民主権、平和主義という理念を共有する、日本の領域に暮らす人民という「我々意識」が社会に定着すれば、レイシズムに限らず、現在日本社会の平和を脅かしている様々な問題と決別するための土台を築くことにもなる。例えば、ヘイトスピーチなどの憎悪扇動・表現は、個の尊厳を重視するネイション意識とは相容れないし、沖縄の基地問題や原発も、領域に暮らす個々が同じように最大限、個として尊重されてこそその「我々」というネイション意識のもとでは、しわ寄せがいく「彼ら」の問題ではなくなる。

7. ネイション意識再構築のためのツール：媒体としての公的資金

では、どのように「個の最大限の尊重」を根っことする憲法の理念を共有する、人民としてのナショナリズムを構築してゆけるのだろうか。

「個の最大限の尊重」はそもそも、国境という発想とは相入れないようにも見える。個の最大限の尊重は、人は生まれながらに、同じように尊厳ある存在であるという人権の基本から導き出される考え方だからだ。自然権としての人権という概念に照らして考えてみれば、個の最大限の尊重という理念は国境内だけで流通するようなものではなく、根本的には国という領域で線を引くようなものでもない。では、憲法の理念の共有が、ネイションの意識にはならないのかというと、そんなことはない。

当たり前だが、統治にはモノ・ヒト・サービスといった資源が必要で、お金がかかる。そして、日本の統治にかかるお金は、日本で暮らす人民が、国籍にかかわらず、直接、または人との関係性において間接的に、税金という形で出資している。公的資金は、平和を構築するために使われることもあれば、使われるお金が平和を損なうこともある。公的資金の使われ方で、平和が損なわれたとすれば、それは、人民が暴力へ出資したことを意味する。個を最大限尊重する理念を共有するネイション意識のもとでは、ネイションのメンバー個々が尊重されているかどうかは、個人の問題ではなく「我々」の問題であり、我々が我々

への暴力に対して出資するということになるため、必然的に社会的な暴力に対する意識は高まる。公的なお金という、大半が国の領域の中を流れる媒体を、啓発・教育のツールとして積極的に使うことにより、憲法の理念を共有するネイション意識の醸成促進は可能ではないだろうか。何よりも、お金という数値化できる媒体を通じて考えることで、理念を見える化することができるのは啓発や教育のツールとしては利点と言って良いだろう。

2022年より、高校では主権者教育に力点を置く「公共」科目が必修となる。憲法の理念を共有するネイションは、違う言葉にすれば主権者としてのネイションでもある。お金という媒体をツールとして使う教育は、公教育空間でも取り入れやすいのではないだろうか。

もちろん、ネイション意識が簡単に変わるわけではないだろうし、一つのアプローチでレイシズムを克服できるわけでもないだろう。また、上記の提案は、公的なお金の流れについてであり、例えば、憎悪扇動・表現が行われている、ネットや出版などの商業空間をカバーできるわけではない。それでも、公的なお金という媒体をツールとした、憲法理念を共有するネイション意識＝人民意識の醸成促進は、憲法を「守る」のか「変える」のか以前に、「やってみる」というステップに進むためにも、大きな意味があると考えられる。

8. 憲法の理念を共有するネイション意識とレイヤーとしての連帯意識

公的なお金の流れをツールとして使うことには、もう一つの強みがある。日本の公的なお金は、何も、日本の地理的領域の中でだけ完結しているわけではない。領域外にも、様々な形となって流れている。ODAなど、目的地が海外である場合もあるし、在日米軍への予算など、間接的に日本の領域外に流れるお金もある。公的なお金をツールとして使えば、そのお金が流れる先に暮らす人々とも、緩やかな「我々」意識を醸成してゆくことが可能になるのではないだろうか。

—戦後沖縄の経験から憲法を問う—

千葉大学 特任研究員
小松 寛

キーワード：天皇制、平和主義、基地問題、日本復帰

1. はじめに

本報告の目的は、戦後沖縄の経験をもとに日本国憲法の有する社会構想の可能性を検討することである。終戦後、米軍占領下におかれた沖縄に憲法が適用されることはなかった。軍事基地が強制的に拡張され、人権も侵害される中で展開された日本復帰運動は、日本国憲法の獲得を目指した運動でもあった。しかし復帰が実現した後も憲法による平和主義が沖縄へ適用されたとは言いがたい。他方で、沖縄では独自憲法をめぐる議論もなされてきた。そこで問題となるのは天皇制である。そもそも平和主義（武力放棄）と象徴天皇制はその出自から密接な関係にあった。そこで本報告では、上述の目的のために、まず米軍統治下にあった沖縄における日本国憲法への希望を論じ、次に復帰後に失望へと変わる過程を確認する。さらに沖縄独自の憲法案における天皇制への評価を考察した上で、沖縄と天皇制の関係性について議論する。

2. 日本国憲法への希望

1952年、サンフランシスコ講和条約により日本は国際社会に復帰する。しかし、米軍基地は同時に調印された日米安保条約によって残置されることも決定した。これは日本本土において基地闘争を引き起こすこととなる。1955年の立川飛行場拡張計画を端緒とする砂川闘争は、憲法が保障する生活権と財産権、健康で文化的な生活をおくるための権利、そして「日本の平和と独立」を掲げ、最終的に拡張計画を頓挫に追い込んだ。このように憲法の理念が組み込まれた日本の基地闘争は拡張阻止に成功、勝利を収めた。

沖縄でも土地接収という形で基地問題が露わになる。憲兵隊とブルドーザーによって執行された土地接収に住民は強く反発、その抵抗運動は「島ぐるみ闘争」と呼ばれた。これに対し米軍当局は抵抗運動を弱体化するために軍人及び軍属らに民間地域への立ち入りを禁止、経済的締め付けを行った。これにより土地を失った人々と商業活動を脅かされた人々は運動の継続をめぐって対立、沖縄社会は分断された。憲法の庇護下になかった沖縄の基地闘争は瓦解した。

このように拡大された在沖米軍基地に移転したのは、日本から撤退した海兵隊であった。岐阜などの海兵隊施設は沖縄に移転し、その結果日本と沖縄における米軍基地面積の割合は、約90対10から、50対50となった。日本国憲法を支えとして米軍基地の拡張を阻止できた日本の反基地運動とは対照的に、沖縄の反基地運動は土地の強制接収を拒めなかった。

1960年、復帰運動の中心母体となる沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成された。その活動方針のひとつに、沖縄への憲法適用を採用、憲法による平和と人権を求めることとなる。1969年11月10日、屋良朝苗琉球政府行政主席は佐藤栄作首相と面会し「佐藤総理大臣に訴える」と題された要望書を読み上げる。その中で異民族支配からの脱却と「民主平和憲法のもとに日本国民としての地位を回復する「即時無条件全面返還」」を訴えた。1971年、琉球政府は国会での沖縄返還協定批准審議に合わせて「復帰措置に関する建議書」を作成した。その中で沖縄が日本復帰を求める理由を「県民が復帰を願った心情には、結局は平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからにはほかなりません」と説明している。日本国憲法による基地撤去と平和を求める復帰思想は「反戦復帰」と呼ばれた。しかし、現実の日本復帰が米軍基地の残置を伴い、日米軍事同盟再編強化政策の一環であることが明らかになる。

2. 日本国憲法への失望

1995年、復帰後の沖縄で再び民衆運動が大きく渦巻く。9月、沖縄島北部で女子小学生が米兵三人による暴行される事件が発生した。反基地感情が高まる中、県知事二期目を務めていた大田昌秀は、米軍用地未契約地に対する強制使用のための代行業務を拒否する。これに対し村山富市首相は、大田知事に対して軍

用地強制使用の職務執行命令訴訟を提起する。最高裁まで争われた本裁判の判決は国側勝訴となった。憲法で保障された財産権は無視され、駐留軍用地特別措置法に基づく米軍基地の強制使用を合憲と判断した。さらに国会は国が直接強制使用できるよう軍用地特措法を改定した。

このように復帰運動の理論的主柱であった日本国憲法による米軍基地の撤去および平和の実現は、内閣総理大臣による提訴を契機に司法の場で審議され、不可との結論が下された。そして立法府たる国会でも、強制使用を可能にするよう法制度が整備された。日本政府の三権ともに憲法の平和主義による在沖米軍基地の整理縮小を認めなかった。憲法の平和主義は沖縄に平和をもたらさないというのが現実であり、沖縄側にとっては失望でしかなかった。

3. 沖縄独自の憲法案

日本に復帰したにもかかわらず、米軍基地が残置された現状から、沖縄の独自性を模索する試みがなされていた。その一例が1981年『新沖縄文学』48号の特集「琉球共和国へのかけ橋」である。この中で「琉球共和社会憲法C私(試)案」が提示された。この案の作成者は、1970年前後に沖縄の日本復帰に反対した「反復帰」論者の一人、川満信一であることが明らかになっている。これは一種の「独立」を沖縄が目指した際に、どのような政治形態を持つべきかという思考実験の題材と言えよう。

1990年代、冷戦の崩壊およびグローバリゼーションの進展といった国際社会の変容を背景に、論壇上では国民国家そのものを問い直す国民国家論や近代のあり方に疑問を呈するポストモダンと呼ばれる議論が興隆する。この文脈において80年代初頭の沖縄で「国家の廃絶」を唱えた琉球共和社会憲法案が耳目を集める。今日までにこの憲法案を西川長夫、上野千鶴子、新城郁夫らが肯定的に、萱野稔人、高橋哲哉らが批判的に論じてきた。

本企画の趣旨については『新沖縄文学』48号掲載の「匿名座談会「憲法」草案への視座」で確認することができる。そこでは「いわゆる「共和国憲法」というかたちでまっとうな、真面目な憲法草案をつくるのか、あるいはパロディ化したもので、その真実性を持って我々の意志を表示するか、そのどちらかということだったので、両方を欲張ってうまく練り合わせて料理してほしいという難しい注文をした」とされている。

しかし本座談会では、以下のようなやり取りも確認できる。

- F そんなことならば、現在の日本国憲法も非常に立派な憲法なんだから、それを「将来の琉球共和国憲法とする」というだけでいいことになる。
- C あれにはちゃんと皇室規定が入っている。
- F そういうところを除いてね。

本企画の趣旨は琉球の憲法というパロディによって思考実験を行うことに他ならない。もし現実的な沖縄独立のために沖縄国憲法を草案する場合には、「非常に立派な」日本国憲法から皇室規定を除けば十分だ、というのである。換言すれば、沖縄独自の社会像を想像する場合、人権や平和主義等の規範は日本国憲法の内容で十分保障されているが、天皇制からの離脱は必須であることを意味している。

4. 沖縄と天皇

日本国憲法を特徴づける象徴天皇制と平和主義はその制定過程から密接な関係にあり、そして沖縄の存在が大きく関わっていた。戦争放棄条項の制定には、ダグラス・マッカーサーの意向が強く反映されている。その政治的理由は天皇の戦争責任を回避し、東京裁判で天皇を不起訴とすることにあった。そのためには天皇自身が平和と人権を尊重した憲法を制定する意思を示す必要があった。また、マッカーサーは沖縄を「天然の国境」と定め要塞化することによって、軍事力を有しない日本を外部の侵略から防衛できると考えた。つまり、日本の非軍事化と沖縄の軍事要塞化は平和憲法誕生の時から表裏一体の関係にあった。

日本の非軍事化と沖縄の要塞化を考える時、いわゆる「天皇メッセージ」にも触れざるを得ない。1947年、GHQへ天皇が米軍による沖縄の長期占領を望んでいることが伝えられた。これは新憲法の下、日本が軍事的安全保障を確保するためには米軍による沖縄占領が必要であったと判断されたためである。

しかし、戦後沖縄における天皇への意識は複雑である。例えば、日本復帰を実現した屋良朝苗は、復帰事業となる植樹祭、特別国体そして海洋博へ昭和天皇を迎えることに腐心したが、支持基盤である革新系団体からの反対を受けて断念した。1975年、海洋博へ皇太子(今上天皇)の臨場が決定すると屋良は「心

をこめてお迎えしよう」と全県民に呼びかけ「豊かな県民性の根底にたたえられた民族的本質が必ずや大きな力を発揮すると信じていた」と回顧している。しかし実際には、ひめゆりの塔を訪れた皇太子へ向け火炎瓶が投げられる事件が発生した。

2018年3月、退位を約1年後に控えた天皇による沖縄訪問に際して仲地博は、沖縄戦の経験や天皇メッセージなどの歴史的経緯により、沖縄では天皇に対して本土とは異なる考えを有してきたとしている。しかし、復帰後は沖縄社会も日本に組み込まれ、天皇に対する意識も日本化してきたと指摘する。その上で沖縄と天皇との関係の議論を深める必要があると説く。

この指摘を踏まえて、本報告では戦後沖縄の経験、特に沖縄と天皇制をめぐる議論を再考する。これにより、日本国憲法による社会構想の可能性を論じるための手がかりを提示したい。

参考文献

- 明田川融（2000）「1955年の基地問題—基地問題の序論的考察」『年報・日本現代史 第六号「軍事の論理」の史的検証』現代史料出版。
- 新崎盛暉（1976）『戦後沖縄史』日本評論社。
- 上野千鶴子（2006）『生き延びるための思想：ジェンダー平等の罨』岩波書店。
- 沖縄タイムス社編（1996）『50年目の激動 総集沖縄・米軍基地問題』沖縄タイムス社。
- 萱野稔人（2011）『ナショナリズムは悪なのか』NHK出版。
- 古関彰一・豊下梢彦『沖縄 憲法なき戦後：講和条約三条と日本の安全保障』みすず書房。
- 小松寛（2015a）「戦後沖縄と平和憲法」島袋純・阿部浩己編著『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店。
- 小松寛（2015b）『日本復帰と復帰：戦後沖縄ナショナリズムの展開』早稲田大学出版部。
- 小松寛（2016）「沖縄にとって日本国憲法とは何か：琉球共和社会憲法案という応答にも触れて」日本平和学会2016年度秋季研究集会報告ペーパー。
- 新城郁夫（2014）『沖縄の傷という回路』岩波書店。
- 匿名座談会（1981）「憲法」草案への視座『新沖縄文学』（沖縄タイムス社）48号。
- 鳥山淳（2013）『沖縄/基地社会の起源と相克：1945 - 1956』勁草書房。
- 仲地博（2018）「沖縄と天皇の関係議論を」『沖縄タイムス』3月26日。
- 西川長夫（2006）『<新>植民地主義論』平凡社。
- 屋良朝苗（1985）『激動八年屋良朝苗回顧録』沖縄タイムス社。

【連絡先】

開催校担当理事：石田 淳

〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1

東京大学大学院総合文化研究科

電子メール：ishida@waka.c.u-tokyo.ac.jp

日本平和学会第 23 期事務局 清水 奈名子

〒321-8505 宇都宮市峰町 350

宇都宮大学大学院 国際学部 清水奈名子研究室

電話&FAX：028-649-5170（大学）

電子メール：office@psaj.org